

第 章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

広島沿岸における海岸保全の基本理念，防護・環境・利用における基本目標・施策方針・施策展開，また，海岸保全の方向性をふまえ，施設整備に関する基本的な事項を示す。

施設整備の対象海岸は，沿岸の防護水準の向上を目的とする整備目標に対して，防護機能が不足している海岸区域とし，「安全で安心できる地域社会の形成」を目指す。

また，施設整備を行うに際し，海岸保全の方向性に基づき，防護面，環境面，利用面における要素がほぼ同一となる隣接する地区海岸¹⁹⁾を統合して，一定範囲の連続性をもった整備の方向性を明確にし，この方向性をふまえて，海岸保全施設の種類，規模及び配置等の整備計画を行う。

1. 施設整備の方向性

1-1 広島沿岸の地域区分

(1) ゾーン区分

各地区海岸の整備の方向性を定めるにあたって、自然特性・社会特性の類似性をもった地域（「ゾーン」と呼ぶ）に区分する。

広島沿岸を地形特性、行政区分などから7ゾーンに区分し、図 -1-1 に示す。

(2) エリア区分

整備の方向性がほぼ同一となる隣接する地区海岸については統合して、一定範囲の連続性をもった施策を設定することとし、統合した範囲を「エリア」と呼ぶ。

ゾーン内のエリアの区分図及び整備の方針を表 -1-2 に、ゾーン・エリア・海岸・地区の所属・所管一覧を示した地区海岸の一覧を表 -1-3 に、地区海岸位置図を図 -1-2 に、それぞれ示す。

注1) 表 -1-3 の所管において「水国局」とあるのは「水管理・国土保全局」の略である。

表 -1-1 エリア区分

ゾーン名	エリア名	備考
宮島・大竹	大竹港，阿多田，大野，廿日市，厳島港，宮島	
広島	廿日市，五日市，草津，観音・江波，吉島，出島，元宇品，宇品・丹那，向洋・海田，坂，似島・金輪島	
江田島・能美島	江田島，江田島，江田島，江田島，能美・江田島，能美，沖美，沖美，沖美，能美・大柿，大柿，大柿	
呉・倉橋島・上蒲刈島	天応・狩留賀，呉港，倉橋島北部，倉橋島南部，下蒲刈，川尻・蒲刈，安浦，豊	
竹原・大崎上島	大芝島，安芸津，小泊～築地，明神～忠海，阿波島・大久野島，大崎上島東部，大崎上島南部，大崎上島西部，大崎上島北部	
尾道・因島	幸崎・須波，糸崎港，尾道水道，福山松永，百島～岩子島，因島東部，因島西部，生口島東部，生口島西部，高根島・佐木島	
福山・内海	福山，田尻・鞆，走島，沼隈，内海	

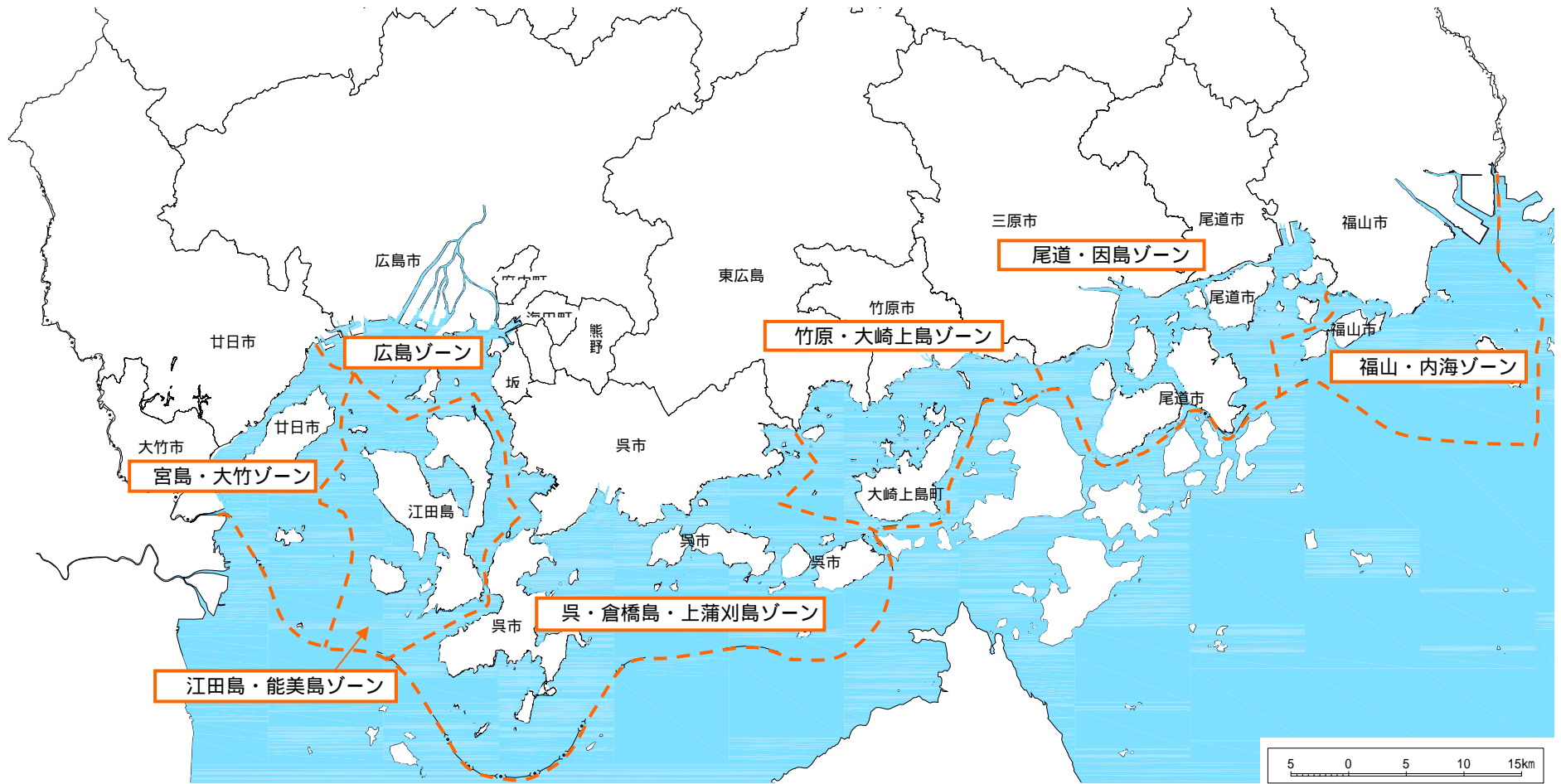


図 -1-1 広島沿岸のゾーン区分

表 -1-2(1) エリア区分図及び整備の方針【宮島・大竹ゾーン】


ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
<p>宮島・大竹ゾーン</p> 	<p>大竹市, 廿日市市</p>	<p>6</p>	<p>整備の方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大竹港エリア 臨海部に港湾機能が集積し、背後の低地に人口が集中していることから、親水空間の確保等にも配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害から防護するための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (2) 阿多田エリア 東部の漁港周辺域に人口が集中していることから、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。 (3) 大野エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。 (4) 廿日市 エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。 (5) 厳島港エリア 歴史的文化遺産が多数分布し、海辺を利用した伝統行事やイベントが盛んな観光地である。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。 (6) 宮島エリア 自然が多数残されており、こうした貴重な環境を維持することに十分配慮する。(海岸保全区域なし)

表 -1-2(2) エリア区分図及び整備の方針【広島ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
広島ゾーン	広島市, 海田町, 坂町	11	<p>(1) 廿日市 エリア 海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(2) 五日市エリア 八幡川河口部の干潟の保全を図りつつ、親水性の確保に配慮しながら、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(3) 草津エリア 海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(4) 観音・江波エリア 海辺を利用した伝統行事が行われており、観音地区にはマリナーもある。また、海岸線に沿って企業・住宅が密集している。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(5) 吉島エリア 海岸線に沿って人口が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(6) 出島エリア 海岸線に沿って港湾施設が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(7) 元宇品エリア 残された天然の海岸が有する景観に十分配慮しつつ、散策・磯遊びなどの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(8) 宇品・丹那エリア 海岸線に沿って港湾施設が密集しており、また、親水公園等もあることから、景観に配慮しながら高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(9) 向洋・海田エリア 海岸線に沿って企業・住宅などが密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(10) 坂エリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場が分布している地域と人口海浜があり海水浴客で夏はにぎわう地域がある、これらに十分に配慮した環境・利用に配慮した海岸整備を進める。</p> <p>(11) 似島・金輪島エリア 広島港では代表的な島であり、天然の海岸が残りこれらに十分に配慮した海岸整備を進める。</p>

表 -1-2 (3) エリア区分図及び整備の方針【江田島・能美島ゾーン】


ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
<p>江田島・能美島ゾーン</p> 	<p>江田島市</p>	<p>13</p>	<p>(1) 江田島 エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、日常の散策の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。</p> <p>(2) 江田島 エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、海水浴や潮干狩りなどの場として海辺が利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(3) 江田島 エリア 海水浴や潮干狩りなどの場として海辺が利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(4) 江田島 エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。</p> <p>(5) 能美・江田島エリア 日常の散策、海水浴、潮干狩りの場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備および海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。また、干潟が特に広く分布しているため、これに十分配慮する。</p> <p>(6) 能美エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。</p> <p>(7) 沖美 エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、海水浴などの場として海辺が利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(8) 沖美 エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、広く砂浜が分布している海岸線であることから、海水浴やマリンスポーツ、日常の散策などの場として海辺が盛んに利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(9) 沖美 エリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場・干潟が広く分布しているため、これらに十分に配慮した海岸整備を進めるとともに、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(10) 能美・大柿エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、日常の散策の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。</p> <p>(11) 大柿 エリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場・干潟が広く分布しているため、これらに十分に配慮した海岸整備を進めるとともに、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(12) 大柿 エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。</p> <p>(13) 大柿 エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、日常の散策の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。</p>

表 -1-2 (4) エリア区分図及び整備の方針【呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン】

ゾーン名 呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン	関係市町村 呉市	エリア数 8	整備の方針
			<p>(1) 天応・狩留賀エリア 高潮，波浪，津波による浸水被害回避のため，海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに，老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また，自然景観と環境へ配慮しつつポートピアパーク，狩留賀海水浴場を中心とした利用施設の充実を図る。</p> <p>(2) 呉港エリア 高潮，波浪，津波による浸水被害回避のため，海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに，老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また，阿賀マリノポリスを中心とした流通・レクリエーション機能の向上を図る。</p> <p>(3) 倉橋島北部エリア 藻場や干潟など優れた自然環境の保全を図る。既存利用施設では，レクリエーション機能の充実を図り，集落地は高潮，波浪，津波による浸水被害回避のため，海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(4) 倉橋島南部エリア 高潮，波浪，津波による浸水被害回避のため，海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに，老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また，藻場や干潟など優れた自然環境の保全を図る。</p> <p>(5) 下蒲刈エリア 安芸灘架橋景観を損ねず，自然環境保護に重点を置いた整備を行う。集落地は高潮，波浪，津波による浸水被害回避のため，海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに，既存海水浴場では利用に配慮した整備を図る。</p> <p>(6) 川尻・蒲刈エリア 高潮，波浪，津波による浸水被害回避のため，海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに，老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また，藻場や干潟など優れた自然環境の保全を図る。</p> <p>(7) 安浦エリア 貴重な動植物や自然海浜が存在し，これらの自然環境を保全しつつ，グリーンピアせとうちや海水浴場等の既存利用施設では，レクリエーション機能の充実を図る。三津口湾沿岸では，高潮，波浪，津波による浸水被害回避のため，海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに，また漁港利用者に配慮した利用しやすい海岸づくりを進める。</p> <p>(8) 豊エリア 高潮，波浪，津波による浸水被害回避のため，海岸保全施設の計画的な整備を進める。また，アビ渡来群遊海面や街並保存地区など優れた生態環境や景観の保全に努める。釣り場や海水浴，海洋牧場などでは，利用しやすい海岸づくりを進める。</p>

表 -1-2 (5) エリア区分図及び整備の方針【竹原・大崎上島ゾーン】

ゾーン名 竹原・大崎上島ゾーン	関係市町村 東広島市, 竹原市, 大崎上島町	エリア数 9	整備の方針
			<p>(1) 大芝島エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、漁港機能が集積する地区であることから、漁港利用者への配慮にも努める。</p> <p>(2) 安芸津エリア 臨海部に港湾機能が集積し、その背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、親水性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。また、背後の高台からの眺めは優れた海域環境を呈しており、海岸景観の保全に配慮した整備に努める。</p> <p>(3) 小泊～築地エリア 多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な干潟の保全に配慮するとともに、高潮、波浪、津波による浸水被害をうけている場所では、海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(4) 明神～忠海エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進めつつ、港湾機能が集積する地区であることから、港湾利用者への配慮にも努める。また、生物の生息・生育や産卵などの場となる干潟の保全にも努める。</p> <p>(5) 阿波島・大久野島エリア 海水浴などの場として海辺が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。ただし、天然記念物スナメリクジラの廻遊海域に面している阿波島周辺では、極力、今ある自然環境の保全に努める。</p> <p>(6) 大崎上島東部エリア 高潮、波浪、津波による浸水・飛沫被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進めつつ、港湾機能が集積する地区であることから、港湾利用者への配慮にも努める。</p> <p>(7) 大崎上島南部エリア 海水浴などの場として海辺が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進めるとともに、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。また、漁港機能が集積する地区であることから、漁港利用者への配慮にも努める。</p> <p>(8) 大崎上島西部エリア 海水浴などの場として海辺が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進めるとともに、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。また、港湾機能が集積する地区については、港湾利用者への配慮にも努める。</p> <p>(9) 大崎上島北部エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進めつつ、海水浴や伝統行事等の場として海岸線が利用されていることから、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。また、港湾機能が集積する地区については、港湾利用者への配慮にも努める。</p>

表 -1-2 (6) エリア区分図及び整備の方針【尾道・因島ゾーン】

ゾーン名 尾道・因島ゾーン	関係市町村 三原市, 尾道市	エリア数 10	整備の方針
			<p>(1) 幸崎・須波エリア 海の眺望に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(2) 糸崎港エリア 臨海部に港湾機能が集積し、その背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、親水性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(3) 尾道水道エリア 歴史的文化遺産が多数分布し、海辺を利用した伝統行事やイベントが盛んな観光地である。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。</p> <p>(4) 福山松永エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。</p> <p>(5) 百島～岩子島エリア 海水浴などの場として海辺が盛んに利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分に配慮する。</p> <p>(6) 因島東部エリア 残された天然の海岸が有する景観に十分に配慮しつつ、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p> <p>(7) 因島西部エリア 海岸線に沿って人口が密集しており、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(8) 生口島東部エリア 老朽化により再整備が必要な施設については順次更新していくとともに、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場・干潟が広く分布しているため、十分に配慮する。</p> <p>(9) 生口島西部エリア 日常の散策、伝統行事、海水浴、教育の場として海辺が多目的に利用されており、親水性を高める海岸整備を進める。</p> <p>(10) 高根島・佐木島エリア 天然の海岸が残り、多様な生物の生息・生育環境としての藻場・干潟が広く分布しているため、これらに十分に配慮した海岸整備を進めるとともに、海水浴などの海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。</p>

表 -1-2 (7) エリア区分図及び整備の方針【福山・内海ゾーン】

ゾーン名	関係市町村	エリア数	整備の方針
福山・内海ゾーン	福山市	5	<p>(1) 福山エリア 臨海部に港湾・物流機能が集積し、工業地域が広がる。それらの背後には比較的地盤高の低い人口密集地が広がっていることから、親水性の確保に配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(2) 田尻・鞆エリア 歴史的文化遺産が多数分布し、海辺を利用した伝統行事やイベントが盛んな観光地である。このため、周辺環境と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。また、環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮しつつ、高潮、波浪、津波による浸水被害回避のための海岸保全施設の計画的な整備を進める。</p> <p>(3) 走島エリア 離島で周囲を海でかこまれているため、海辺は日常生活の場として利用されている。また漁業が盛んであるため、漁港利用者への配慮に努める。防護面では、施設の老朽化が進んでいるため、周辺環境や漁港施設と調和する景観等に配慮した施設整備を進める。環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮する。</p> <p>(4) 沼隈エリア 高潮、波浪、津波による浸水被害回避のため、海岸保全施設の計画的な整備を進めるとともに、老朽化により機能の低下している恐れのある海岸保全施設の改修整備を進める。また、港湾機能が集積した地区であることから、港湾利用者への配慮にも努める。</p> <p>(5) 内海エリア 海水浴などの場として海辺が盛んに利用されており、海洋性レクリエーションの増進に資する施設整備を進める。環境面では、多様な生物の生息・生育や産卵の場として重要な藻場や干潟が広く分布しているため、十分配慮する。</p>



表 -1-3(1) 地区海岸一覧（宮島・大竹ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管	
宮島・大竹	大竹港	1	1 - 1	大竹港海岸（小島）	港湾局
			1 - 2	大竹港海岸（三菱）	港湾局
			1 - 3	大竹港海岸（新町）	港湾局
			1 - 4	大竹港海岸（小方）	港湾局
			1 - 5	玖波漁港海岸（玖波）	水産庁
	阿多田	2	1 - 6	阿多田漁港海岸（阿多田）	水産庁
			3	1 - 7	大竹海岸（阿多田）
	大野	4	1 - 8	大竹海岸（玖波）	水国局
			1 - 9	大野海岸（鳴川）	水国局
			1 - 10	大野海岸（宮浜）	水国局
		5	1 - 11	丸石漁港海岸（丸石）	水産庁
			1 - 12	大野海岸（丸石）	水国局
			1 - 13	塩屋漁港海岸（塩屋）	水産庁
			1 - 14	大野海岸（小田島）	水国局
			1 - 15	梅原漁港海岸（梅原）	水産庁
		6	1 - 16	大野海岸（大國蛭ヶ崎）	水国局
			1 - 17	上ノ浜漁港海岸（上ノ浜）	水産庁
			1 - 18	大野海岸（上ノ浜）	水国局
			1 - 20	大野海岸（早時）	水国局
			1 - 21	大野海岸（深江）	水国局
			1 - 22	大野海岸（赤崎）	水国局
			1 - 32	大野海岸（鼓ヶ浜）	水国局
	7	8	1 - 23	巖島港海岸（赤崎）	港湾局
			1 - 24	大野海岸（柿ノ浦）	水国局
	廿日市 I	7	1 - 24	廿日市海岸（阿品）	水国局
			8	1 - 25	地御前漁港海岸（地御前）
	巖島港	9	1 - 26	廿日市海岸（扇新開）	水国局
			1 - 27	巖島港海岸（網ノ浦）	港湾局
			1 - 28	巖島港海岸（有ノ浦）	港湾局
			1 - 29	巖島港海岸（長浜）	港湾局
			1 - 30	巖島港海岸（杉ノ浦）	港湾局
		1 - 31	巖島港海岸（包ヶ浦）	港湾局	

表 -1-3(2) 地区海岸一覧（広島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管				
広島	廿日市	10	2 - 1	広島港海岸(嘉永)	港湾局			
			2 - 2	広島港海岸(廿日市南)	港湾局			
			2 - 3	広島港海岸(住吉桜尾)	港湾局			
	五日市	11	2 - 4	広島港海岸(美濃里)	港湾局			
			2 - 5	五日市漁港海岸(五日市)	水産庁			
		12 13	2 - 6	広島港海岸(五日市)	港湾局			
	草津	14	2 - 7	草津漁港海岸(草津)	水産庁			
	観音・江波	15	2 - 8	広島港海岸(南観音)	港湾局			
		16						
		17	2 - 9	広島港海岸(江波)	港湾局			
	吉島	18	2 - 10	広島港海岸(吉島)	港湾局			
	出島	19	2 - 11	広島港海岸(出島)	港湾局			
		20						
	元宇品	21	2 - 12	広島港海岸(元宇品)	港湾局			
		22						
		23						
	宇品・丹那	24	2 - 13	広島港海岸(宇品)	港湾局			
		25						
	向洋・海田	26	2 - 14	広島港海岸(丹那)	港湾局			
			2 - 15	広島港海岸(向洋)	港湾局			
			2 - 16	広島港海岸(船越)	港湾局			
	坂	27 28 29	2 - 17	広島港海岸(矢野)	港湾局			
						2 - 18	広島港海岸(坂)	港湾局
30		2 - 20	広島港海岸(金輪島)	港湾局				
似島・金輪島	31	2 - 21	広島港海岸(似島西)	港湾局				
		2 - 22	広島海岸(二階)	水国局				
		2 - 23	広島海岸(深浦)	水国局				
		2 - 24	広島港海岸(似島東)	港湾局				

表 -1-3(3) 地区海岸一覧(江田島・能美島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管		
江田島・能美島	江田島	32	3 - 1	江田島海岸(秋月)	水国局	
			3 - 2	小用港海岸(秋月)	港湾局	
		33	3 - 3	小用港海岸(小用)	港湾局	
	江田島	34	3 - 4	小用港海岸(切串)	港湾局	
			35	3 - 5	江田島海岸(切串・幸浦)	農振局
			36	3 - 6	大須港海岸(大須)	港湾局
	江田島	37	3 - 7	江田島海岸(マゴ石・長浜)	農振局	
	江田島	38	3 - 8	江田島海岸(津久茂)	農振局	
			3 - 9	津久茂港海岸(津久茂)	港湾局	
			3 - 10	江田島海岸(津久茂)	水国局	
			3 - 11	世上漁港海岸(宮ノ原)	水産庁	
			3 - 12	江田島海岸(矢ノ浦)	水国局	
			3 - 13	鷲部矢ノ浦港海岸(鷲部矢ノ浦)	港湾局	
	能美・江田島	39	3 - 14	江田島海岸(内海)	農振局	
			3 - 15	内海港海岸(飛渡瀬)	港湾局	
			3 - 16	能美海岸(長瀬)	水国局	
	能美	40	3 - 17	中田港海岸(中町)	港湾局	
			41	3 - 18	中田港海岸(高田)	港湾局
	能美	41	3 - 19	能美海岸(遠崎)	水国局	
			42	3 - 20	沖美海岸(三吉)	水国局
				3 - 21	三高港海岸(小島)	港湾局
				3 - 22	三高港海岸(中ノ浜)	港湾局
				3 - 23	三高港海岸(高祖)	港湾局
				3 - 24	沖美海岸(高祖)	農振局
	43	3 - 25	美能漁港海岸(美能)	水産庁		
	沖美	44	3 - 26	沖美海岸(砦)	農振局	
			3 - 27	鹿田港海岸(鹿田)	港湾局	
			3 - 28	沖美海岸(入鹿)	農振局	
		45	3 - 29	畑漁港海岸(是長)	水産庁	
			3 - 30	畑漁港海岸(畑)	水産庁	
		46	3 - 31	沖美海岸(是長)	農振局	
			3 - 32	沖美海岸(大屋)	農振局	
	3 - 33		沖美海岸(横綱代)	水国局		
	沖美	47	3 - 34	沖美海岸(大黒)	農振局	
	能美・大柿	48	3 - 35	鹿川港海岸(大矢)	港湾局	
			3 - 36	鹿川港海岸(文久)	港湾局	
			3 - 37	鹿川港海岸(鎌木)	港湾局	
			3 - 38	鹿川港海岸(大柿)	港湾局	
			3 - 39	深江漁港海岸(深江)	水産庁	
			3 - 40	大柿海岸(深江)	農振局	
	大柿	49	3 - 41	大柿海岸(沖野島)	農振局	
			50	3 - 42	大柿海岸(西部)	農振局
				3 - 43	大柿海岸(南部)	農振局
	大柿	51	3 - 44	大柿海岸(東部)	農振局	
			3 - 45	大柿海岸(横走)	水国局	
	大柿	52	3 - 46	大柿港海岸(大君)	港湾局	
			3 - 47	柿浦漁港海岸(柿浦)	水産庁	

表 -1-3(4) 地区海岸一覧(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号		地区海岸名	所管	
呉・倉橋島・上蒲刈島	天応・狩留賀	53	4 - 1	呉海岸(天応)	水国局	
		54	4 - 2	大屋漁港海岸(大屋)	水産庁	
		55	4 - 3	呉海岸(吉浦狩留賀)	水国局	
	呉港	56	4 - 4	呉港海岸(吉浦)	港湾局	
			4 - 5	呉港海岸(川原石)	港湾局	
			4 - 6	呉港海岸(宝町)	港湾局	
			4 - 7	呉港海岸(警固屋)	港湾局	
		57	4 - 8	呉海岸(警固屋)	水国局	
		58	4 - 9	呉港海岸(阿賀(大入))	港湾局	
			4 - 118	呉港海岸(阿賀(阿賀マリノ))	港湾局	
			4 - 10	呉港海岸(阿賀(延崎))	港湾局	
			4 - 11	呉港海岸(広)	港湾局	
			4 - 12	呉港海岸(長浜)	港湾局	
			4 - 13	呉港海岸(小坪)	港湾局	
		59	4 - 14	呉海岸(仁方)	水国局	
			4 - 15	呉港海岸(仁方)	港湾局	
		60	4 - 16	情島漁港海岸(情島)	水産庁	
		倉橋島北部	61	4 - 17	音戸漁港海岸(鯛浜)	水産庁
				4 - 18	音戸海岸(音戸)	水国局
	4 - 19			音戸漁港海岸(坪井)	水産庁	
	4 - 20			音戸海岸(渡子)	水国局	
	4 - 21			田原漁港海岸(田原)	水産庁	
	4 - 22			音戸海岸(早瀬)	水国局	
	4 - 23			釣土田港海岸(早瀬)	港湾局	
	4 - 24			釣土田港海岸(藤ノ脇)	港湾局	
	62		4 - 25	釣土田港海岸(釣土田)	港湾局	
			4 - 26	釣土田港海岸(東宇和木)	港湾局	
			4 - 27	釣土田港海岸(西宇和木)	港湾局	
			4 - 28	釣土田港海岸(光ヶ瀬)	港湾局	
			4 - 29	釣土田港海岸(鳴滝)	港湾局	
			4 - 30	釣土田港海岸(重極)	港湾局	
			4 - 31	釣土田港海岸(重生)	港湾局	
	63		4 - 32	波多見港海岸(波多見)	港湾局	
	64		4 - 33	音戸海岸(波多見)	水国局	
			4 - 34	奥の内港海岸(奥の内)	港湾局	
	65		4 - 35	長谷漁港海岸(長谷)	水産庁	
	66		4 - 36	倉橋海岸(寒那)	農振局	
			4 - 37	倉橋海岸(脇田)	農振局	
			4 - 38	袋の内港海岸(袋の内)	港湾局	
4 - 39			倉橋海岸(本倉井)	農振局		

表 -1-3(5) 地区海岸一覧(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管	
呉・倉橋島・上蒲刈島	倉橋島南部	67	4 - 40	倉橋漁港海岸(大向)	水産庁
			4 - 41	倉橋漁港海岸(西宇土)	水産庁
			4 - 42	倉橋漁港海岸(須川)	水産庁
			4 - 43	倉橋漁港海岸(獺郷)	水産庁
		68	4 - 44	倉橋漁港海岸(本浦)	水産庁
			69	4 - 45	倉橋漁港海岸(石持)
		4 - 46		倉橋漁港海岸(尾立)	水産庁
		4 - 47		倉橋漁港海岸(室尾)	水産庁
		4 - 48		倉橋漁港海岸(海越)	水産庁
		4 - 49		倉橋漁港海岸(鹿老渡北)	水産庁
		4 - 50		倉橋漁港海岸(鹿老渡南)	水産庁
		4 - 51		倉橋漁港海岸(矢尻)	水産庁
		4 - 52		倉橋漁港海岸(瀬戸)	水産庁
		70	4 - 53	倉橋漁港海岸(家之元)	水産庁
			4 - 54	倉橋漁港海岸(碓之元)	水産庁
		71	4 - 55	倉橋漁港海岸(宮ノ口)	水産庁
			4 - 56	倉橋海岸(鹿島)	農振局
		72	4 - 57	倉橋海岸(唐船)	農振局
			4 - 58	大迫港海岸(大迫)	港湾局
		下蒲刈	73	4 - 59	倉橋海岸(大迫)
	4 - 60			倉橋海岸(亀ヶ首)	農振局
	74		4 - 61	下蒲刈海岸(下蒲刈)	水国局
			4 - 62	吉悪港海岸(吉悪)	港湾局
			4 - 63	蒲刈港海岸(見戸代)	港湾局
			4 - 65	蒲刈港海岸(丸谷)	港湾局
	75	4 - 66	蒲刈港海岸(三之瀬)	港湾局	
		4 - 67	下蒲刈海岸(小地蔵)	農振局	
	川尻・蒲刈	76	4 - 68	大地蔵漁港海岸(大地蔵)	水産庁
			4 - 69	蒲刈港海岸(向(南))	港湾局
4 - 70			蒲刈港海岸(向(北))	港湾局	
4 - 71			蒲刈港海岸(田戸)	港湾局	
4 - 72			蒲刈港海岸(宮盛)	港湾局	
4 - 73			蒲刈港海岸(大浦)	港湾局	
77		4 - 74	蒲刈港海岸(大浦)	農振局	
		4 - 75	川尻港海岸(岩戸)	港湾局	
		4 - 76	川尻港海岸(沖田)	港湾局	
		4 - 77	川尻港海岸(森)	港湾局	
4 - 78	川尻港海岸(久俊)	港湾局			
4 - 79	川尻海岸(大才)	水国局			

表 -1-3(6) 地区海岸一覧(呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管	
呉・倉橋島・上蒲刈島	安浦	78	4 - 80	小用港海岸(小用)	港湾局
			4 - 81	安浦海岸(日の浦)	水国局
			4 - 82	安登海岸(久多田)	農振局
			4 - 83	安浦海岸(小島)	農振局
			4 - 84	安浦漁港海岸(日の浦)	水産庁
			4 - 85	安浦漁港海岸(水尻)	水産庁
		79	4 - 86	安浦漁港海岸(実成)	水産庁
			4 - 87	安浦漁港海岸(三津口)	水産庁
	豊	80	4 - 88	蒲刈海岸(長瀬黒禿)	農振局
			4 - 89	蒲刈海岸(大浦)	農振局
			4 - 90	原漁港海岸(原)	水産庁
		81	4 - 91	豊浜海岸(豊島)	水国局
			4 - 92	豊島漁港海岸(代間)	水産庁
		82	4 - 93	豊島漁港海岸(山崎)	水産庁
			4 - 94	豊島漁港海岸(内浦)	水産庁
		83	4 - 95	豊島漁港海岸(立花)	水産庁
			4 - 96	豊島漁港海岸(大浜)	水産庁
			4 - 97	豊島漁港海岸(松山)	水産庁
		84	4 - 98	豊島漁港海岸(尾久比)	水産庁
			4 - 99	豊島漁港海岸(斎)	水産庁
			4 - 100	豊浜海岸(斎)	農振局
		85	4 - 101	三角海岸(西浜)	農振局
			4 - 102	御手洗港海岸(三角)	港湾局
			4 - 103	豊海岸(三角浦)	農振局
		86	4 - 104	御手洗港海岸(普登)	港湾局
			4 - 105	御手洗港海岸(久比)	港湾局
			4 - 106	御手洗港海岸(小柳)	港湾局
		87	4 - 107	御手洗港海岸(野坂)	港湾局
		88	4 - 108	御手洗港海岸(平羅)	港湾局
			4 - 109	御手洗港海岸(大島)	港湾局
			4 - 110	御手洗港海岸(小島)	港湾局
		89	4 - 111	御手洗港海岸(内浜)	港湾局
		90	4 - 112	御手洗港海岸(北堀)	港湾局
			4 - 113	御手洗港海岸(南堀)	港湾局
			4 - 114	御手洗港海岸(蛭子)	港湾局
		91	4 - 115	豊海岸(宇留明)	水国局
			4 - 116	豊海岸(豊町)	水国局
	4 - 117		豊島漁港海岸(沖友)	水産庁	

表 -1-3(7) 地区海岸一覧(竹原・大崎上島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管		
竹原・大崎上島	大芝島	92	5 - 1	安芸津海岸(大芝)	水国局	
			5 - 2	大芝南漁港海岸(大芝南)	水産庁	
			5 - 3	大芝北漁港海岸(大芝北)	水産庁	
	安芸津	93	5 - 4	小松原海岸(小松原)	水国局	
			5 - 5	大芝北漁港海岸(小松原)	水産庁	
		94	5 - 6	安芸津海岸(風早)	水国局	
			5 - 7	安芸津港海岸(風早)	港湾局	
			5 - 8	安芸津港海岸(雲下)	港湾局	
			5 - 9	安芸津港海岸(木谷)	港湾局	
		95	5 - 10	安芸津海岸(木谷)	水国局	
			5 - 11	安芸津海岸(木谷)	農振局	
		小泊～築地	96	5 - 12	竹原海岸(小泊)	水国局
				5 - 13	竹原海岸(曾井)	農振局
	5 - 14			竹原港海岸(沖辺)	港湾局	
	5 - 15			吉名漁港海岸(吉名)	水産庁	
	5 - 16			竹原港海岸(築地)	港湾局	
	明神～忠海	97	5 - 17	竹原海岸(築地)	農振局	
			5 - 18	竹原港海岸(明神)	港湾局	
			5 - 19	竹原港海岸(的場)	港湾局	
		98	5 - 20	竹原港海岸(高崎)	港湾局	
			5 - 21	竹原港海岸(福田)	港湾局	
			5 - 22	長浜漁港海岸(長浜)	水産庁	
			5 - 23	竹原海岸(長浜)	水国局	
			5 - 24	忠海港海岸(忠海)	港湾局	
	阿波島・大久野島	99	5 - 25	竹原海岸(大久野島)	水国局	
	大崎上島東部	100	5 - 26	東野海岸(外表)	水国局	
		101	5 - 27	木江港海岸(岩白)	港湾局	
			5 - 28	木江港海岸(大楡)	港湾局	
			5 - 29	木江港海岸(木江)	港湾局	
	大崎上島南部	102	5 - 30	木江港海岸(野賀)	港湾局	
		103	5 - 31	沖浦海岸(野賀)	水国局	
	大崎上島西部	104	5 - 32	沖浦漁港海岸(沖浦)	水産庁	
			5 - 33	大崎海岸(来島)	農振局	
		105	5 - 34	大崎海岸(大串)	水国局	
			5 - 35	大崎海岸(外浜)	農振局	
			5 - 36	大崎海岸(七々見)	農振局	
		106	5 - 37	大崎海岸(七々見東)	農振局	
			5 - 38	大西港海岸(城ヶ浜)	港湾局	
			107	5 - 39	大西港海岸(瀬井)	港湾局
	5 - 40	大西港海岸(長松)		港湾局		

表 -1-3(8) 地区海岸一覧(竹原・大崎上島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管		
竹原・大崎上島	大崎上島西部	108	5 - 41	大西港海岸(長江谷)	港湾局	
			5 - 42	大西港海岸(大西)	港湾局	
			5 - 43	大西港海岸(刀崎)	港湾局	
			5 - 44	大西港海岸(黒崎)	港湾局	
			5 - 45	大西港海岸(塔之越)	港湾局	
			5 - 46	大西港海岸(原下)	港湾局	
			5 - 47	大西港海岸(東原下)	港湾局	
		109	5 - 48	大西港海岸(長島東)	港湾局	
			5 - 49	大西港海岸(長島浜)	港湾局	
			5 - 50	大西港海岸(飛渡)	港湾局	
			5 - 51	大西港海岸(王互)	港湾局	
			5 - 52	大崎海岸(長島北)	農振局	
		大崎上島北部	110	5 - 53	東野海岸(脇の浦)	農振局
				5 - 54	東野海岸(大田)	水国局
	5 - 55			鮎崎港海岸(太田)	港湾局	
	5 - 56			鮎崎港海岸(矢弓)	港湾局	
	111		5 - 57	鮎崎港海岸(白水)	港湾局	
			5 - 58	鮎崎港海岸(盛谷)	港湾局	
			5 - 59	鮎崎港海岸(大琴)	港湾局	
	112		5 - 60	鮎崎港海岸(鮎崎)	港湾局	
	113		5 - 61	鮎崎港海岸(馬取)	港湾局	
			5 - 62	鮎崎港海岸(貝香)	港湾局	
			5 - 63	鮎崎港海岸(福浦)	港湾局	
			5 - 64	鮎崎港海岸(生野)	港湾局	
		5 - 65	鮎崎港海岸(船島)	港湾局		
		5 - 66	鮎崎港海岸(佐組島)	港湾局		

表 -1-3(9) 地区海岸一覧(尾道・因島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管	
尾道・因島	幸崎・須波	114	6 - 1	三原海岸(久津)	水国局
			6 - 2	三原海岸(大荷)	水国局
		115	6 - 3	能地漁港海岸(能地)	水産庁
			6 - 4	三原海岸(須波)	水国局
		116	6 - 5	須波港海岸(須波)	港湾局
			6 - 6	須波漁港海岸(須波)	水産庁
	糸崎港	117	6 - 7	尾道糸崎港海岸(貝野)	港湾局
			6 - 8	尾道糸崎港海岸(円一)	港湾局
			6 - 9	尾道糸崎港海岸(三原)	港湾局
	尾道水道	118	6 - 10	尾道糸崎港海岸(福地)	港湾局
			6 - 11	吉和漁港海岸(吉和)	水産庁
		119	6 - 12	尾道糸崎港海岸(尾道)	港湾局
		120	6 - 13	尾道糸崎港海岸(山波)	港湾局
		121	6 - 14	尾道糸崎港海岸(向島北)	港湾局
	福山松永	122	6 - 15	尾道糸崎港海岸(向東)	港湾局
			123	6 - 16	尾道糸崎港海岸(高西)
		124	6 - 17	尾道糸崎港海岸(機織)	港湾局
			6 - 18	尾道糸崎港海岸(松永)	港湾局
			6 - 19	尾道糸崎港海岸(柳津)	港湾局
	125	6 - 20	尾道糸崎港海岸(金江藤江)	港湾局	
	百島～岩子島	126	6 - 21	尾道糸崎港海岸(浦崎)	港湾局
			6 - 22	串浜漁港海岸(串浜)	水産庁
		127	6 - 23	尾道海岸(ほうまあ)	農振局
			6 - 24	尾道海岸(高松)	水国局
			6 - 25	尾道海岸(浦崎高松)	農振局
			6 - 26	尾道海岸(浦崎満越)	農振局
			6 - 27	海老漁港海岸(海老)	水産庁
			6 - 28	尾道海岸(浦崎新田)	農振局
			6 - 29	尾道海岸(浦崎)	水国局
		128	6 - 30	尾道海岸(吉ノ浜)	農振局
			6 - 31	泊漁港海岸(吉ノ浜)	農振局
			6 - 32	泊漁港海岸(泊)	水産庁
			6 - 33	尾道海岸(泊)	水国局
			6 - 34	尾道海岸(水の浜)	農振局
			6 - 35	尾道海岸(海老呑)	農振局
		129	6 - 36	福田港海岸(波戸)	港湾局
			6 - 37	福田港海岸(福田)	港湾局
		130	6 - 38	向東海岸(加島北)	農振局
	131		6 - 39	向東海岸(古江浜)	農振局
			6 - 40	向東海岸(小水)	農振局
			6 - 41	大町漁港海岸(大町)	水産庁
	6 - 42		尾道海岸(大町)	水国局	

表 -1-3(10) 地区海岸一覧(尾道・因島ゾーン)

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管
尾道・因島	百島～岩子島	132	6 - 43 向島海岸(稲積)	農振局
			6 - 44 干汐漁港海岸(稲積)	農振局
			6 - 45 干汐漁港海岸(干汐)	水産庁
			6 - 46 向島海岸(立花)	水国局
			6 - 47 立花漁港海岸(立花)	水産庁
			6 - 48 向島海岸(向島)	水国局
		133	6 - 49 尾道糸崎港海岸(向島西)	港湾局
		134	6 - 50 尾道糸崎港海岸(岩子)	港湾局
			6 - 51 尾道糸崎港海岸(船越)	農振局
			6 - 52 向島海岸(池ノ浦)	農振局
			6 - 53 向島海岸(団子石)	農振局
			6 - 54 向島海岸(浜ノ浦)	農振局
		因島東部	135	6 - 55 因島海岸(深浦大浜)
	6 - 56 因島海岸(深浦)			農振局
	6 - 57 因島海岸(三池)			農振局
	6 - 58 因島海岸(相川)			農振局
	136		6 - 59 中浜港海岸(大浜)	港湾局
			6 - 60 中浜港海岸(中庄)	港湾局
			6 - 61 中浜港海岸(外浦)	農振局
			6 - 62 鏡浦漁港海岸(鏡浦)	水産庁
			6 - 63 棕浦港海岸(棕浦)	港湾局
	137		6 - 64 土生港海岸(三庄)	港湾局
			6 - 65 土生港海岸(小用)	港湾局
	138		6 - 66 重井港海岸(細島)	港湾局
			6 - 67 因島海岸(細島西)	農振局
			6 - 68 因島海岸(細島)	農振局
			6 - 69 因島海岸(細島東)	農振局
	因島西部		139	6 - 70 土生港海岸(土生)
		6 - 71 因島海岸(竹長)		水国局
		6 - 72 因島海岸(重井)		水国局
		6 - 73 西浦漁港海岸(西浦)		水産庁
		140	6 - 74 重井港海岸(西浜)	港湾局
			6 - 75 重井港海岸(伊浜西)	港湾局
6 - 76 重井港海岸(馬神・宮沖)			農振局	
生口島東部	141	6 - 77 重井港海岸(伊浜東)	港湾局	
		6 - 78 瀬戸田港海岸(中野)	港湾局	
		6 - 79 瀬戸田海岸(名荷)	水国局	
		6 - 80 瀬戸田海岸(西浦坂田)	水国局	
	142	6 - 81 因島海岸(田嵐)	水国局	
		6 - 82 生口港海岸(原)	港湾局	
		6 - 83 生口港海岸(波止岡)	港湾局	

表 -1-3(11) 地区海岸一覧（尾道・因島ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管	
尾道・因島	生口島西部	143	6 - 84	生口港海岸（御寺）	港湾局
			6 - 85	生口港海岸（宮原）	港湾局
			6 - 86	生口港海岸（泊）	港湾局
			6 - 87	生口港海岸（田高根）	港湾局
		144	6 - 88	瀬戸田海岸（垂水早瀬）	農振局
			6 - 89	瀬戸田港海岸（垂水）	港湾局
			6 - 90	瀬戸田港海岸（福田）	港湾局
	高根島・佐木島	145	6 - 91	瀬戸田港海岸（高根）	港湾局
			6 - 92	瀬戸田海岸（高根）	農振局
		146	6 - 93	佐木港海岸（須ノ上）	港湾局
			6 - 94	鷺浦海岸（黒浜）	農振局
			6 - 95	瀬戸田港海岸（向田）	港湾局
			6 - 96	鷺浦海岸（長岩）	農振局
			6 - 97	鷺浦海岸（麦焼布袋岩）	農振局
			6 - 98	佐木港海岸（須波）	港湾局
			6 - 99	佐木港海岸（大野浦）	農振局
		147	6 - 100	佐木港海岸（小佐木）	港湾局
			6 - 101	佐木港海岸（小佐木）	農振局
			6 - 102	小佐木海岸（北浦）	農振局

表 -1-3(12) 地区海岸一覧（福山・内海ゾーン）

ゾーン名	エリア名	番号	地区海岸名	所管	
福山・内海	福山	148	7 - 1	福山港海岸（野の浜）	港湾局
			7 - 2	福山港海岸（沖浦）	港湾局
		149	7 - 3	福山港海岸（手城）	港湾局
		150	7 - 4	福山港海岸（一文字）	港湾局
	田尻・鞆	151	7 - 5	水呑漁港海岸(水呑)	水産庁
			7 - 6	福山港海岸（田尻）	港湾局
			7 - 7	田尻漁港海岸(田尻)	水産庁
		152	7 - 8	福山港海岸（みゆき）	港湾局
			7 - 9	福山港海岸（江の浦）	港湾局
			7 - 10	平漁港海岸（平）	水産庁
			7 - 11	福山海岸（室浜）	水国局
	走島	153	7 - 12	走漁港海岸（唐船）	水産庁
			7 - 13	福山海岸（本浦）	水国局
		154	7 - 14	走漁港海岸（浦友）	水産庁
			7 - 15	走漁港海岸（本浦）	水産庁
	沼隈	155	7 - 16	阿伏兎港海岸（能登原）	港湾局
			7 - 17	千年港海岸（桜）	港湾局
			7 - 18	千年港海岸（岩船）	港湾局
			7 - 19	千年港海岸（草深）	農振局
			7 - 20	千年港海岸（敷名）	港湾局
			7 - 21	千年港海岸（常石）	港湾局
	内海	156	7 - 22	内海海岸（馬場崎）	水国局
			7 - 23	箱崎漁港海岸（箱崎）	水産庁
			7 - 24	箱崎漁港海岸（小用地）	水産庁
		157	7 - 25	内海海岸（大畑）	水国局
		158	7 - 26	横田漁港海岸（南）	水産庁
			7 - 27	横田漁港海岸（家廻）	水産庁
			7 - 28	横田漁港海岸（入双）	水産庁
			7 - 29	内海海岸（小坊志）	水国局
		159	7 - 30	内海海岸（グイビ）	水国局
			7 - 31	内海海岸（横山）	農振局
			7 - 32	内海海岸（横島）	水国局
		160	7 - 33	内海海岸（新道）	水国局
			7 - 34	横田港海岸（横島）	港湾局
			7 - 35	横田港海岸（町）	港湾局
			7 - 36	横田港海岸（大浦）	港湾局
		161	7 - 37	箱崎漁港海岸（釜屋）	水産庁
			7 - 38	箱崎漁港海岸（内浦）	水産庁
		162	7 - 39	箱崎漁港海岸（寺山）	水産庁
			7 - 40	箱崎漁港海岸（阿伏兎）	水産庁

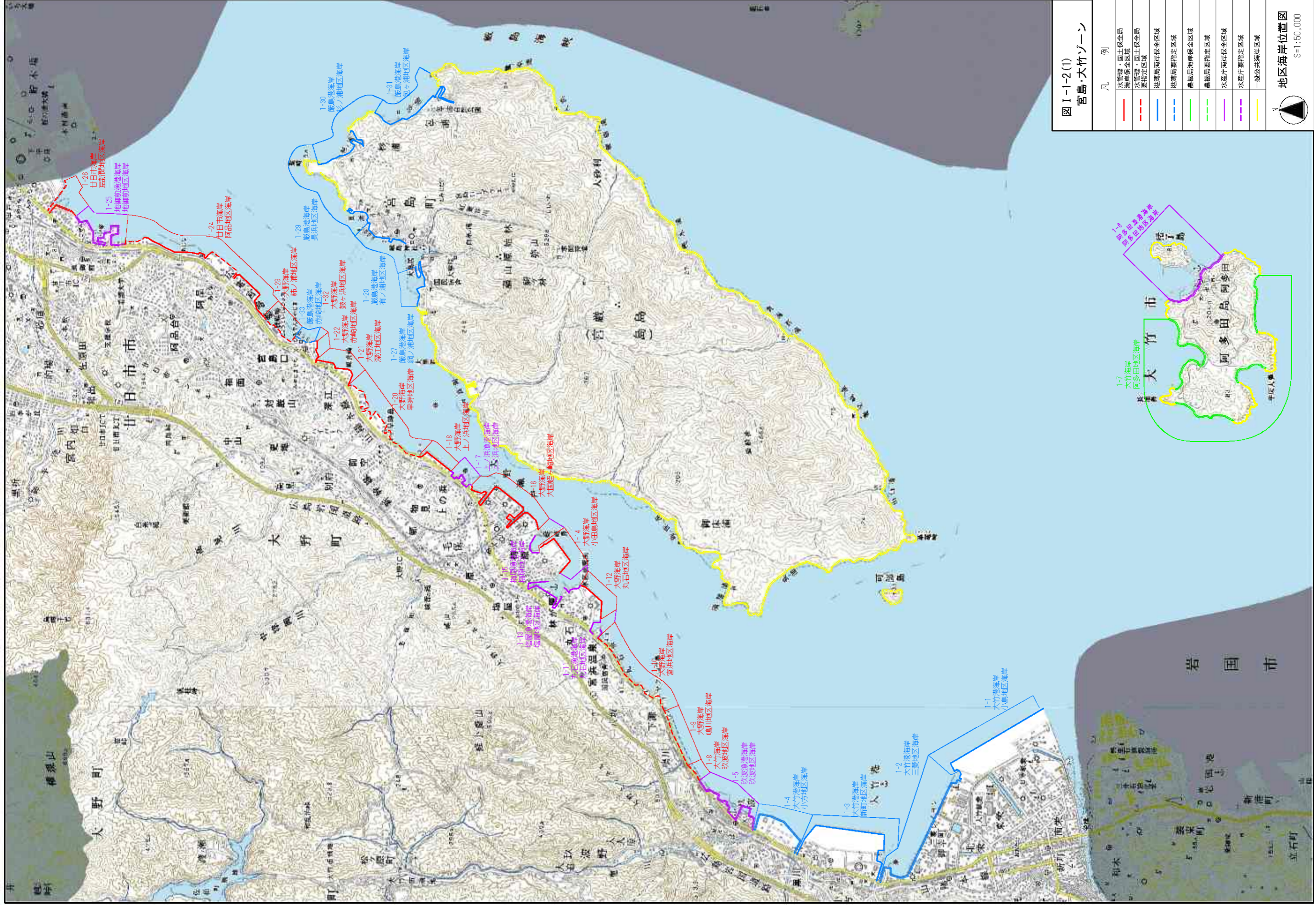
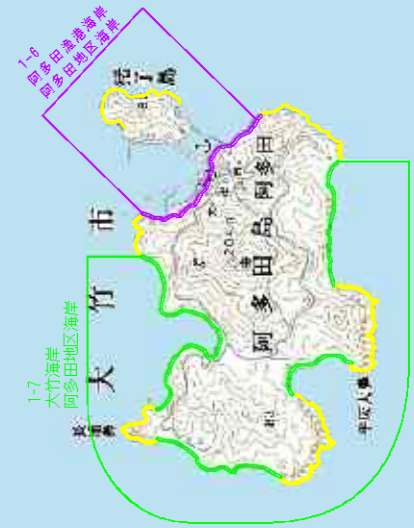


図 I-1-2(1)
宮島・大竹ゾーン

凡例	例
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局 海岸保全区域
- - -	港湾局 要指定区域
—	農林局 海岸保全区域
- - -	農林局 要指定区域
—	水産庁 海岸保全区域
- - -	水産庁 要指定区域
—	一般公共 海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000



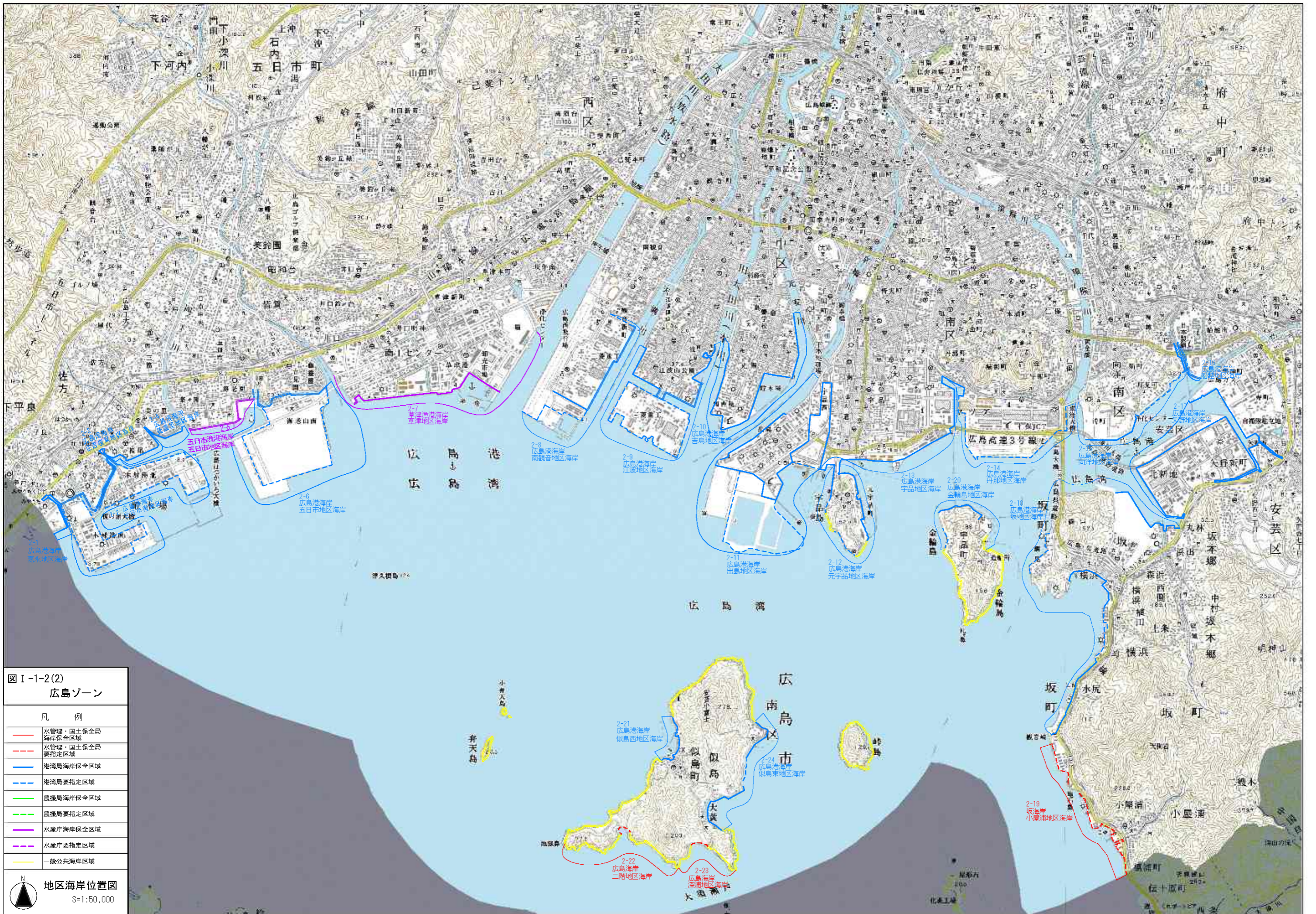


図 I-1-2(2)
広島ゾーン

凡例	
—	水管理、国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管理、国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
- - -	港湾局要指定区域
—	農振局海岸保全区域
- - -	農振局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
- - -	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

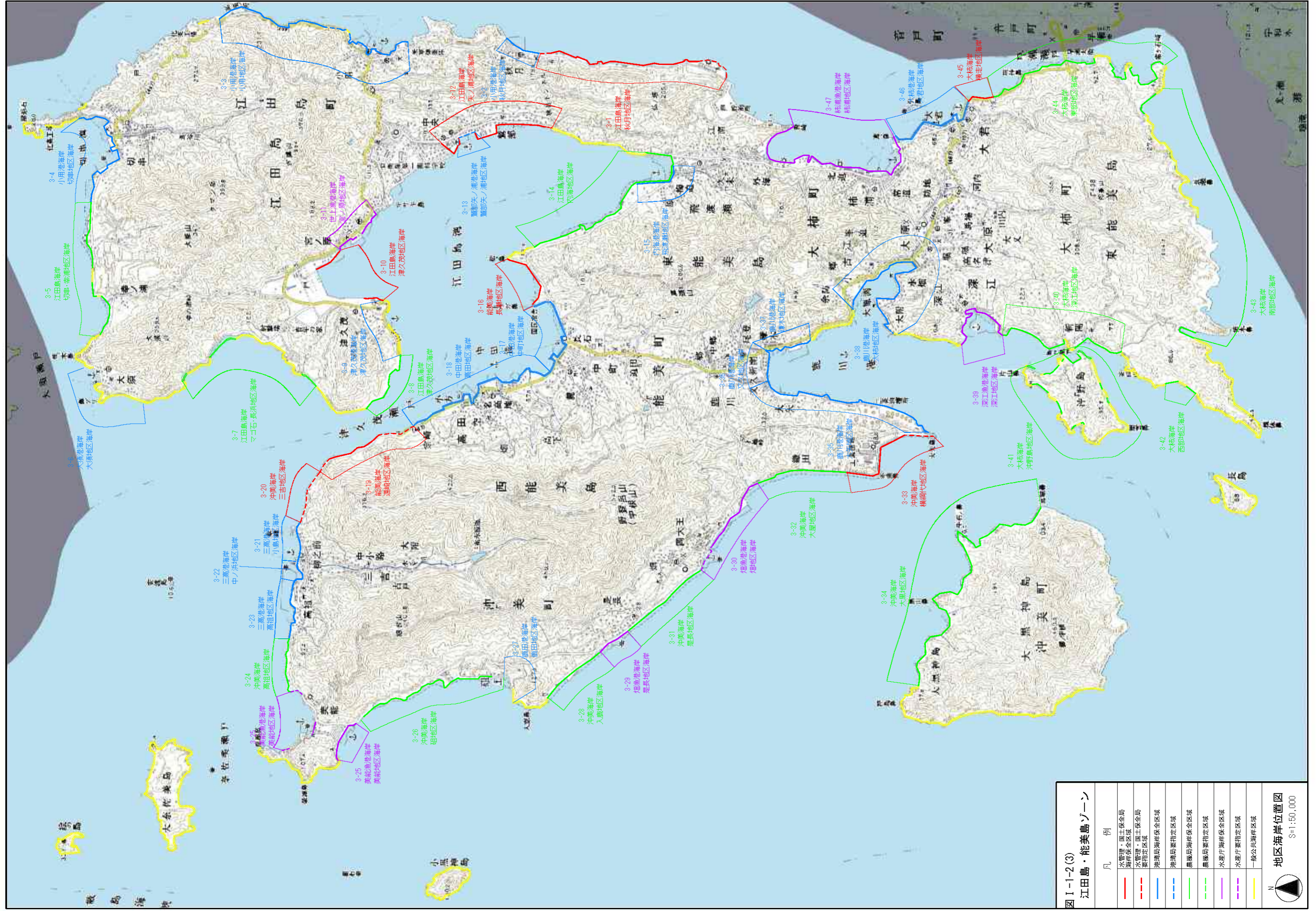


图 I-1-2(3)
江田島・能美島ゾーン

凡 例	
—	水管理、国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管理、国土保全局 要指定区域
—	港湾局 海岸保全区域
- - -	港湾局 要指定区域
—	農林局 海岸保全区域
- - -	農林局 要指定区域
—	水産庁 海岸保全区域
- - -	水産庁 要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

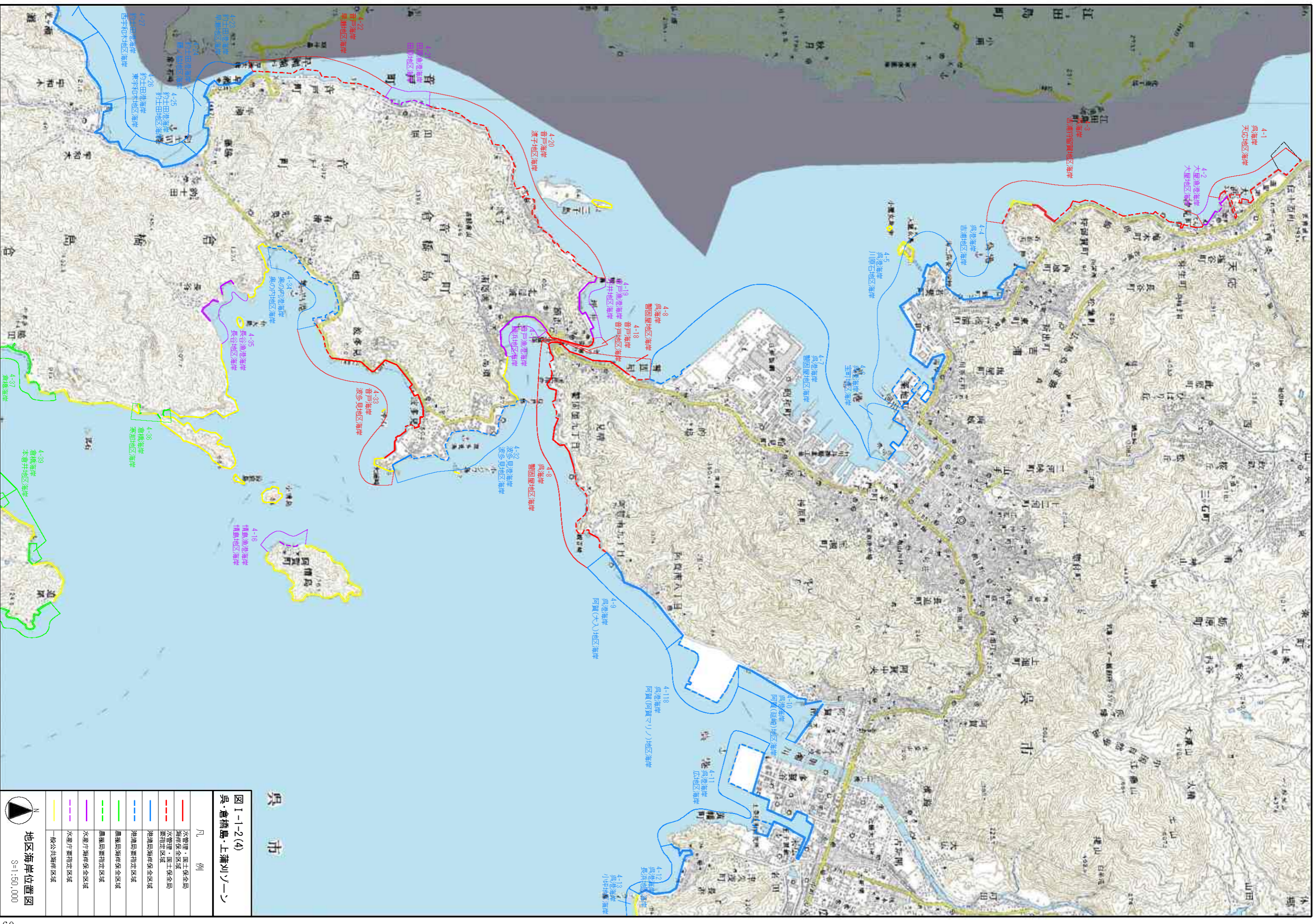


図1-1-2(4)
 吴・倉橋島・上蒲刈ゾーン

凡例	例
—	水管理・国土保全局 海洋保安区域
- - -	水管理・国土保全局 委指定区域
—	港湾局 海岸保安区域
- - -	港湾局 要指定区域
—	農林局 海岸保安区域
- - -	農林局 要指定区域
—	水産庁 海岸保安区域
- - -	水産庁 要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
 S=1:50,000

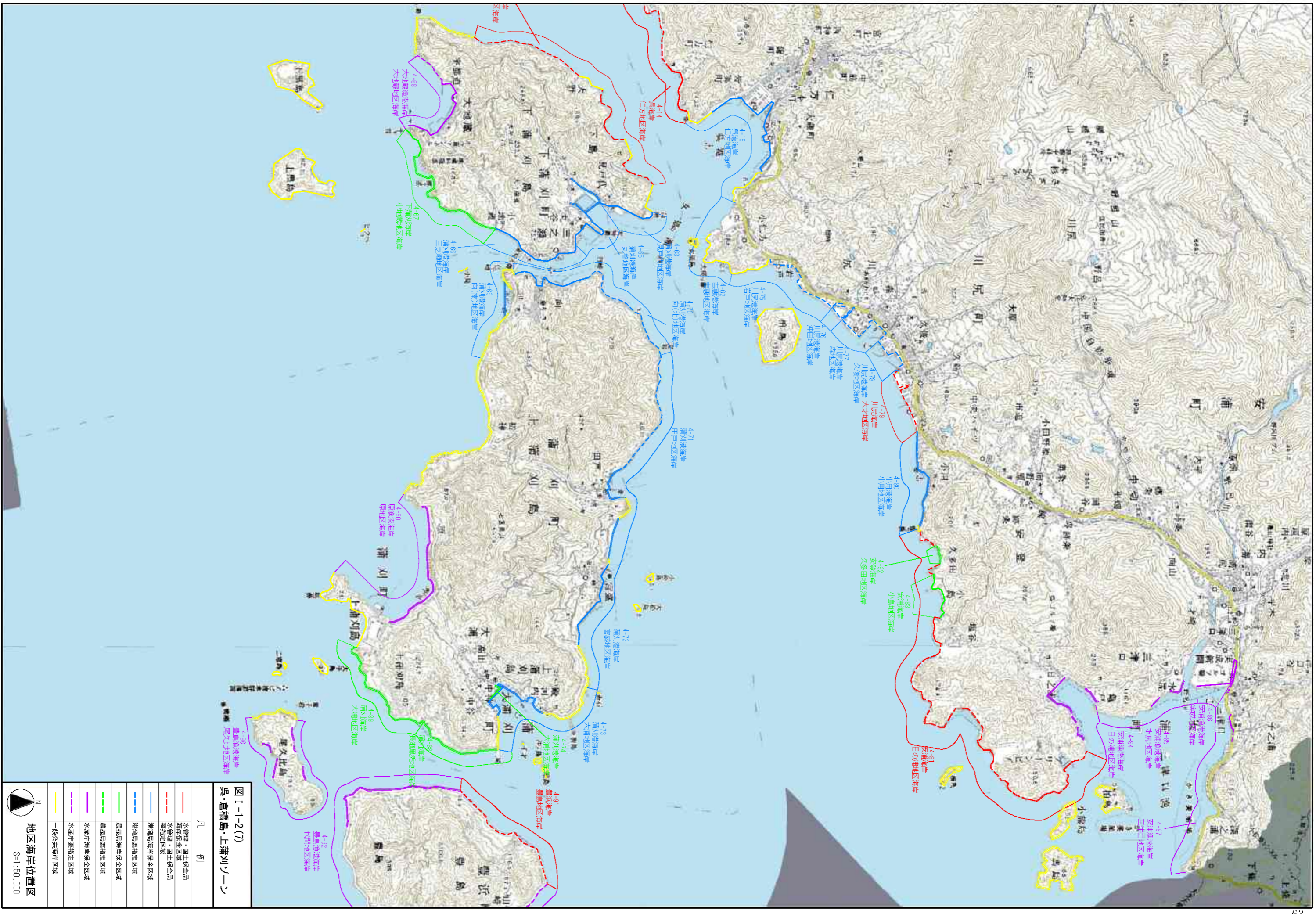


図 I-1-2(7)
 奥・倉橋島・上蒲刈ゾーン

凡例
水管理・国土保全局
海岸保安区域
水管理・国土保全局 指定区域
港湾局海岸保安区域
港湾局指定区域
農林局海岸保安区域
農林局指定区域
水産庁海岸保安区域
水産庁指定区域
一般公共海岸区域

地区海岸位置図
 S=1:50,000

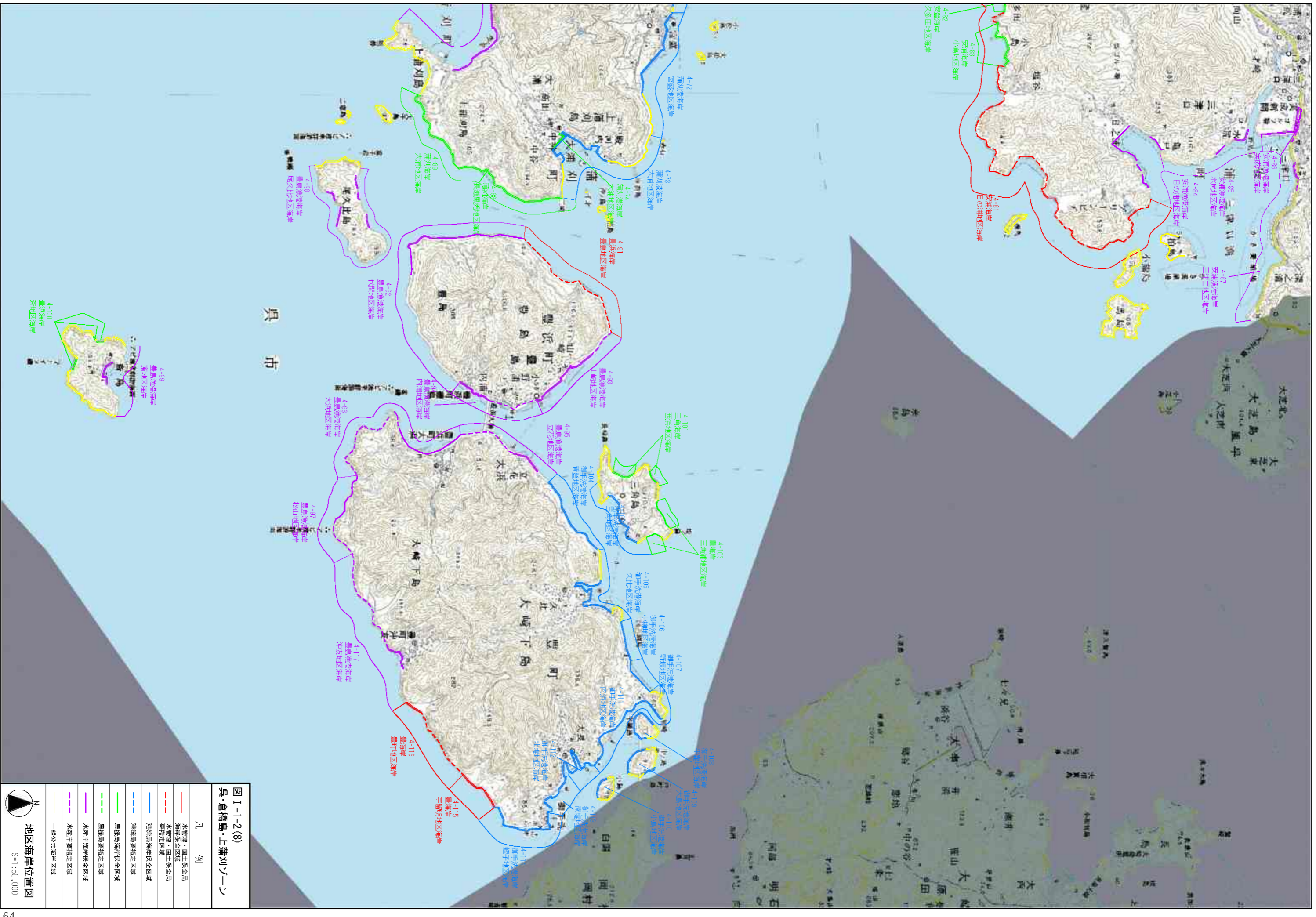


図 1-1-2(8) 奥・倉橋島・上蒲刈ゾーン

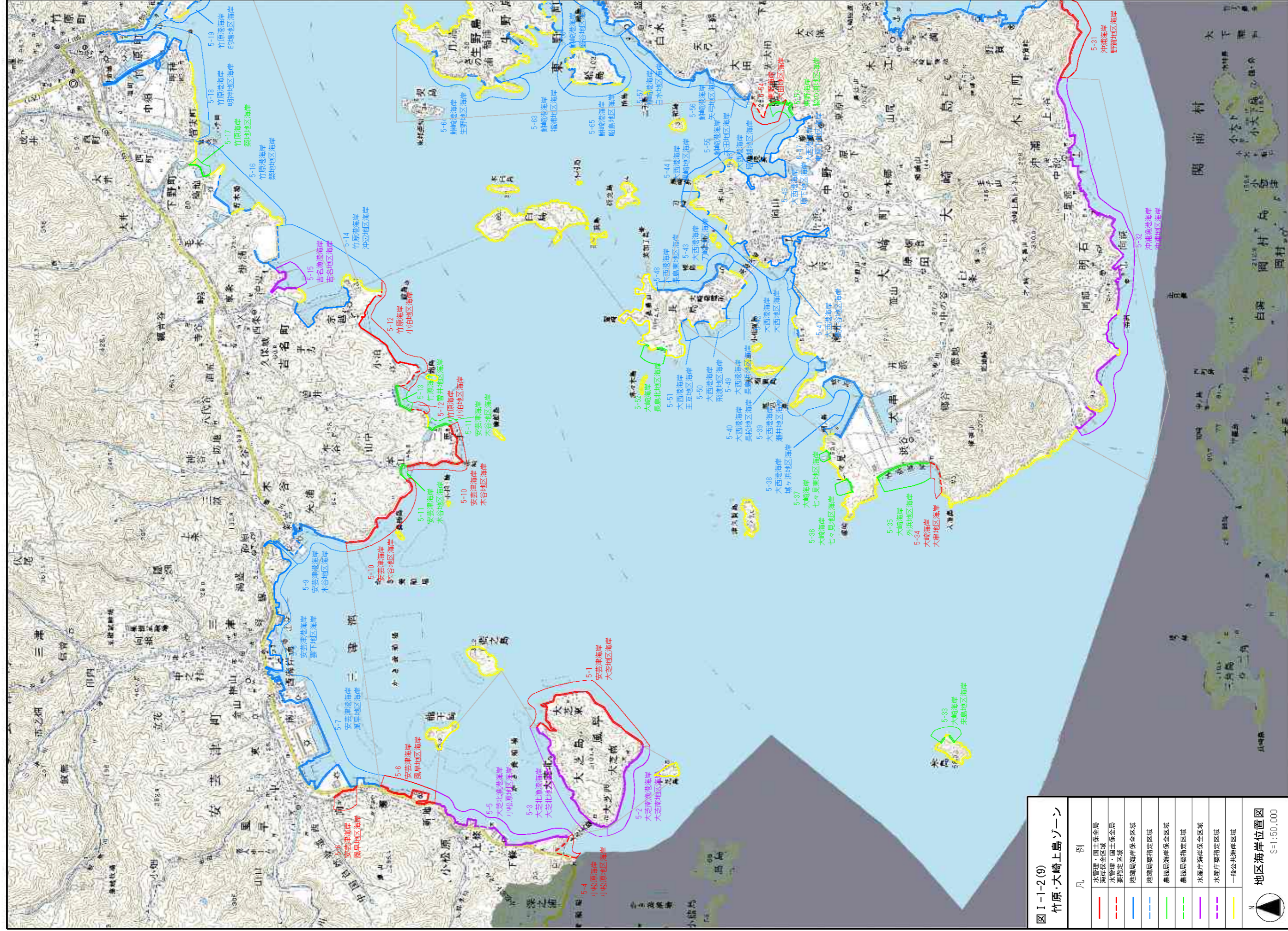


図 I-1-2(9)
竹原・大崎上島ゾーン

凡 例	
—	水管理、国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管理、国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
- - -	港湾局要指定区域
—	農林局海岸保全区域
- - -	農林局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
- - -	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

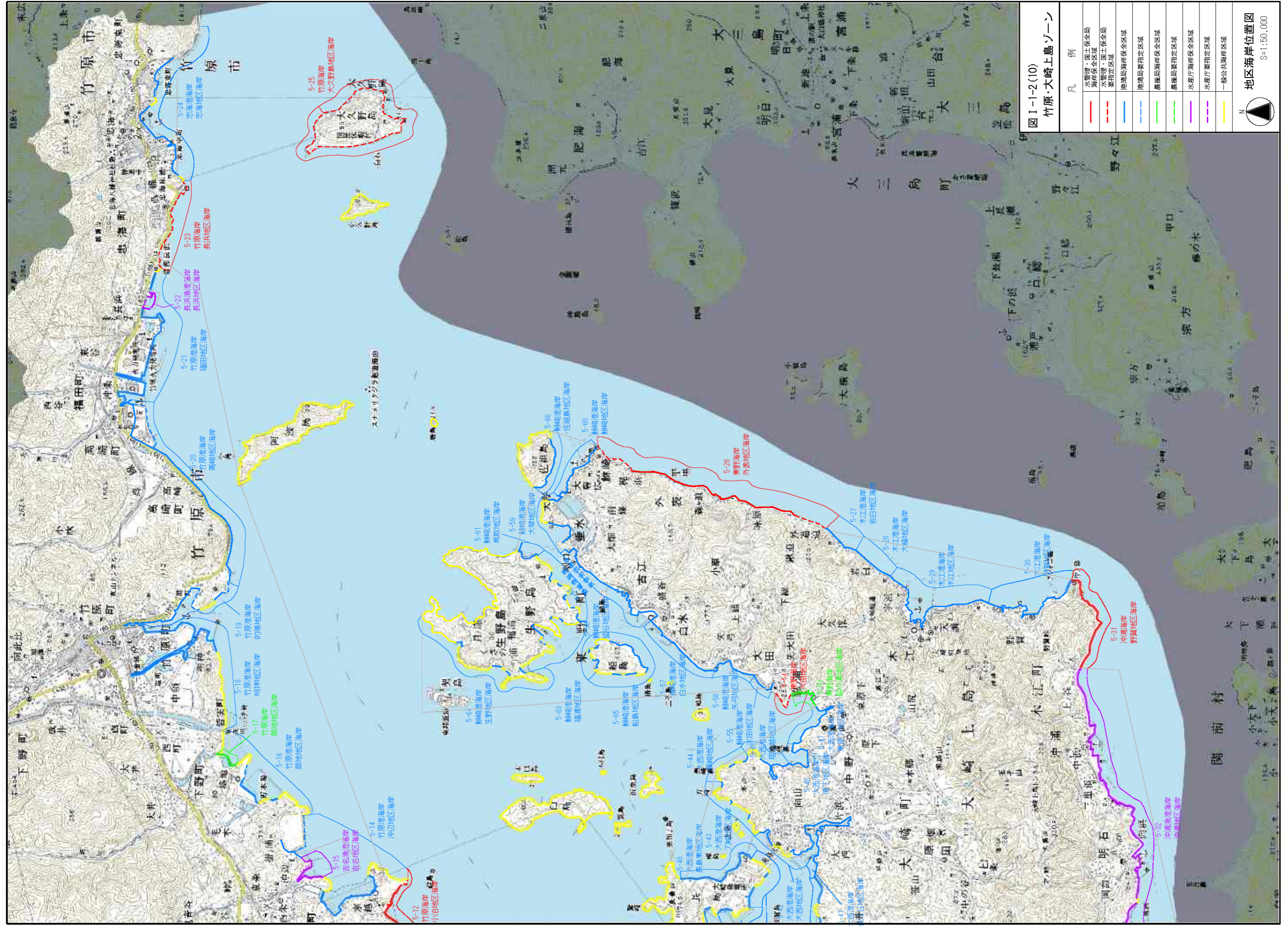


図 I-1-2(10)
竹原・大崎上島ゾーン

凡例	例
水管理・国土保全局 海岸保安区域	— (Red solid line)
水管理・国土保全局 要指定区域	- - - (Red dashed line)
港湾局海岸保安区域	— (Blue solid line)
港湾局要指定区域	- - - (Blue dashed line)
農林局海岸保安区域	— (Green solid line)
農林局要指定区域	- - - (Green dashed line)
水産庁海岸保安区域	— (Purple solid line)
水産庁要指定区域	- - - (Purple dashed line)
一般公共海岸区域	— (Yellow solid line)

地区海岸位置図
S=1:50,000

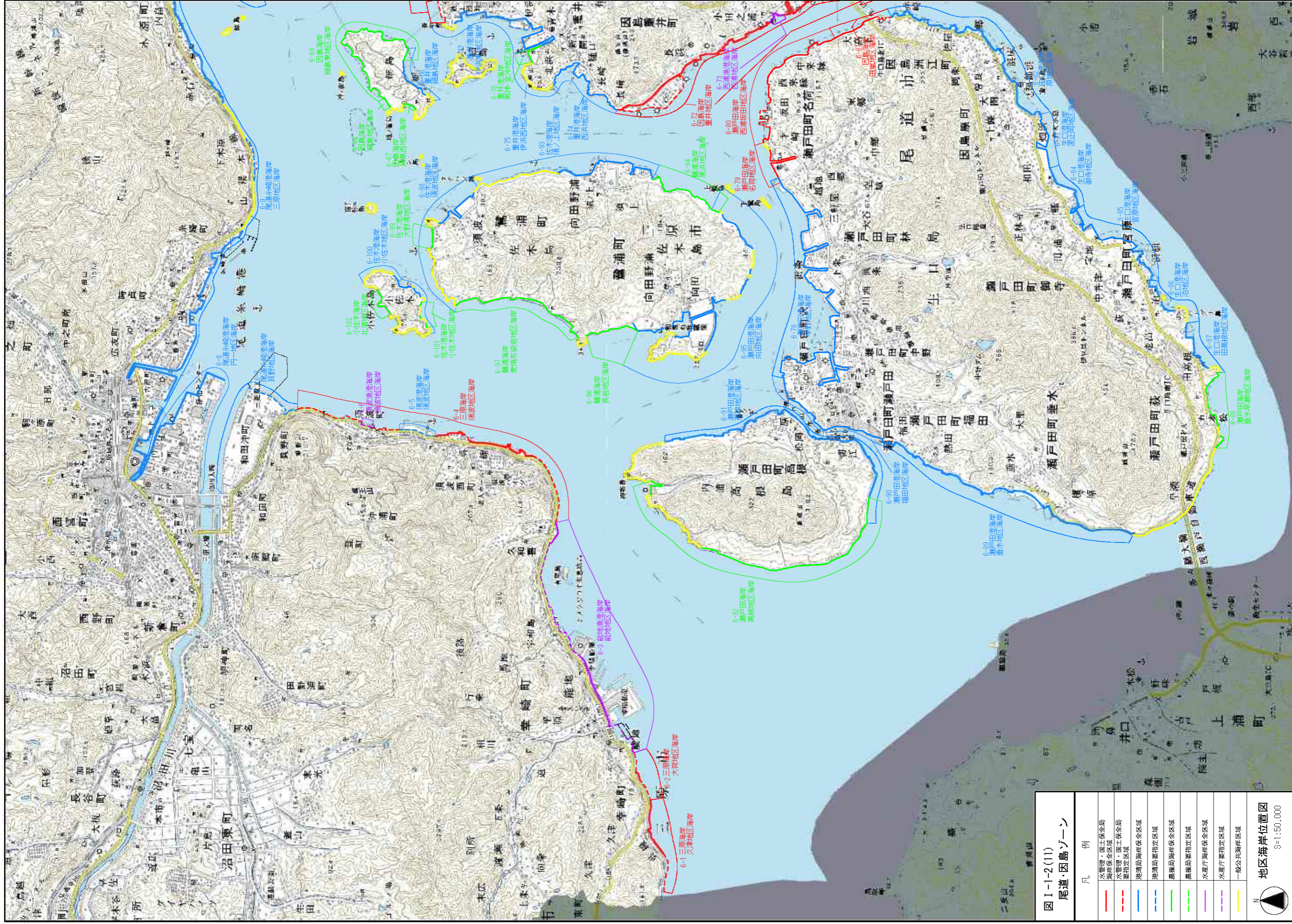


図 I-1-2(11)
 尾道・因島ゾーン

凡例	内容
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
- - -	港湾局要指定区域
—	農林局海岸保全区域
- - -	農林局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
- - -	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
 S=1:50,000

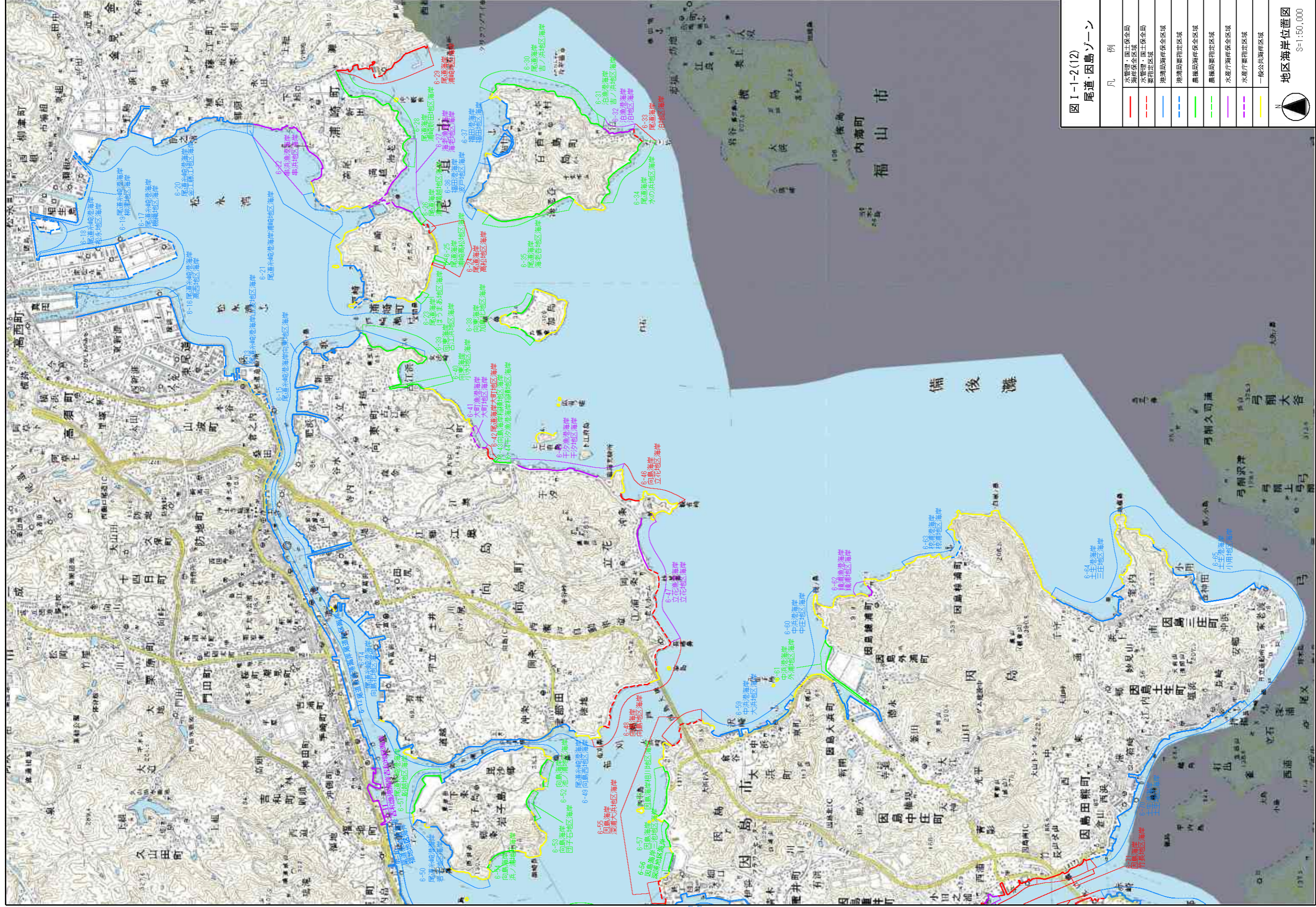


図 I-1-2(12)
尾道・因島ゾーン

凡例	例
水管理・国土保全局	—
海防保安区域	- - -
水管理・国土保全局	—
委指定区域	—
港湾局海岸保安区域	—
港湾局要指定区域	—
農林局海岸保安区域	—
農林局要指定区域	—
水産庁海岸保安区域	—
水産庁要指定区域	—
一般公共海岸区域	—

地区海岸位置図
S=1:50,000

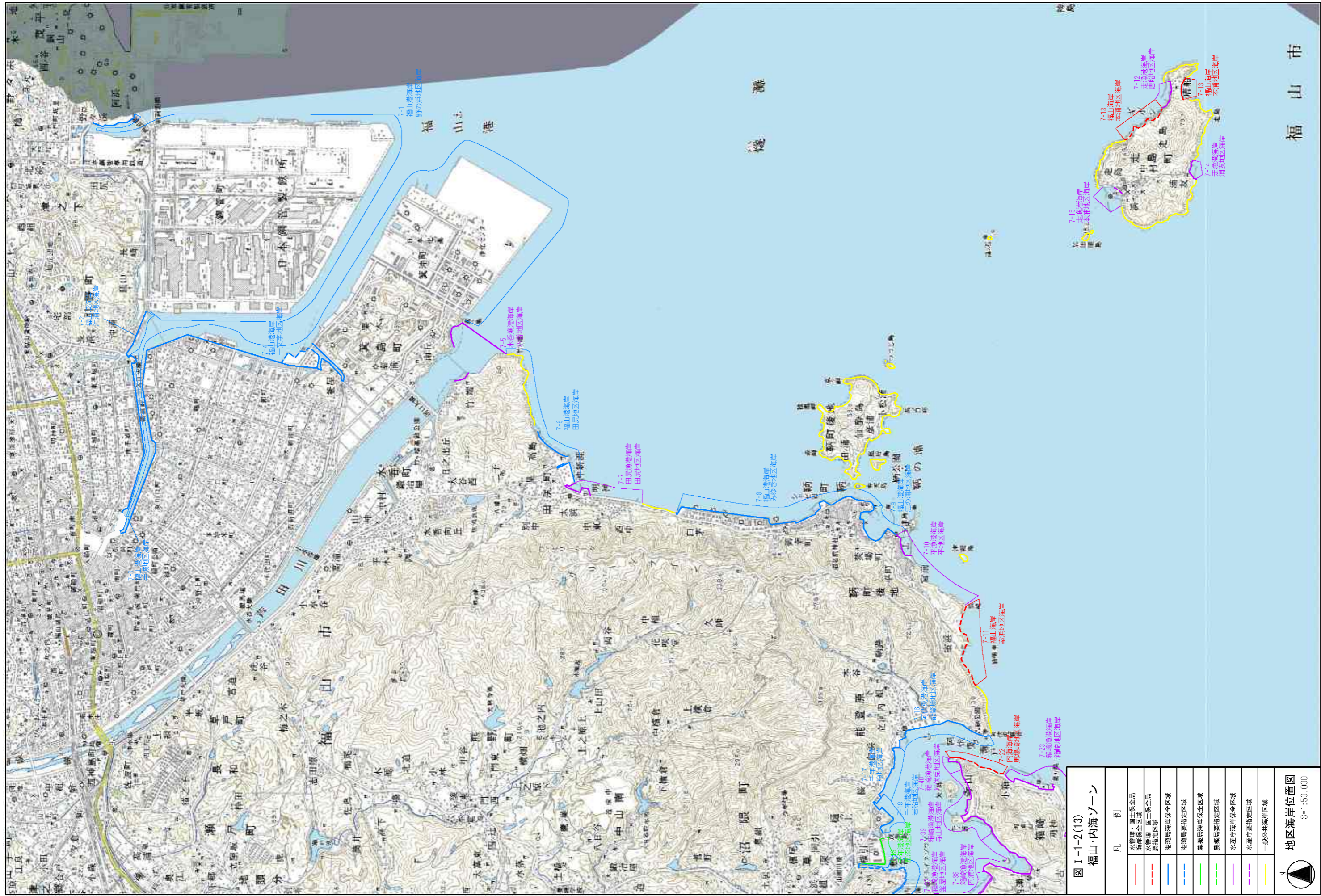
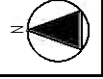


図 I-1-2(13)
福山・内海ゾーン

凡例	内容
—	水管理・国土保全局 海岸保全区域
- - -	水管理・国土保全局 要指定区域
—	港湾局海岸保全区域
- - -	港湾局要指定区域
—	農林局海岸保全区域
- - -	農林局要指定区域
—	水産庁海岸保全区域
- - -	水産庁要指定区域
—	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000



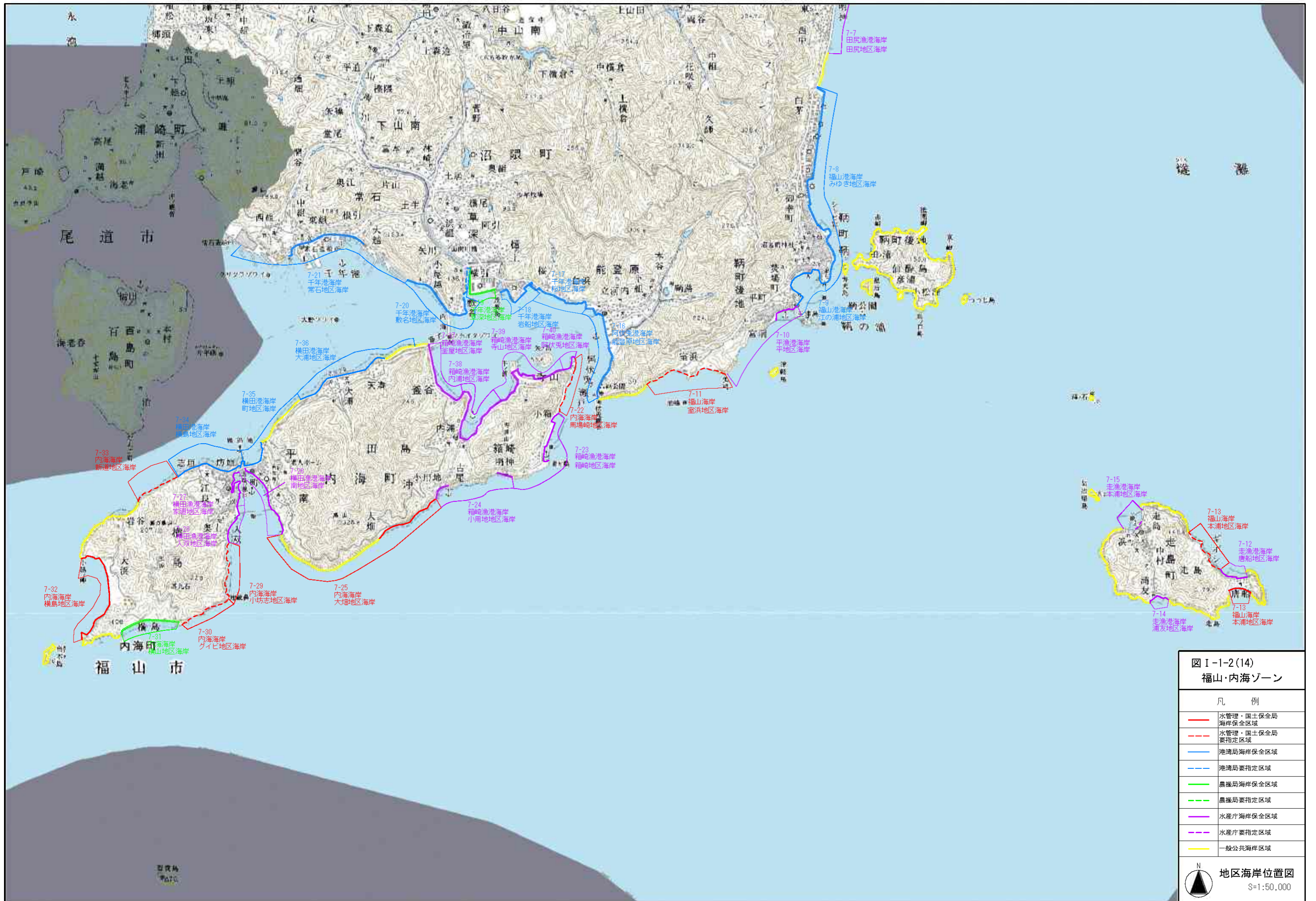


図 I-1-2(14)
福山・内海ゾーン

凡例

— (Red solid line)	水管理・国土保全局 海岸保全区域
- - - (Red dashed line)	水管理・国土保全局 要指定区域
— (Blue solid line)	港湾局海岸保全区域
- - - (Blue dashed line)	港湾局要指定区域
— (Green solid line)	農林局海岸保全区域
- - - (Green dashed line)	農林局要指定区域
— (Purple solid line)	水産庁海岸保全区域
- - - (Purple dashed line)	水産庁要指定区域
— (Yellow solid line)	一般公共海岸区域

地区海岸位置図
S=1:50,000

1 - 2 整備の方向性

ゾーン別の特性より立案した整備の方針をもとに、整備の方向性を設定することとし、表 -1-5 に、施設整備の方向性について示す。

表 -1-5 に関する事項

- 整備の方向性がほぼ同一となる隣接する地区海岸については統合して、一定範囲の連続性をもった整備の方向性を示す。(統合した範囲を「エリア」と呼ぶ)
- 整備の方向性は、統合した地区海岸(エリア)の現状の防護水準、環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等にも配慮して、防護面、環境面、利用面別に方向性を示している。
- 「海岸保全の方向性」に基づき、統合した地区海岸(エリア)毎に、防護面、環境面、利用面における整備の方向性のうち特に配慮する事項について着色して示す。
- 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示す。
- 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。
- 環境面、利用面における整備の方向性の記述がない海岸については、現状においてそれぞれの要素が少ない海岸であるが、必要に応じて生態系や景観への配慮等を検討する。

注1) 海岸の番号を図 -1-2 に示している。

表 -1-4 広島沿岸域における整備の方向性(全域の共通施策)

防護面	環境面	利用面
侵食に強い海岸の整備 ・土砂収支の広域的連携の推進 総合的な防災体制の整備 ・施設の運用・維持管理の高度化 ・地域と協力した防災体制の整備 ・地域住民の防災意識の向上	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系に配慮した施設整備 海岸環境の保全活動の推進 ・環境情報の共有化 ・海岸ごみ対策の充実 ・海岸及び周辺施策との連携 環境教育の推進 ・環境教育の場としての活用	利用しやすい海岸の整備 ・ユニバーサルデザインの視点に立った施設整備 海岸利用の増進 ・海岸利用の積極的な情報提供の推進 ・海岸及び周辺施策との連携 海岸利用のルールづくり ・利用者のマナー向上に向けた取組の推進 ・放置艇対策における関係機関との調整

表 -1-5(1) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
1	大竹港海岸（小島） 大竹港海岸（三菱） 大竹港海岸（新町） 大竹港海岸（小方） 玖波漁港海岸（玖波）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセス ¹⁹⁾ の確保（水際線までのアクセス確保など） （新町、小方、玖波） 多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） （新町、小方、玖波）
2	阿多田漁港海岸（阿多田）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
3	大竹海岸（阿多田）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（阿多田島長浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
4	大竹海岸（玖波） 大野海岸（鳴川） 大野海岸（宮浜）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
5	丸石漁港海岸（丸石） 大野海岸（丸石） 塩屋漁港海岸（塩屋） 大野海岸（小田島） 梅原漁港海岸（梅原） 大野海岸（大国蛭ヶ崎）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（潮干狩り利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
6	上ノ浜漁港海岸（上ノ浜） 大野海岸（上ノ浜） 大野海岸（早時） 大野海岸（深江） 大野海岸（赤崎） 大野海岸（鼓ヶ浜） 巖島港海岸（赤崎） 大野海岸（柿ノ浦）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） （上ノ浜漁港海岸-上ノ浜、大野海岸-上ノ浜、早時、深江、大野海岸-赤崎、鼓ヶ浜、柿ノ浦） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部を遊歩道化など）
7	廿日市海岸（阿品）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など）
8	地御前漁港海岸（地御前） 廿日市海岸（扇新聞）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（管絃祭など）
9	巖島港海岸（網ノ浦） 巖島港海岸（有ノ浦） 巖島港海岸（長浜） 巖島港海岸（杉ノ浦） 巖島港海岸（包ヶ浦）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（干潟・砂浜など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（世界文化遺産区域や自然公園特別保護地区としての調和、優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（管絃祭・神能・玉取祭・鎮火祭など） 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（水中花火大会など）

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

番号の付いた語句の説明は、巻末用語集参照

表 -1-5(2) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
10	広島港海岸(嘉永)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上 (住吉桜尾)	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (廿日市ボートパークなど)
	広島港海岸(廿日市南)			
	広島港海岸(住吉桜尾)			
11	広島港海岸(美濃里)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上 (美濃里)	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など) 海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
	五日市漁港海岸(五日市)			
12		高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策		
13	広島港海岸(五日市)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (みずどりの浜公園など)
14	草津漁港海岸(草津)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	
15		高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (観音マリナー、マリナーホップなど)
16	広島港海岸(南観音)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	
17	広島港海岸(江波)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (江波の漕ぎ伝馬、管絃祭など) ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (海神宮など)
18	広島港海岸(吉島)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (ボートパーク吉島など)
19		高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良		
20	広島港海岸(出島)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (港湾緑地、フェリー乗場など)
21		高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
22	広島港海岸(元宇品)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (砂浜など)	
23		高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良		海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (ホテル、マリナーなど)
24	広島港海岸(宇品)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策		海岸利用の増進 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (広島みなと祭など)
25	広島港海岸(宇品)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策(宇品)	海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	
	広島港海岸(丹那)			

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。
本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 -1-5(3) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
26	広島港海岸(向洋) 広島港海岸(船越) 広島港海岸(矢野)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上(船越、矢野)	海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(海田町海浜公園など)
27		高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(平成7浜親水公園など)
28	広島港海岸(坂)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟など) ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(小学校の体験学習など)
29		高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)
30	坂海岸(小屋浦)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良		多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など)
31	広島港海岸(金輪島) 広島港海岸(似島西) 広島港海岸(二階) 広島港海岸(深浦) 広島港海岸(似島東)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(砂浜など) ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造(優れた眺望の確保など)	多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造(水叩き部の遊歩道化など) 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携(荒神社、似島臨海公園など)
32	江田島海岸(秋月) 小用港海岸(秋月)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	-	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
33	小用港海岸(小用)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など)	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、潮干狩り利用など)
34	小用港海岸(切串)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	-	-
35	江田島海岸(切串・幸浦)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など)	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、潮干狩り利用など)
36	大須港海岸(大須)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備	-	-
37	江田島海岸(マゴ石・長浜)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など)	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、潮干狩り利用など)
38	江田島海岸(津久茂) 津久茂海岸(津久茂) 江田島海岸(津久茂) 世上漁港海岸(宮ノ原) 江田島海岸(矢ノ浦) 鷲部矢ノ浦海岸(鷲部矢ノ浦)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	-	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
39	江田島海岸(内海) 内海港海岸(飛渡瀬) 能美海岸(長瀬)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復(干潟・砂浜など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など) 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用、潮干狩り利用など)
40	中田港海岸(中町)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	-	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保(水際線までのアクセス確保など)
41	中田港海岸(高田) 能美海岸(遠崎)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	-	-
42	沖美海岸(三吉) 三高港海岸(小島) 三高港海岸(中ノ浜) 三高港海岸(高祖) 沖美海岸(高祖)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	-	-
43	美能漁港海岸(美能)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	-	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備(海水浴利用など)

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。
本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 -1-5(4) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
44	沖美海岸(砦) 鹿田港海岸(鹿田) 沖美海岸(入鹿)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
45	畑漁港海岸(是長) 畑漁港海岸(畑)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	-	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
46	沖美海岸(是長) 沖美海岸(大屋) 沖美海岸(横綱代)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (マリンスポーツ利用など)
47	沖美海岸(大黒)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (マリンスポーツ利用など)
48	鹿川港海岸(大矢) 鹿川港海岸(文久) 鹿川港海岸(鎌木) 鹿川港海岸(大柿) 深江漁港海岸(深江) 大柿海岸(深江)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	-	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
49	大柿海岸(沖野島)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟・砂浜など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用, マリンスポーツ利用など) 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (マリントーク瀬戸内, 沖野島マリナーなど)
50	大柿海岸(西部) 大柿海岸(南部)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (大柿長浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
51	大柿海岸(東部) 大柿海岸(横走)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	-	-
52	大柿港海岸(大君) 柿浦漁港海岸(柿浦)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	-	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
53	呉海岸(天応)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	-	海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (呉ポートピアパークなど)
54	大屋漁港海岸(大屋)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	-	-
55	呉海岸(吉浦狩留賀)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
56	呉港海岸(吉浦) 呉港海岸(川原石) 呉港海岸(宝町) 呉港海岸(警固屋)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (呉みなと祭りなど)
57	呉海岸(警固屋)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。
本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 -1-5(5) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
58	呉港海岸（阿賀（大入））	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟・砂浜など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 （海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （管絃祭など） ・海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （阿賀マリノボリスなど）
	呉港海岸（阿賀（阿賀マリノ））			
	呉港海岸（阿賀（延崎））			
	呉港海岸（広）			
	呉港海岸（長浜）			
呉港海岸（小坪）				
59	呉海岸（仁方）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など）	-
	呉海岸（仁方）			
60	情島漁港海岸（情島）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など）	-
61	音戸漁港海岸（鯉浜）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （清盛塚などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （清盛祭りなど）
	音戸海岸（音戸）			
	音戸漁港海岸（坪井）			
	音戸海岸（渡子）			
	田原漁港海岸（田原）			
	音戸海岸（早瀬）			
釣土田港海岸（早瀬）				
釣土田港海岸（藤ノ脇）				
62	釣土田港海岸（釣土田）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟・砂浜など）	-
	釣土田港海岸（東宇和木）			
	釣土田港海岸（西宇和木）			
	釣土田港海岸（鳴滝）			
	釣土田港海岸（重極）			
	釣土田港海岸（重生）			
63	波多見港海岸（波多見）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （大浦崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （大浦崎公園、音戸フェスティバルなど）
	奥の内港海岸（奥の内）			
64	音戸海岸（波多見）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （大浦崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 （海水浴利用など） ・海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （大浦崎公園、音戸フェスティバルなど）
	奥の内港海岸（奥の内）			
65	長谷漁港海岸（長谷）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟・砂浜など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	-
66	倉橋海岸（寒那）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	-
	倉橋海岸（脇田）			
	袋の内港海岸（袋の内）			
	倉橋海岸（本倉井）			
67	倉橋漁港海岸（大向）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （須之浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など）
	倉橋漁港海岸（西宇土）			
	倉橋漁港海岸（須川）			
	倉橋漁港海岸（瀬郷）			

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 -1-5(6) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
68	倉橋漁港海岸（本浦）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（長門島松原などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーション増進のための施設整備（海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（桂浜神社、トライアスロン大会など）
69	倉橋漁港海岸（石持） 倉橋漁港海岸（尾立） 倉橋漁港海岸（室尾） 倉橋漁港海岸（海越） 倉橋漁港海岸（鹿老渡北） 倉橋漁港海岸（鹿老渡南） 倉橋漁港海岸（矢尻） 倉橋漁港海岸（瀬戸） 倉橋漁港海岸（家之元） 倉橋漁港海岸（祖之元） 倉橋漁港海岸（宮ノ口）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	
70	倉橋海岸（鹿島） 倉橋海岸（唐船）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	
71	大迫港海岸（大迫）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	
72	倉橋海岸（大迫） 倉橋海岸（亀ヶ首）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・干潟・砂浜など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	
73	下蒲刈海岸（下蒲刈） 吉悪港海岸（吉悪）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場・砂浜など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	
74	蒲刈港海岸（見戸代（港）） 蒲刈港海岸（丸谷） 蒲刈港海岸（三之瀬）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全（ワセノマツの生息地など） ・干潟・砂浜の維持・回復（天神鼻緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場・干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（蘭島閣美術館などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（権伝馬など） ・海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携（蘭島閣美術館など）
75	下蒲刈海岸（小地藏） 大地蔵漁港海岸（大地蔵）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（藻場など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保（水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備（海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造（植栽、遊歩道の設置など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備（権伝馬など）
76	蒲刈港海岸（向（南）） 蒲刈港海岸（向（北）） 蒲刈港海岸（田戸） 蒲刈港海岸（宮盛） 蒲刈港海岸（大浦（港）） 蒲刈港海岸（大浦（農））	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復（日高庄緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造（優れた眺望の確保など）	多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備（権伝馬など）

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。
本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 -1-5(7) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
77	川尻港海岸(岩戸)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (遊歩道の設置など) 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (親水公園など)
	川尻港海岸(沖田)			
	川尻港海岸(森)			
	川尻港海岸(久俊)			
	川尻海岸(大才)			
78	小用港海岸(小用)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (ワシツバキの生息地など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (中小島・七浦自然海岸保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (稚児明神などの歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (グリーンピアせとうちなど)
	安浦海岸(日の浦)			
	安登海岸(久多田)			
	安浦海岸(小島)			
	安浦漁港海岸(日の浦)			
	安浦漁港海岸(水尻)			
79	安浦漁港海岸(実成)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など)	多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (柏島神社大祭など)
	安浦漁港海岸(三津口)			
80	蒲刈海岸(長瀬黒壳)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (齋島周辺鳥獣保護区特別保護地区など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (恋が浜自然海岸保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、潮干狩り利用、マリンスポーツ利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (植栽など) 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (天体観測館、県民の浜&星まつり、スィムラン in 蒲刈大会など)
	蒲刈海岸(大浦)			
	原漁港海岸(原)			
81	豊浜海岸(豊島)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (齋島周辺鳥獣保護区特別保護地区など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	
	豊島漁港海岸(代間)			
82	豊島漁港海岸(山崎)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (齋島周辺鳥獣保護区特別保護地区など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (植栽、遊歩道の設置など)
	豊島漁港海岸(内浦)			
83	豊島漁港海岸(立花)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (アビ波来群海面、齋島周辺鳥獣保護区特別保護地区、魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (植栽、遊歩道の設置など)
	豊島漁港海岸(大浜)			
	豊島漁港海岸(松山)			
84	豊島漁港海岸(尾久比)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (アビ波来群海面、齋島周辺鳥獣保護区特別保護地区、魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	
	豊島漁港海岸(齋)			
	豊浜海岸(齋)			
85	三角海岸(西浜)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	
	御手洗港海岸(三角) 豊海岸(三角浦)			

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。
本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 -1-5(8) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
86	御手洗港海岸（普登） 御手洗港海岸（久比） 御手洗港海岸（小柳）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	-
87	御手洗港海岸（野坂）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など）
88	御手洗港海岸（平羅） 御手洗港海岸（大島） 御手洗港海岸（小島）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	-
89	御手洗港海岸（内浜）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	-
90	御手洗港海岸（北堰） 御手洗港海岸（南堰） 御手洗港海岸（蛭子）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・未整備区間における施設整備	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （豊町御手洗伝統的建造物群保存地区 などの歴史・文化資源との調和、 優れた眺望の確保など）	海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （豊町御手洗伝統的建造物群保存地区、 七夕納涼祭（花火大会）など）
91	豊海岸（宇留明） 豊海岸（豊町） 豊島漁港海岸（沖友）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・砂浜など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	-
92	安芸津海岸（大芝） 大芝南漁港海岸（大芝南） 大芝北漁港海岸（大芝北）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （自然公園特別地域、優れた眺望の確保 など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など）
93	小松原海岸（小松原） 大芝北漁港海岸（小松原）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （砂浜など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など）
94	安芸津海岸（風早） 安芸津港海岸（風早） 安芸津港海岸（雲下） 安芸津港海岸（木谷）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （潮干狩り利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （住吉祭など） 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （安芸津フェスティバルなど）
95	安芸津海岸（木谷（河）） 安芸津海岸（木谷（農））	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （砂浜など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など）
96	竹原海岸（小泊） 竹原海岸（曾井） 竹原港海岸（沖辺） 吉名漁港海岸（吉名） 竹原港海岸（築地） 竹原海岸（築地）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 （カドガニ、ハケソバネ科、サガニの生息地 など） ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （自然公園特別地域など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。
本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 -1-5(9) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
97	竹原港海岸（明神）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟・砂浜など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （自然公園特別地域など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用、マリッジ・ツ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
	竹原港海岸（的場）			
	竹原港海岸（高崎）			
98	竹原港海岸（福田）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （長浜自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （忠海八幡神社社叢などの歴史・文化資源との調和）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用、マリッジ・ツ利用など）
	長浜漁港海岸（長浜）			
	竹原海岸（長浜）			
	忠海港海岸（忠海）			
99	竹原海岸（大久野島）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （砂浜など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （自然公園特別地域など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など） ・海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （休暇村大久野島など）
100	東野海岸（外表）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	-	-
101	木江港海岸（岩白）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （十七夜祭（権伝馬）など）
	木江港海岸（大楡）			
	木江港海岸（木江）			
	木江港海岸（野賀）			
102	沖浦海岸（野賀）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
103	沖浦漁港海岸（沖浦）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （蛭子祭など）
104	大崎海岸（来島）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （砂浜など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	-
105	大崎海岸（大串）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・地震時の液状化対策 ・侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （大串自然海浜保全地区などの天然の海岸線、砂浜など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など） ・海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （大串キャンプ場、大崎サマーフェスティバルなど）
	大崎海岸（外浜）			
106	大崎海岸（七々見）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （砂浜など）	-
	大崎海岸（七々見東）			

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。
本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 -1-5(10) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
107	大西港海岸(城ヶ浜) 大西港海岸(瀬井) 大西港海岸(長松)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 ・侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟・砂浜など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用, 潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) ・海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (親水公園など)
108	大西港海岸(長江谷) 大西港海岸(大西) 大西港海岸(刀崎) 大西港海岸(黒崎) 大西港海岸(塔之越) 大西港海岸(原下) 大西港海岸(東原下)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
109	大西港海岸(長島東) 大西港海岸(長島浜) 大西港海岸(飛渡) 大西港海岸(王互) 大崎海岸(長島北)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・砂浜など)	海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (魚釣り公園"マリンパークおおさき"など)
110	東野海岸(脳の浦) 東野海岸(大田) 鯨崎港海岸(太田) 鯨崎港海岸(矢弓)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液化化対策	-	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
111	鯨崎港海岸(白水) 鯨崎港海岸(盛谷) 鯨崎港海岸(大琴)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	-	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) ・歴史・文化資源と調和した施設整備 (住吉権伝馬など)
112	鯨崎港海岸(鯨崎)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	-	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
113	鯨崎港海岸(馬取) 鯨崎港海岸(貝香) 鯨崎港海岸(福浦) 鯨崎港海岸(生野) 鯨崎港海岸(船島) 鯨崎港海岸(佐組島)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (砂浜など) ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) ・多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (自然休養村, かんねキャンプ場など)
114	三原海岸(久津) 三原海岸(大荷)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液化化対策	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
115	能地漁港海岸(能地)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液化化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (マダガスカルの生息地など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (干潟など) ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。
本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 -1-5(11) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
116	三原海岸（須波）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 （水際線までのアクセス確保など） ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
	須波港海岸（須波）			
	須波漁港海岸（須波）			
117	尾道系崎港海岸（貝野）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 （水際線までのアクセス確保など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
	尾道系崎港海岸（円一）			
	尾道系崎港海岸（三原）			
118	尾道系崎港海岸（福地）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	-
	吉和漁港海岸（吉和）			
119	尾道系崎港海岸（尾道）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （尾道水道周辺の歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （住吉祭り、ベッチャー祭りなど） ・海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （千光寺、住吉花火祭り、みなと祭りなど）
	尾道系崎港海岸（山波）			
120	尾道系崎港海岸（山波）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など）	-
121	尾道系崎港海岸（向島北）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （尾道水道周辺の歴史・文化資源との調和、優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （住吉祭り、ベッチャー祭りなど） ・海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （住吉花火祭り、みなと祭りなど）
	尾道系崎港海岸（向東）			
122	尾道系崎港海岸（向東）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など）	-
123	尾道系崎港海岸（高西）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など）	多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
124	尾道系崎港海岸（機織）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上 （機織）	-	多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
	尾道系崎港海岸（松永）			
	尾道系崎港海岸（柳津）			
125	尾道系崎港海岸（金江藤江）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ・多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
	尾道系崎港海岸（浦崎）			
126	串浜漁港海岸（串浜）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など）	-
127	尾道海岸（ほうまあ）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ・景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など）
	尾道海岸（高松）			
	尾道海岸（浦崎高松）			
	尾道海岸（浦崎満越）			
	海老漁港海岸（海老）			
	尾道海岸（浦崎新田）			
	尾道海岸（浦崎）			

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。
本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 -1-5(12) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
128	尾道海岸(吉ノ浜) 泊漁港海岸(吉ノ浜) 泊漁港海岸(泊) 尾道海岸(泊) 尾道海岸(水の浜) 尾道海岸(海老呑)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (百島自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
129	福田港海岸(波戸) 福田港海岸(福田)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など)
130	向島海岸(加島北)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域など)	-
131	向東海岸(古江浜) 向東海岸(小水) 大町漁港海岸(大町) 尾道海岸(大町)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干汐自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
132	向島海岸(稲積) 干汐漁港海岸(稲積) 干汐漁港海岸(干汐) 向島海岸(立花) 立花漁港海岸(立花) 向島海岸(向島)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (干汐自然海浜保全地区などの天然の海岸線、立花緑地環境保全地域などの天然の海岸線、藻場・干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用、潮干狩り利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
133	尾道系崎港海岸(向島西)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	-
134	尾道系崎港海岸(岩子) 尾道系崎港海岸(船越) 向島海岸(池ノ浦) 向島海岸(回子石) 向島海岸(浜ノ浦)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進 ・侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など)
135	因島海岸(深浦大浜) 因島海岸(深浦) 因島海岸(三池) 因島海岸(相川)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (大浜崎鳥獣保護区特別保護地区など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、植栽による海岸線の緑化など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (因島アムニティー公園、大浜崎キャンプ場など)
136	中浜港海岸(大浜) 中浜港海岸(中庄) 中浜港海岸(外浦) 鏡浦漁港海岸(鏡浦) 棕浦港海岸(棕浦)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (梶ノ鼻自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 (水際線までのアクセス確保など) 多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など)
137	土生港海岸(三庄) 土生港海岸(小用)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (自然公園特別地域、優れた眺望の確保など)	多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 (水叩き部の遊歩道化など) 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (折古の浜キャンプ場など)
138	重井港海岸(細島) 因島海岸(細島西) 因島海岸(細島) 因島海岸(細島東)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など)	-

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。
本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 -1-5(13) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
139	土生港海岸（土生） 因島海岸（竹長） 因島海岸（重井） 西浦漁港海岸（西浦）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
140	重井港海岸（西浜） 重井港海岸（伊浜西） 重井港海岸（馬神・宮沖） 重井港海岸（伊浜東）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
141	瀬戸田海岸（中野） 瀬戸田海岸（名荷） 瀬戸田海岸（西浦坂田） 因島海岸（田嵐）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
142	生口港海岸（原） 生口港海岸（波止岡）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保、植栽による海岸線の緑化など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など）
143	生口港海岸（御寺） 生口港海岸（宮原） 生口港海岸（泊） 生口港海岸（田高根）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など）
144	瀬戸田海岸（垂水早瀬） 瀬戸田港海岸（垂水） 瀬戸田港海岸（福田）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （耕三寺などの歴史・文化資源との調和 海岸線の緑化など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用、マリンスポーツ利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （灯籠流しなど） 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （耕三寺、平山郁夫美術館など）
145	瀬戸田海岸（高根） 瀬戸田海岸（高根）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （高根島自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	-
146	佐木港海岸（須ノ上） 鷺浦海岸（黒浜） 瀬戸田港海岸（向田） 鷺浦海岸（長岩） 鷺浦海岸（麦焼布袋岩） 佐木港海岸（須波） 佐木港海岸（大野浦）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進 侵食に強い海岸の整備 ・汀線の保全・回復	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （柄鎌瀬戸、佐木大野浦自然海浜保全地区などの天然の海岸線、藻場・干潟など） 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） 多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など） ・健康に役立つ海岸の創造 （水叩き部の遊歩道化など） 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （トリアスロン大会など）
147	佐木港海岸（小佐木（港）） 佐木港海岸（小佐木（農）） 小佐木海岸（北浦）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など）	-
148	福山港海岸（野の浜） 福山港海岸（沖浦）	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・地震時の液状化対策（野の浜）	景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など） 海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	-

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。
本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表Ⅱ-1-5(14) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
149	福山港海岸（手城）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （福山芸術文化ホール、福山ばら祭りなど）
150	福山港海岸（一文字）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策、耐震性の向上	●海水・海域の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （ボートパーク福山、福山芸術文化ホール、福山ばら祭りなど）
151	水呑漁港海岸（水呑） 福山港海岸（田尻） 田尻漁港海岸（田尻）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 （ハシロガサ、スガガサの生息地など） ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （竹ヶ端運動公園、ファミリーパークキャンプ場、田尻民族資料館など）
152	福山港海岸（みゆき） 福山港海岸（江の浦） 平漁港海岸（平） 福山海岸（室浜）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 （サカシの生息地など） ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （瀬の浦周辺の歴史・文化資源などとの調和）	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 （水際線までのアクセス確保など） ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など） ・歴史・文化資源と調和した施設整備 （雁木、常夜燈など） ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （瀬の浦弁天島花火大会など）
153	走漁港海岸（唐船） 福山海岸（本浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 （魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 （海水浴利用など）
154	走漁港海岸（浦友） 走漁港海岸（本浦）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 （魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	—
155	阿伏兎港海岸（能登原） 千年港海岸（桜） 千年港海岸（岩船） 千年港海岸（草深） 千年港海岸（敷名） 千年港海岸（常石）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・地震時の液状化対策	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （阿伏兎観音などの歴史・文化資源との調和）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （阿伏兎観音、盤台寺、ハーブガーデンなど）
156	内海海岸（馬場崎） 箱崎漁港海岸（箱崎） 箱崎漁港海岸（小用地）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （箱崎自然海浜保全地区などの天然の海岸線、干潟など） ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 （優れた眺望の確保など）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （憩いの森、定置網観光など）
157	内海海岸（大畑）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など）	—
158	横田漁港海岸（南） 横田漁港海岸（家廻） 横田漁港海岸（入双） 内海海岸（小坊志）	●高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 （魚付保安林など） ・干潟・砂浜の維持・回復 （藻場・干潟など）	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 （王城・切石公園、横島底引網観光など）

※ 前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。

※ 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

表 -1-5(15) 広島沿岸域における整備の方向性

番号	地区海岸名	整備の方向性		
		防護面	環境面	利用面
159	内海海岸(グイビ) 内海海岸(横山) 内海海岸(横島)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (グイビ・横山自然海浜保全地区などの天然の海岸線, 藻場・干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (陸けい砂州の保全など)	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (王城・切石公園など)
160	内海海岸(新道) 横田港海岸(横島) 横田港海岸(町) 横田港海岸(大浦)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 (魚付保安林など) ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟・砂浜など)	-
161	箱崎漁港海岸(釜屋) 箱崎漁港海岸(内浦)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・機能不足及び老朽化施設の改良	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	-
162	箱崎漁港海岸(寺山) 箱崎漁港海岸(阿伏兎)	高潮・津波に強い海岸の整備 ・未整備区間における施設整備 ・面的防護方式の推進	生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 (藻場・干潟など) 景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 (優れた眺望の確保など)	多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 (海水浴利用など) 海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携 (箱崎マリーナなど)

前章の「海岸保全の方向性」に従い、防護面、環境面、利用面のうち特に配慮する事項について着色している。
 本計画における整備対象の地区海岸名を赤字で示している。

2. 施設整備に関する基本的な事項の詳細

整備対象海岸毎に、整備する施設の種類、規模、受益地域、整備の方向性等を整理した「施設の整備内容」を表 -2-1、整備計画図を図 -2-1 に示す。

施設整備の内容については、次のように設定している。

《施設整備の内容》

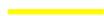




項目	決定方法
整備対象地区海岸	要海岸保全区域内の海岸で、海岸保全施設が未整備または機能不足（ で設定した堤防高が現状で確保されていない）であるため、越波の被害が依然として発生していたり、老朽化が進行している箇所がある地区海岸を選定。
整備延長	の地区海岸のうち、海岸保全施設が未整備・機能不足、あるいは老朽化が進行しており、改良の必要性がある箇所の延長。
代表堤防高	防護水準として設定した潮位に、防護水準として設定した波浪を用いて算定した必要高と余裕高を加えて設定した高さ。
施設の種類の	の整備の方向性（特に 1））を満足するために適切な施設の種類のを選定。
受益地域	本計画の対象となる海岸保全施設が整備されない場合に、浸水や侵食の想定される地域を設定。 詳細については、整備計画図(図 -2-1)参照。
整備の方向性 (環境面・利用面)	1) 整備対象地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して、特に配慮する事項を整理。(表 -2-1 に示す整備の方向性のうち下線を引いた事項) 2) 隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項についても整理。(表 -2-1 に示す整備の方向性のうち下線を引いていない事項)

注 1) 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

注 2) 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力等の条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

注 3) 表 -1-3 の所管において「水国局」とあるのは「水管理・国土保全局」の略である。

《整備計画図の見方》

	凡例	凡例の説明
既設の海岸保全施設の存する区域	<p>黄色線</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 既設の海岸保全施設のある区域を示す。 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設については示していない。 民間護岸や道路護岸等、海岸の所管ではない施設で、将来的に海岸の所管として管理している施設についても示していない。(あくまでも、現在の海岸保全施設を图示)
海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域	<p>赤色線</p>  <div data-bbox="612 734 820 808" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;"> <p>現在の海岸保全施設の改良</p> </div>  <div data-bbox="612 837 820 965" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;"> <p>新設または海岸保全施設に取り込んでの改良</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域を示す。 赤色線の背後に黄色線(既設の海岸保全施設の存する区域)のある区域は、現在の海岸保全施設の改良を示す。 赤色線のみ区域は、海岸保全施設の新設または、既設の道路護岸等を将来的に海岸保全施設として取り込んで改良している区域を示す。
受益地域(想定浸水, 想定侵食区域)	<p>水色ハッチ</p>  <div data-bbox="612 1070 820 1211" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;"> <p>海岸保全施設によって浸水, 侵食から守られている地域</p> </div>  <div data-bbox="612 1240 820 1346" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px;"> <p>新設または海岸保全施設に取り込んでの改良</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に、適切な防護水準が確保された海岸保全施設によって浸水, 侵食から防護される地域で、黄色線・赤色線の背後にある。 黄色線・赤色線のない区域で受益地域が示されているところは、次のような場合である。 <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設と隣接するその他の施設により一連で防護されている地域。 民間護岸や道路護岸等、現在海岸の所管ではない施設を将来的に海岸保全施設として取り入れ、管理する計画のある区域で、現在必要天端高が確保されている区域の受益地域。

表Ⅱ-2-1(1) 施設整備の内容(宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			受益地域		整備の方向性																															
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項																													
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)																																		
大竹港海岸(三笠)	港湾局	2	1	大竹市御幸町	1,850	4.2	6.1	胸壁、護岸 突堤、養浜	大竹市東栄一御幸町	住宅地、工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-																													
													阿多田漁港海岸(阿多田)	水産庁	6	1	大竹市阿多田島	70	5.0	7.0	護岸、潜堤、突堤、養浜	大竹市阿多田島	住宅地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造																	
																									大竹港海岸(阿多田)	農林局	7	1	大竹市阿多田島	150	5.5	7.4	堤防、消波工	大竹市阿多田島	その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造					
																																					2	3	4	5	堤防、消波工
200	5.0	7.0	堤防、消波工																																						
100	5.0	7.0	堤防、消波工																																						
大竹海岸(玖波)	水国局	8	1	大竹市玖波	50	5.4	7.3	護岸、潜堤、突堤、養浜	大竹市玖波	住宅地、農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造																														
大野海岸(鳴川)	水国局	9	1	廿日市市下灘	900	5.5	7.4	護岸、潜堤、突堤、養浜	廿日市市下灘	住宅地、農用地、その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造																														
大野海岸(宮浜)	水国局	10	1	廿日市市下灘	1,570	5.1	7.0	護岸、潜堤、突堤、養浜	廿日市市下灘	住宅地、農用地、その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造																														
大野海岸(丸石)	水国局	12	1	廿日市市丸石2丁目	60	4.9	6.8	護岸	廿日市市丸石	住宅地、その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造																														
塩屋漁港海岸(塩屋)	水産庁	13	1	廿日市市林が原1丁目	300	4.9	6.8	護岸	廿日市市林が原	住宅地、商業地、工業地、農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造																														
大野海岸(小田島)	水国局	14	1	廿日市市海原2丁目	80	4.0	5.9	護岸	廿日市市海原	住宅地、その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造																														

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用形態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基施設階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施設階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (2) 施設整備の内容 (宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配置			受益地域		整備の方向性				
		海岸	区域		延長 (m)	規模 (T, P, m)	代表防防高 (C, D, L, m)	施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項		
													地区	海岸
大野海岸 (大國経ヶ崎)	水国局	16	1	廿日市市大野2丁目	2,879	4.5	6.5	護岸	住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備			
				廿日市市大野下の浜				護岸						
上ノ浜漁港海岸 (上ノ浜)	水産庁	17	1	廿日市市上ノ浜2丁目	80	3.5	5.5	護岸	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備			
				2				300				6.5	護岸	
			20	水国局	1	廿日市市物見東1丁目	430	4.5	6.5	護岸	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備	
						3				545				6.5
4	140	4.5	6.5	護岸										
大野海岸 (深江)	水国局	21	1	廿日市市宮島口西1丁目	70	4.5	6.5	護岸	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備			
廿日市海岸 (阿品)	水国局	24	1	廿日市市阿品3丁目	133	4.7	6.7	護岸	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備			
				2				134				6.7	護岸	
				3				100				4.7	6.7	護岸
				4				160				4.7	6.7	護岸
地御前漁港海岸 (地御前)	水産庁	25	1	廿日市市地御前5丁目	400	4.5	6.5	護岸	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備			
				2				270				4.5	6.5	護岸
廿日市海岸 (前新開)	水国局	26	1	廿日市市地御前1丁目～串戸1丁目	130	4.7	6.6	護岸	住宅地, 商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備			
				1				200				3.8	5.8	護岸
藏島港海岸 (瀬ノ浦)	港湾局	27	1	廿日市市宮島町瀬の浦	200	3.8	5.8	護岸	商業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携			

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用美観等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基施設階において、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (3) 施設整備の内容(宮島・大竹ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			受益地域		整備の方向性	
					海岸	区域	施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
蔵島港海岸(杉ノ浦)	港湾局	30	1	廿日市市宮島町緑町	護岸	廿日市市宮島町緑町へ杉の浦	住宅地, 農用地		<ul style="list-style-type: none"> 生態系に配慮した海岸の整備 干潟・砂浜の維持・回復 景観に配慮した海岸の整備 自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスしやすい海岸の整備 バリアフリー化の確保 多様に利用できる海岸の整備 遊歩性レクリエーションの増進のための施設整備 景観に配慮した施設整備 歴史・文化資源と調和した施設整備 海岸利用の増進 観光資源や他のレクリエーション施設との連携 	
				廿日市市宮島町杉の浦							護岸, 備岸堤, 養浜
蔵島港海岸(赤崎)	港湾局	33	1	廿日市市宮島口1丁目	護岸	廿日市市宮島口	住宅地, 商業地, その他		<ul style="list-style-type: none"> 景観に配慮した海岸の整備 自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスしやすい海岸の整備 バリアフリー化の確保 多様に利用できる海岸の整備 景観に配慮した海岸の整備 	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の進捗段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表II-2-1 (4) 施設整備の内容 (広島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	区域	区域	規模			施設の種別	受益地域		整備の方向性	
					延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)		地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
広島港海岸(露永)	港湾局	1	1	廿日市市串戸	220	5.4	7.2	堤防	廿日市市串戸	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海流の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアークセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				廿日市市串戸1丁目	340	4.4	6.2	護岸				
				廿日市市下平良	250	5.7	7.5	護岸				
				1	685	5.7	7.5	護岸				
				2	350	6.1	7.9	護岸				
				3	790	4.8	6.6	胸壁				
				4	200	4.5	6.3	胸壁				
				5	1,030	5.2	7.0	護岸				
				6	725	4.4	6.2	護岸				
				7	1,310	5.6	7.4	護岸				
				8	355	5.6	7.4	護岸				
				9	245	5.7	7.5	護岸				
				10	110	4.7	6.5	胸壁				
				11	190	4.5	6.3	胸壁				
				12	350	5.2	7.0	護岸				
13	455	4.3	6.1	胸壁								
14	660	4.4	6.2	護岸								
15	320	4.4	6.2	胸壁								
広島港海岸(住吉松尾)	港湾局	3	1	廿日市市松尾	260	4.5	6.3	堤防	廿日市市松尾	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海流の浄化 ・水質・底質の改善	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアークセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				広島港海岸(美濃里)	690	4.8	6.6	堤防	広島市佐伯区美の里	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海流の浄化 ・水質・底質の改善	●多様に利用できる海岸の整備 ・雑草に役立つ海岸の整備

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等を考慮し、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に照準することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (5) 施設整備の内容 (広島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	区域	配量			施設の種別	受益地域		状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性	利用面に対する配慮事項
		海岸	区域			延長 (m)	規模			地域	状況				
							代表堤防高 (C.D.L.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)							
草津漁海岸 (草津)	水産庁	7	1	広島市西区南工センター		35	5.7	7.5	護岸	広島市西区南工センター	住宅地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	-		
			2			155	5.6	7.4	護岸						
			3			60	5.6	7.4	護岸						
広島港海岸 (南観音)	港湾局	8	1	広島市西区観音新町		800	4.9	6.7	胸壁	広島市西区観音新町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出 ●海水・海砂の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
			2			350	4.6	6.4	護岸						
			3			320	5.5	7.3	護岸						
			4			780	5.5	7.3	胸壁						
			5			600	4.7	6.5	胸壁						
			11			110	4.7	6.5	護岸						
			1'			385	4.7	6.5	堤防						
			2			995	4.6	6.4	護岸						
			3			280	4.6	6.4	護岸						
			4			490	4.6	6.4	護岸						
			5			690	5.3	7.1	護岸						
			6			1,890	6.1	7.9	護岸						
広島港海岸 (江波)	港湾局	9	7	広島市中区江波沖町		730	5.1	6.9	護岸	広島市中区南入瀬 ～江波東	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●海水・海砂の浄化 ・水質・底質の改善	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
			8			490	4.6	6.4	護岸						
			9			760	4.6	6.4	護岸						
			10			220	4.7	6.5	堤防						
			11			225	4.7	6.5	護岸						
			12			190	4.7	6.5	堤防						
			1			1,051	4.9	6.7	堤防						
			2			260	5.1	6.9	護岸						
			3			210	5.2	7.0	護岸						
			4			430	5.2	7.0	護岸						
			5			190	4.8	6.6	胸壁						
			6			560	4.7	6.5	護岸						
7	360	4.7	6.5	護岸											
8	845	4.7	6.5	護岸											
9	420	4.7	6.5	護岸											
広島港海岸 (出島)	港湾局	11	1	広島市南区出島		1,325	5.4	7.2	護岸	広島市南区宇品西 ～宇品海岸	商業地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
			2			755	4.7	6.5	護岸						
			3			345	4.7	6.5	堤防						
			4			295	4.4	6.2	胸壁						
広島港海岸 (元字品)	港湾局	12	1	広島市南区元字品		180	4.7	6.5	護岸	広島市南区元字品	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●多様に利用できる海岸の整備 ・復原に役立つ護岸の創出 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
			2			840	5.4	7.2	人工海浜						
			3			80	5.4	7.2	護岸						
			4			740	4.9	6.7	護岸						
			5			440	4.6	6.4	護岸						
			6			270	4.6	6.4	護岸						
			7			65	4.6	6.4	堤防						

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせの海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種別については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に照準することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (7) 施設整備の内容 (広島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	区域	区域	配置			受益地域			整備の方向性																				
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項																			
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)																								
坂海岸 (小島浦)	水国局	19	1	安芸郡坂町亀石	887	6.0	7.9	護岸	安芸郡坂町 工業地	商業地, 工業地	-	●多様にご利用できる海岸の整備 - 靑洲に役立つ海岸の創設																			
													2	安芸郡坂町亀石, 小島浦	1,660	6.0	7.9	護岸	安芸郡坂町 工業地	商業地, 工業地	-	●多様にご利用できる海岸の整備 - 靑洲に役立つ海岸の創設									
																							1	250	5.2	7.0	人工海浜	広島市南区宇品町 金輪島	住宅地, 農用地	商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創設
3	305	4.7	6.5	護岸																											
広島港海岸 (似島西)	港湾局	21	1	広島市南区似島町	450	4.6	6.4	護岸	広島市南区似島町 農用地	住宅地, 農用地	商業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創設																			
													2	330	5.5	7.3	護岸														
広島海岸 (二階)	水国局	22	1	広島市南区似島町	300	6.0	7.9	護岸	広島市南区似島町 農用地	農用地		●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創設																			
広島海岸 (深浦)	水国局	23	1	広島市南区似島町	450	5.8	7.6	護岸	広島市南区似島町 住宅地,	住宅地, 農用地		●生態系に配慮した海岸の整備 - 干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 - 自然景観や海岸景観の保全・創設																			
広島港海岸 (似島東)	港湾局	24	1	広島市南区似島町	170	4.7	6.6	堤防	広島市南区似島町 工業地,	住宅地, 工業地, 農用地		●多様にご利用できる海岸の整備 - 靑洲に役立つ海岸の創設																			
													2	416	4.6	6.5	堤防														

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基礎段階においては、「整備の方向性」を基に、「配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (8) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	区域	配置			受益地域			整備の方向性									
				区域	施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	規模									
										延長 (m)	代表堤防高 (C.D.L.m)								
江田島海岸 (秋月)	水国局	1	江田島市江田島町秋月4丁目	護岸、胸壁	江田島市江田島町秋月	工業地、農用地	-	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	6.1	4.2	705	-	-						
														2	江田島市江田島町秋月3丁目	農用地	6.4	4.5	88
														3	江田島市江田島町秋月3丁目	農用地	6.1	4.2	895
小用港海岸 (秋月)	港湾局	2	江田島市江田島町秋月1丁目	護岸	江田島市江田島町秋月	住宅地	-	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	5.6	3.7	420	-	-						
小用港海岸 (小用)	港湾局	3	江田島市江田島町小用1丁目	護岸	江田島市江田島町小用	住宅地、農用地、森林	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	5.4	3.5	170	-	-							
小用港海岸 (切串)	港湾局	4	江田島市江田島町切串1丁目	胸壁	江田島市江田島町切串	住宅地、農用地、商業地	-	-	5.4	3.5	130	-	-						
江田島海岸 (矢ノ浦)	農振局	5	江田島市江田島町切串3丁目	胸壁	江田島市江田島町切串	住宅地、農用地	-	-	5.4	3.5	75	-	-						
														1	江田島市江田島町切串4丁目	住宅地、農用地	5.2	3.4	638
														2	江田島市江田島町切串5丁目	住宅地、農用地	5.2	3.4	789
														3	江田島市江田島町幸ノ浦1丁目	住宅地、農用地	5.2	3.4	128
江田島海岸 (矢ノ浦)	水国局	12	江田島市江田島町中央4丁目	護岸	江田島市江田島町幸ノ浦	住宅地、農用地	-	●多様に利用できる海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	6.0	4.1	290	-	-						
														2	江田島市江田島町繁部1丁目～2丁目	住宅地	4.1	2,067	
江田島海岸 (内海)	農振局	14	江田島市大浦町飛渡瀬	護岸	江田島市大浦町飛渡瀬	住宅地、商業地、工業地、農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	6.2	4.3	2,190	-	-							
中田港海岸 (中町)	港湾局	17	江田島市能美町中町	護岸	江田島市能美町中町	住宅地、商業地、工業地	-	-	5.4	3.5	680	-	-						
中田港海岸 (高田)	港湾局	18	江田島市能美町高田	胸壁	江田島市能美町高田	住宅地、商業地、農用地	-	-	5.1	3.3	43	-	-						
														2	江田島市能美町高田	住宅地、商業地、農用地	5.1	3.3	30
														3	江田島市能美町高田	住宅地、商業地、農用地	5.4	3.5	190
能美海岸 (通船)	水国局	19	佐伯郡能美町高田	護岸	江田島市能美町高田	住宅地、農用地	-	-	6.1	4.2	759	-	-						
沖美海岸 (三吉)	水国局	20	江田島市沖美町三吉	護岸	江田島市沖美町三吉	住宅地、農用地	-	-	6.5	4.6	750	-	-						
三高港海岸 (小島)	港湾局	21	江田島市沖美町三吉	護岸	江田島市沖美町三吉	住宅地、商業地、農用地	-	-	5.9	4.0	300	-	-						
三高港海岸 (中ノ浜)	港湾局	22	江田島市沖美町三吉	護岸	江田島市沖美町三吉	住宅地、農用地、商業地、工業地	-	-	5.9	4.0	420	-	-						
														1	江田島市沖美町高祖	住宅地、農用地、商業地、工業地	5.9	4.0	210
三高港海岸 (高祖)	港湾局	23	江田島市沖美町高祖	胸壁	江田島市沖美町高祖	住宅地、農用地、商業地、工業地	-	-	5.9	4.0	426	-	-						
沖美海岸 (高祖)	農振局	24	江田島市沖美町高祖	護岸	江田島市沖美町高祖	住宅地、農用地	-	-	5.9	4.0	647	-	-						
美能港海岸 (美能)	水産庁	25	佐伯郡沖美町美能	護岸	江田島市沖美町美能	住宅地、農用地	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	5.6	3.7	158	-	-							
													2	江田島市沖美町美能	住宅地、農用地	5.6	3.7	108	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせさせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況に応じて詳細に配置することとし、計画で示した値と異なる場合もある。

表 II-2-1 (9) 施設整備の内容 (江田島・能美島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配座			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
					延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T. P. m)	代表堤防高 (C. D. L. m)					
神美海岸 (租)	農振局	26	1	江田島市神美町是長	353	4.2	6.1	護岸	江田島市神美町是長	住宅地, 商業地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリップクアケセスの確保 ●多様性利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
神美海岸 (建長)	農振局	31	1	江田島市神美町是長	130	—	—	離岸堤	江田島市神美町是長	住宅地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリップクアケセスの確保 ●多様性利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
神美海岸 (大屋)	農振局	32	1	江田島市神美町是長	327	4.2	6.0	護岸	江田島市神美町是長	農用地, 森林	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリップクアケセスの確保 ●多様性利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
鹿川港海岸 (鎌木)	港湾局	37	1	江田島市能美町鹿川	710	4.0	5.9	護岸	江田島市能美町鹿川	住宅地, 商業地, 工業地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリップクアケセスの確保 ●多様性利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備	
鹿川港海岸 (大榎)	港湾局	38	1	江田島市大榎町小古江	1,245	3.8	5.6	護岸	江田島市大榎町小古江～深江	住宅地, 商業地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリップクアケセスの確保	
大榎海岸 (深江)	農振局	40	1 2	江田島市大榎町深江	178 546	3.4 3.5	5.3 5.3	護岸 護岸	江田島市大榎町深江	住宅地, 商業地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリップクアケセスの確保 ●アクセスしやすい海岸の整備 ・バフリップクアケセスの確保	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しを行うこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (10) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配座			規模		施設の種類	受益地域		整備の方向性	
					延長 (m)	代表防波高 (C.D.L.m)	代表防波高 (T.P.m)	地域	状況		環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項		
													延長 (m)	代表防波高 (C.D.L.m)
呉海岸 (天竺)	水国局	1	1	呉市天竺大浜3丁目～1丁目	2,405	4.8	6.7	海岸	呉市天竺蒲浦町～天竺大浜1丁目	住宅地, その他	-	●海利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
				2	2	呉市天竺大浜3丁目～1丁目	489	4.8	6.7	海岸	呉市天竺大浜1丁目	住宅地, その他	-	●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
呉海岸 (吉浦留置)	水国局	3	1	呉市吉浦留置町	585	4.0	5.9	海岸	呉市吉浦留置町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備		
				2	2	呉市吉浦留置町	31	4.0	5.9	海岸	呉市吉浦留置町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
呉海岸 (吉浦)	港湾局	4	1	呉市吉浦新町1丁目～2丁目, 若葉町	430	3.6	5.5	海岸	呉市吉浦新町1丁目～2丁目, 若葉町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
				2	2	呉市吉浦新町4丁目～3丁目	1,427	4.1	6.0	海岸	呉市吉浦新町4丁目～3丁目	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
呉海岸 (川原石)	港湾局	5	1	呉市若葉町	754	4.0	5.9	海岸	呉市若葉町	住宅地, 商業地, 工業地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
				2	2	呉市海津4丁目～3丁目	3,320	4.0	5.9	海岸	呉市海津4丁目～3丁目	住宅地, 工業地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
呉海岸 (笠町)	港湾局	6	1	呉市宝町	1,173	4.3	6.2	海岸	呉市宝町	住宅地, 工業地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携		
				2	2	呉市海津4丁目	2,930	4.7	6.6	海岸	呉市海津4丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
呉海岸 (警固屋)	水国局	8	1	呉市警固屋6丁目	974	5.4	7.2	海岸	呉市警固屋6丁目～阿賀南8丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備		
				2	2	呉市警固屋8丁目	657	5.2	7.1	海岸	呉市警固屋8丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
				3	3	呉市阿賀南9丁目	274	5.0	6.8	海岸	呉市阿賀南9丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
呉海岸 (阿賀 (大入))	港湾局	9	1	呉市阿賀南	680	5.0	6.8	海岸, 滑堤, 突堤, 養浜	呉市阿賀南8丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備		
				2	2	呉市阿賀南8丁目	1,255	4.0	5.8	海岸	呉市阿賀南, 阿賀中央	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
呉海岸 (阿賀 (延崎))	港湾局	10	1	呉市阿賀南4丁目, 5丁目, 8丁目, 9丁目, 阿賀中央3丁目, 6丁目, 7丁目	1,198	3.8	5.7	海岸	呉市阿賀南4丁目～4丁目, 阿賀中央1丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備		
				2	2	呉市広末広1丁目	230	3.8	5.7	海岸	呉市広末広1丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
呉海岸 (広)	港湾局	11	1	呉市広多賀谷1丁目～4丁目, 広古新開1丁目	1,650	5.4	7.2	海岸, 滑堤, 突堤, 養浜	呉市広多賀谷1丁目～5丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備		
				2	2	呉市広末広1丁目	200	4.8	6.7	海岸	呉市広末広1丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
呉海岸 (狭海)	港湾局	12	1	呉市広長浜1丁目	300	4.8	6.7	海岸	呉市広長浜1丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備		
				2	2	呉市小坪2丁目	750	4.8	6.7	海岸	呉市小坪2丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
呉海岸 (仁方)	水国局	14	1	呉市仁方戸田	900	3.8	5.7	海岸	呉市仁方戸田	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備		
				2	2	呉市小坪2丁目	2,164	3.8	5.7	海岸	呉市小坪2丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
				3	3	呉市仁方皆賀町	2,164	3.8	5.7	海岸	呉市仁方皆賀町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
呉海岸 (仁方)	港湾局	15	1	呉市仁方皆賀町	2,164	3.8	5.7	海岸	呉市仁方皆賀町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備		
				2	2	呉市仁方皆賀町	2,164	3.8	5.7	海岸	呉市仁方皆賀町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に照査することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (11) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸 番号	区域	配置			受益地域		整備の方向性				
				区域	延長 (m)	規模 代表施設防高 (T.P.m)	施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項		
												代表施設防高 (C.D.L.m)	
音戸漁港海岸 (鯛浜)	水産庁	17	1	呉市音戸町高須3丁目	1,610	4.3	6.2	護岸	呉市音戸町高須3丁目～橋浜1丁目	住宅地, 商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備	
				1	呉市音戸町坪井2丁目～3丁目	735	4.3	6.2	護岸	呉市音戸町坪井1丁目～2丁目	住宅地, 商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				2	呉市音戸町坪井1丁目～2丁目	270	4.3	6.2	護岸				
音戸漁港海岸 (所井)	水産庁	19	1	呉市音戸町渡子1丁目	1,160	4.6	6.5	護岸	呉市音戸町渡子1丁目	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備	
				2	呉市音戸町渡子3丁目	1,680	4.6	6.5	護岸	呉市音戸町渡子1丁目～田原2丁目			
				3	呉市音戸町田原1丁目～2丁目	1,280	4.6	6.5	護岸				
音戸海岸 (早瀬)	水産庁	21	1	呉市音戸町田原2丁目	1,300	4.3	6.2	護岸, 胸壁	呉市音戸町田原2丁目～3丁目	住宅地, 商業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備	
				1	呉市音戸町田原2丁目～3丁目	1,000	4.2	6.1	護岸	呉市音戸町田原3丁目～早瀬2丁目	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				2	呉市音戸町早瀬1丁目	1,130	4.2	6.1	護岸				
釣士田港海岸 (藤ノ脇)	港湾局	24	1	呉市音戸町早瀬3丁目	1,440	4.8	6.6	護岸	呉市音戸町早瀬3丁目	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備	
				1	呉市倉橋町釣士田～字和木	500	4.8	6.6	護岸	呉市倉橋町釣士田～字和木	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				2	呉市倉橋町字和木	690	4.3	6.1	護岸				
釣士田港海岸 (西字和木)	港湾局	27	1	呉市倉橋町字和木	310	4.3	6.1	護岸	呉市倉橋町字和木	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する相区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施設階において、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施設階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (12) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		配置				受益地域			整備の方向性	
		海岸	区域	区域	延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						代表堤防高 (C.D.L.m)	代表堤防長 (T.P.m)					
釣士田港海岸 (鳴滝)	港湾局	29	1	呉市倉橋町瀬字鳴滝	560	4.3	6.1	護岸	呉市倉橋町瀬字鳴滝	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	—
				呉市倉橋町重生字重極	460	4.3	6.1	護岸	呉市倉橋町重生字重極	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
波多見港海岸 (波多見)	港湾局	32	1	呉市音戸町高須3丁目～波多見6丁目	2,550	4.4	6.3	護岸	呉市音戸町高須3丁目～波多見6丁目	住宅地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・漁港整備 ●景観利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				呉市音戸町波多見7丁目	1,337	4.3	6.2	護岸	呉市音戸町波多見7丁目	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・漁港整備 ●景観利用の増進のための施設整備 ●景観利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
				呉市音戸町波多見9丁目～11丁目	1,435	4.8	6.6	護岸, 消波工, 突堤, 養浜	呉市音戸町波多見9丁目～11丁目	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				呉市音戸町波多見11丁目	678	4.6	6.5	護岸	呉市音戸町波多見11丁目	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
音戸海岸 (波多見)	水国局	33	1	呉市音戸町柳1丁目	1,990	4.2	6.1	護岸	呉市音戸町柳1丁目	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・漁港整備 ●景観利用の増進のための施設整備 ●景観利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
				呉市音戸町柳3丁目～音清1丁目	1,030	4.2	6.1	護岸	呉市音戸町柳3丁目～音清1丁目	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				呉市音戸町音清1丁目～先良1丁目	300	4.4	6.3	護岸	呉市音戸町音清1丁目～先良1丁目	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				呉市倉橋町長谷	280	4.4	6.3	護岸	呉市倉橋町長谷	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
長谷漁港海岸 (長谷)	水産庁	35	1	呉市倉橋町字トノ	208	5.0	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町字トノ	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
				呉市倉橋町字トノ	90	5.0	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町字トノ	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				呉市倉橋町字薬那	165	5.0	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町字薬那	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				呉市倉橋町字塩谷	90	5.0	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町字塩谷	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
倉橋海岸 (薬那)	農振局	36	1	呉市倉橋町字先田～鹽田之尻	1,206	5.0	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町字先田～鹽田之尻	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
				呉市倉橋町字原	165	5.0	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町字原	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				呉市倉橋町字塩谷	211	5.0	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町字塩谷	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				呉市倉橋町字塩谷	1,030	4.2	6.1	護岸	呉市倉橋町字塩谷	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
倉橋海岸 (鹽田)	農振局	37	1	呉市倉橋町字先田～鹽田之尻	1,206	5.0	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町字先田～鹽田之尻	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	—
				呉市倉橋町字原	165	5.0	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町字原	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				呉市倉橋町字塩谷	211	5.0	6.9	護岸, 消波工	呉市倉橋町字塩谷	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				呉市倉橋町字塩谷	1,030	4.2	6.1	護岸	呉市倉橋町字塩谷	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基礎段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (13) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	区域	区域	配置			受益地域			整備の方向性	
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T, P, m)	代表防波高 (C, D, L, m)					
袋の内港海岸 (袋の内)	港湾局	38	1	呉市倉橋町納	2,674	4.7	6.6	胸壁 護岸	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
				呉市倉橋町洲ノ崎				護岸				
倉橋海岸 (本倉井)	農振局	39	1 2 3	呉市倉橋町洲ノ崎～飛路井	1,448	5.0	6.9	護岸, 消波工	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
				呉市倉橋町字元郷	188	5.0	6.9	護岸, 消波工				
					513	5.0	6.9	護岸, 消波工				
倉橋漁港海岸 (大向)	水産庁	40	1	呉市倉橋町大向	760	4.9	6.6	離岸堤 護岸, 消波工	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保	
倉橋漁港海岸 (瀬郷)	水産庁	43	1	呉市倉橋町尾郷	150	4.8	6.6	護岸, 消波工	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリーアクセスの確保	
倉橋漁港海岸 (石持)	水産庁	45	1	呉市倉橋町才ノ木浦字石持	370	4.8	6.6	護岸, 消波工	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
倉橋漁港海岸 (尾立)	水産庁	46	1 2 3 4	呉市倉橋町才ノ木浦字伊目木	480	4.8	6.6	護岸, 消波工	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
				呉市倉橋町尾立	190	4.5	6.3	護岸, 消波工	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
					310	4.8	6.6	護岸, 消波工				
					190	4.8	6.6	護岸, 消波工				
倉橋漁港海岸 (壺尾)	水産庁	47	1	呉市倉橋町壺尾	470	4.8	6.6	護岸, 消波工	工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基礎段階においては、「整備の方向性」を基に、配置を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直しこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (14) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	区域	区域	配置			受益地域		整備の方向性									
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項							
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)												
倉橋漁港海岸 (海越)	水産庁	48	1	呉市倉橋町海越	760	4.8	6.6	護岸, 消波工	呉市倉橋町海越	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-							
													1	200	6.6	護岸	呉市倉橋町鹿老渡	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
3	195	6.6	護岸	呉市倉橋町鹿老渡	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造													
倉橋漁港海岸 (鹿老渡南)	水産庁	50	1	呉市倉橋町鹿老渡	290	5.1	6.8	護岸, 消波工	呉市倉橋町鹿老渡	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-							
倉橋漁港海岸 (瀬戸)	水産庁	52	1	呉市倉橋町瀬戸	560	4.8	6.6	護岸	呉市倉橋町瀬戸	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-							
倉橋漁港海岸 (家之元)	水産庁	53	1	呉市倉橋町鹿島中	260	3.7	5.4	護岸	呉市倉橋町鹿島中	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-							
倉橋漁港海岸 (宮ノ口)	水産庁	55	1	呉市倉橋町宮ノ口	290	4.8	6.6	護岸, 消波工	呉市倉橋町宮ノ口	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-							
倉橋海岸 (港越)	農政局	57	1	呉市倉橋町字吹上	74	5.0	6.8	護岸, 消波工	呉市倉橋町字吹上 ～上の脇	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-							
													2	80	6.8	護岸, 消波工	呉市倉橋町字吹上	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
													4	84	6.8	護岸, 消波工	呉市倉橋町字横綱代	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造
													6	173	6.8	護岸, 消波工	呉市倉橋町字上の脇	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (15) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	区域	配座			施設の種類		受益地域		整備の方向性	
				区域	延長 (m)	規模 代表防波高 (T.P.m) (C.D.L.m)	護岸	護岸	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
蒲刈港海岸 (見戸代)	港湾局	63	呉市下蒲刈町下島字見戸代	912	3.8	5.7	護岸		呉市下蒲刈町下島 字白崎～塩浜新開	住宅地, その他		<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●離島に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			呉市下蒲刈町下島字塩浜新開									
蒲刈港海岸 (丸谷)	港湾局	65	呉市下蒲刈町下島字丸谷	750	3.8	5.7	護岸		呉市下蒲刈町下島 字塩浜新開～丸谷	住宅地, 農用地, その他		<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●離島に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
蒲刈港海岸 (三之瀬)	港湾局	66	呉市下蒲刈町下島字三之瀬	365	4.1	5.9	護岸		呉市下蒲刈町下島 字三之瀬	住宅地, 商業地, 農用地, その他		<ul style="list-style-type: none"> ●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●離島に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配座事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配座事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基礎段階においては、「配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (16) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配座				受益地域			整備の方向性		
			区域	区域	規模	施設の種別	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項		
											延長 (m)	代表防波高 (T.P.m) (C.D.L.m)
蒲刈港海岸 (向(南))	港湾局	69	1	呉市蒲刈町向	610	5.2	7.1	護岸	呉市蒲刈町向	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸 (向(北))	港湾局	70	2	呉市蒲刈町向	253	4.0	5.9	護岸	呉市蒲刈町向	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸 (田戸)	港湾局	71	2	呉市蒲刈町田戸	674	4.3	6.1	護岸	呉市蒲刈町田戸～宮盛	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸 (宮盛)	港湾局	72	1	呉市蒲刈町宮盛	674	4.3	6.1	護岸	呉市蒲刈町宮盛	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸 (大浦)	港湾局	73	2	呉市蒲刈町大浦	1,200	4.7	6.6	護岸	呉市蒲刈町大浦	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
蒲刈港海岸 (大浦)	農振局	74	1	呉市蒲刈町大浦	200	4.5	6.4	堤防, 消波工	呉市蒲刈町大浦	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
川尻港海岸 (若戸)	港湾局	75	1	呉市川尻町西5丁目	1,739	4.8	6.7	護岸, 消波工	呉市川尻町西6丁目～5丁目	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の増進 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
川尻港海岸 (神田)	港湾局	76	1	呉市川尻町西1丁目	1,500	4.8	6.7	護岸, 消波工, 胸壁	呉市川尻町西5丁目～1丁目	住宅地, 商業地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の増進 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
川尻港海岸 (森)	港湾局	77	1	呉市川尻町西1丁目	1,500	4.8	6.7	護岸, 消波工, 胸壁	呉市川尻町西1丁目～2丁目	住宅地, 商業地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の増進 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用美観等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (17) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	配座				受益地域			整備の方向性					
			区域	区域	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項				
					延長 (m)	代表防波高 (T.P.m)						代表防波高 (C.D.L.m)			
川尻港海岸 (久後)	港湾局	78	1	呉市川尻町東1丁目	900	4.8	6.7	護岸	呉市川尻町東3丁目～東2丁目 住宅地、商業地、工業地、その他		<ul style="list-style-type: none"> ●アカセシしやすい海岸の整備 ●ハブリックアークアークの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸に保立つ海岸の増進 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 				
				呉市川尻町東1丁目～2丁目											
				呉市川尻町東2丁目											
川尻海岸 (大才)	水国局	79	1	呉市川尻町東2丁目	1,417	4.8	6.7	護岸	工業地		<ul style="list-style-type: none"> ●アカセシしやすい海岸の整備 ●ハブリックアークアークの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸に保立つ海岸の増進 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 				
安浦海岸 (日の浦)	水国局	81	1	呉市安浦町大字安整字久多田	150	4.5	6.5	護岸	呉市安浦町大字安整字久多田 その他		<ul style="list-style-type: none"> ●アカセシしやすい海岸の整備 ●ハブリックアークアークの確保 ●多様にご利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸に保立つ海岸の増進 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携 				
				2								250	4.5	6.5	護岸
				3								200	4.9	6.8	護岸、養浜
				4								200	4.7	6.7	護岸、養浜
安整海岸 (久多田)	農振局	82	1	呉市安浦町大字安整字久多田	380	4.5	6.5	護岸	農用地		<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 				
安浦海岸 (小島)	農振局	83	1	呉市安浦町大字安整字西小島	116	4.5	6.5	護岸	農用地		<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 				
				2								288	4.5	6.5	護岸
				3								171	4.5	6.5	護岸
安浦漁港海岸 (実成)	水産庁	86	1	呉市安浦町三津口字実成新開	504	4.5	6.5	堤防	住宅地、商業地、工業地、農用地		<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 				
安浦漁港海岸 (三津口)	水産庁	87	1	呉市安浦町三津口1丁目～2丁目	1,100	4.0	6.0	護岸	住宅地、商業地、工業地、農用地		<ul style="list-style-type: none"> ●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 				
				2								182	4.0	6.0	護岸

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施設等については、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施設等でその時点の外方などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (18) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	区域	配座			受益地域			整備の方向性	
				区域	規模	施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
											延長 (m)
豊浜海岸 (豊島)	水産庁	91	1	呉市豊浜町大字豊島字代間～豊浜町山崎	2,180	4.1	6.1	呉市豊浜町大字豊島字代間～豊浜町山崎	農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-
					213	4.1	6.1				
豊島漁港海岸 (山崎)	水産庁	93	1 2	呉市豊浜町山崎	381	4.1	6.1	呉市豊浜町山崎	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
					1,674	4.1	6.1				
豊島漁港海岸 (内浦)	水産庁	94	1	呉市豊浜町大字豊島字小野浦～金崎 呉市豊浜町大字豊島字金崎～内浦	140	4.1	6.1	呉市豊浜町大字豊島字小野浦～内浦	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
					120	4.1	6.1				
					1,110	4.4	6.3				
豊島漁港海岸 (立花)	水産庁	95	1 2 3	呉市豊浜町大字大浜字北立花 呉市豊浜町大字大浜字南立花	506	4.1	6.1	呉市豊浜町大字大浜字北立花～南立花	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
					330	4.1	6.1				
					1,400	5.0	6.9				
豊島漁港海岸 (大浜)	水産庁	96	1 2 3	呉市豊浜町大字大浜 呉市豊浜町大字大浜字野賀～西松山	506	4.1	6.1	呉市豊浜町大字大浜～字西松山	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造
					330	4.1	6.1				
					1,400	5.0	6.9				
豊島漁港海岸 (新)	水産庁	99	1	呉市豊浜町大字新	491	4.1	6.1	呉市豊浜町大字新	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	-

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基礎段階においては、「整備の方向性」を基に「配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。」

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (19) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配置				受益地域			整備の方向性		
			区域	区域	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長 (m)	代表堤防高 (T.P.m) (C.D.L.m)						
御手洗港海岸 (久比)	港湾局	105	1	呉市豊町久比	護岸	1,550	4.0	6.0	呉市豊町久比	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-
						734	4.6	6.6	呉市豊町久比	離岸堤	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-
御手洗港海岸 (野坂)	港湾局	107	1	呉市豊町久比	護岸、護岸突堤、養浜	132	4.1	6.0	呉市豊町久比		●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・遊歩性レクリエーションの増進のための施設整備	
						231	3.6	5.6	呉市豊町久比	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-
御手洗港海岸 (平瀬)	港湾局	108	1	呉市豊町大長	護岸	100	3.6	5.6	呉市豊町大長			
						2	60	3.6	5.6	呉市豊町大長		
			2	呉市豊町大長	護岸	41	3.6	5.6	呉市豊町大長			
						28	3.6	5.6	呉市豊町大長			
						50	3.6	5.6	呉市豊町大長			
5	148	3.6	5.6	呉市豊町大長								
御手洗港海岸 (小島)	港湾局	110	1	呉市豊町大長	護岸	36	3.6	5.6	呉市豊町大長			
						2	161	3.6	5.6	呉市豊町大長		
						3	23	3.6	5.6	呉市豊町大長		

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に照準することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表 II-2-1 (20) 施設整備の内容 (呉・倉橋島・上蒲刈島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配置				受益地域			整備の方向性		
			区域	区域	延長 (m)	規模 (T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)	施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
御手洗港海岸 (内浜)	港湾局	111	1	呉市豊町大長	186	3.6	5.6	護岸	呉市豊町大長	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	—
			2	呉市豊町大長	717	3.6	5.6	護岸 胸壁	呉市豊町大長	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	—
御手洗港海岸 (北堀)	港湾局	112	1	呉市豊町大長	1,140	3.4	5.3	護岸	呉市豊町大長	住宅地, 農用地	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	—
御手洗港海岸 (南堀)	港湾局	113	1	呉市豊町大長	1,230	3.4	5.3	護岸	呉市豊町大長	住宅地	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	—
御手洗港海岸 (蛭子)	港湾局	114	1	呉市豊町御手洗	730	4.8	6.8	護岸	呉市豊町御手洗	住宅地	●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	—

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基礎段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しすることとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (21) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配座				受益地域			整備の方向性	
			区域	区域	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	(T.P.m)					
安芸津海岸 (大芝)	水国局	1	東広島市安芸津町風早大芝北	護岸	4.7	6.7	東広島市安芸津町風早	農用地、 その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	—	
			東広島市安芸津町風早大芝西	護岸	3.5	5.4	東広島市安芸津町風早	工業地、 農用地、その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
大芝北漁港海岸 (大芝北)	水産庁	3	東広島市安芸津町風早大芝北	護岸	3.5	5.4	東広島市安芸津町風早	農用地、その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			東広島市安芸津町風早小松原	護岸	3.6	5.5	東広島市安芸津町小松原	工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
安芸津海岸 (風早)	水国局	6	東広島市安芸津町風早	護岸	4.6	6.6	東広島市安芸津町風早	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			東広島市安芸津町風早早瀬	護岸	4.6	6.5	東広島市安芸津町風早	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
安芸津海岸 (風早)	港湾局	7	東広島市安芸津町風早早瀬	護岸	4.6	6.5	東広島市安芸津町風早	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			東広島市安芸津町風早早瀬	護岸	4.6	6.5	東広島市安芸津町風早	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			東広島市安芸津町三津神山	護岸	4.6	6.5	東広島市安芸津町三津	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
安芸津海岸 (風早)	水国局	8	東広島市安芸津町風早干拓	護岸	4.3	6.2	東広島市安芸津町三津	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			東広島市安芸津町三津昭和町	護岸	4.6	6.5	東広島市安芸津町三津	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
安芸津海岸 (木谷)	港湾局	9	東広島市安芸津町木谷新宮	護岸	4.6	6.5	東広島市安芸津町木谷	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			東広島市安芸津町木谷新宮	護岸	4.2	6.2	東広島市安芸津町木谷	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	
			東広島市安芸津町木谷新宮	護岸	4.6	6.5	東広島市安芸津町木谷	住宅地、工業地、 農用地、その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配座事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等を考慮し、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配座事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (22) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	区域	区域	配備			受益地域		整備の方向性		利用面に対する配慮事項																							
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項																								
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)																												
竹原港海岸 (沖辺)	港湾局	14	1	竹原市吉名町宗越	247	4.1	6.0	護岸	竹原市吉名町	工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創出																							
													2	竹原市吉名町沖辺	155	4.1	6.0	護岸																	
																					1		234	3.6	5.5	護岸									
																													2		61	4.1	6.0	護岸	
4		69	4.1	6.0	護岸																														
5		30	4.1	6.0	護岸																														
竹原港海岸 (築地)	港湾局	16	1	竹原市吉名町毛木	164	3.9	5.9	護岸	竹原市吉名町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・体験学習・学習活動等への活用 ・健康に役立つ海岸の創出																							
													2	竹原市吉名町毛木～竹原市下野町築地	128	3.9	5.9	護岸																	
																					3	竹原市吉名町毛木～竹原市下野町築地	242	3.9	5.9	護岸									
																												4	竹原市下野町築地	120	3.9	5.5	護岸		
竹原港海岸 (明神)	港湾局	18	1	竹原市竹原町明神	1,930	3.6	5.5	胸壁	竹原市竹原町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創出																							
													2	竹原市竹原町北郷～中須	1,150	3.6	5.5	護岸																	
																					3	竹原市竹原町堀町	715	3.4	5.3	胸壁									
竹原港海岸 (的場)	港湾局	19	1	竹原市竹原町港町1丁目	1,332	3.6	5.5	護岸	竹原市竹原町	住宅地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創出																							
													2	竹原市竹原町港町2丁目	341	3.6	5.5	護岸																	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせために配慮する事項である。

※ 整備の実施設等については、「整備の方向性」を基に、配備を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととし、計画で示した値と異なる場合もある。

※ 施設規模や種類については、整備の実施設等での時点の外力などの条件を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (23) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	区域	区域	配座			受益地域			整備の方向性		利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	整備の方向性	
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)						
竹原港海岸 (高崎)	港湾局	20	1	竹原市高崎町大乗	303	4.6	6.5	護岸	竹原市高崎町	住宅地, 工業地, 農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアークアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海岸性レクリエーションの増進のための施設整備 ・臨海に役立つ海岸の創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリックアークアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海岸性レクリエーションの増進のための施設整備	
													竹原市高崎町大乗
竹原港海岸 (福田)	港湾局	21	1	竹原市福田町神桑	312	4.6	6.6	護岸	竹原市福田町	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				竹原市忠海町長浜	96	3.6	5.5	離岸堤	竹原市忠海町	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
長浜漁港海岸 (長浜)	水産庁	22	1	竹原市忠海町長浜	82	3.9	5.8	護岸	竹原市忠海町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				竹原市忠海町長浜	215	4.4	6.3	胸壁 護岸	竹原市忠海町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
竹原海岸 (長浜)	水国局	23	1	竹原市忠海町床浦	330	5.1	7.1	護岸, 潜堤, 兼浜	竹原市忠海町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				竹原市忠海町掛揚町～栄町	98	3.6	5.5	胸壁 護岸	竹原市忠海町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				竹原市忠海町徳浜	590	3.6	5.5	護岸	竹原市忠海町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				竹原市忠海町可養美町	168	4.6	6.5	護岸	竹原市忠海町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
忠海港海岸 (忠海)	港湾局	24	3	竹原市忠海町山田町	626	3.9	5.8	胸壁 護岸	竹原市忠海町	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				竹原市忠海町二宮～忠海東5丁目	450	4.7	6.6	護岸, 潜堤, 突堤, 兼浜	竹原市忠海町	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				竹原市忠海町三宮～忠海東5丁目	190	4.5	6.5	護岸, 潜堤, 突堤, 兼浜	竹原市忠海町	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				竹原市忠海町久野島	450	4.7	6.6	護岸, 潜堤, 突堤, 兼浜	竹原市忠海町	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
竹原海岸 (大久野島)	水国局	25	1	竹原市忠海町大久野島	450	4.7	6.6	護岸, 潜堤, 突堤, 兼浜	竹原市忠海町	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	
				竹原市忠海町大久野島	190	4.5	6.5	護岸, 潜堤, 突堤, 兼浜	竹原市忠海町	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配座事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配座事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (24) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			施設の種類	受益地域		整備の方向性	
					延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)					
東野海岸 (外表)	水産局	26	1	大崎上島町東野崎崎根ヶ浜	670	4.1	6.0	護岸	大崎上島町東野崎崎 橋	住宅地, 工業地, 農用地, その他	-	-
				大崎上島町東野外表根ヶ浜～平黒	3,212	4.1	6.0	消波工	大崎上島町東野外 表	-	-	
				大崎上島町東野外表平黒～森ヶ迫								
				大崎上島町東野外表森ヶ迫								
				大崎上島町東野外表味原								
				大崎上島町東野外表味原～紅石								
木江港海岸 (木江)	港湾局	29	1	大崎上島町木江宇浜～木江	80	4.1	6.0	護岸	大崎上島町木江	住宅地, 商業地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハフリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				大崎上島町木江	401	4.0	5.8	胸壁				
				大崎上島町木江	1基	-	-	水門				
木江港海岸 (野賀)	港湾局	30	1	大崎上島町木江伊佐岐	2,159	4.8	6.7	護岸	大崎上島町木江	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハフリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				大崎上島町木江野賀				護岸				
				大崎上島町木江沖浦				胸壁				
沖浦漁港海岸 (沖浦)	水産庁	32	1	大崎上島町木江明石向浜	150	4.1	6.0	護岸	大崎上島町木江明 石	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, 森林, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハフリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ・歴史・文化資源と調和した施設整備
				大崎上島町木江明石本浜	990	4.1	6.0	護岸, 消波工				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用美態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (25) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸 番号	区域	区域	配産			受益地域		整備の方向性		利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	
						(T, P, m)	代表施設防高 (C, D, L, m)					
大崎海岸 (大串)	水国局	34	1	大崎上島町大崎大串水谷～丸山	250	4.4	6.2	護岸、滑堤、突堤、養浜	大崎上島町大崎大串	住宅地、工業地、農用地、森林、その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリングアークアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●施設整備 ●離陸に役立つ海岸の創造 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
												●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造
大崎海岸 (外浜)	農振局	35	1	大崎上島町大崎大串丸山～外浜海岸	720	4.1	5.9	護岸、滑堤、突堤、養浜、離岸堤	大崎上島町大崎大串	住宅地、農用地、その他	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリングアークアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●施設整備 ●離陸に役立つ海岸の創造 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
												●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造
大西海岸 (瀬井)	港湾局	39	1	大崎上島町大崎瀬井	116	4.1	6.0	堤防	大崎上島町大崎瀬井	住宅地、農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリングアークアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●施設整備 ●離陸に役立つ海岸の創造 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
												●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復
大西海岸 (長谷)	港湾局	40	1	大崎上島町大崎長谷	318	3.3	5.2	堤防、護岸	大崎上島町大崎瀬井	農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリングアークアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●施設整備 ●離陸に役立つ海岸の創造 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	
												●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復
大西海岸 (長江谷)	港湾局	41	1	大崎上島町大崎中野加賀津	393	3.6	5.5	護岸、養浜、離岸堤	大崎上島町大崎中野	住宅地、農用地	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハブリングアークアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備	
												●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基盤段階においては、「整備の方向性」を基に、配産を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (26) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配産				受益地域			整備の方向性		
			区域	区域	延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)					
大西港海岸 (大西)	港湾局	42	1	大崎上島町大崎大西加瀬	1,141	3.6	5.5	護岸	大崎上島町大崎大西	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大西港海岸 (塔之越)	港湾局	45	1	大崎上島町大崎中野塔之越	900	3.3	5.2	護岸	大崎上島町大崎中野	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大西港海岸 (原下)	港湾局	46	1	大崎上島町大崎中野原下	170	3.1	5.0	護岸	大崎上島町大崎中野原下	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大西港海岸 (東原下)	港湾局	47	1 2	大崎上島町大崎中野東原下	300 90	3.6 3.5	5.5 5.4	護岸 護岸	大崎上島町大崎中野	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
大西港海岸 (長島東)	港湾局	48	1	大崎上島町大崎中野長島東	863	3.6	5.5	護岸	大崎上島町大崎中野	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
東野海岸 (島の浦)	農振局	53	1	大崎上島町東野島の浦	309	3.5	5.4	護岸	大崎上島町東野島の浦	農用地, その他	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
島の浦海岸 (矢弓)	港湾局	56	1	大崎上島町東野島の矢弓	840	4.3	6.2	護岸	大崎上島町東野島の浦	住宅地	—	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配産を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (27) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	海岸番号	区域	区域	配置			受益地域		整備の方向性		
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T, P, m)	代表施設の高さ (C, D, L, m)					
鯨崎海岸 (白水)	港湾局	57	1	大崎上島町東野白水	430	3.6	5.5	護岸	住宅地, 商業地, その他	-	●アクセシビリティの確保 ●ハブリングアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備	
								胸壁				
								護岸				
鯨崎海岸 (盛谷)	港湾局	58	1	大崎上島町東野古江	372	3.7	5.5	胸壁	住宅地, 工業地, その他	-	●アクセシビリティの確保 ●ハブリングアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備	
								護岸				
		鯨崎海岸 (大琴)	港湾局	59	1	大崎上島町東野垂水小琴島	200	4.1	6.0	護岸	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	-
胸壁												
護岸												
鯨崎海岸 (鯨崎)	港湾局	60	1	大崎上島町東野垂水大豊広	911	4.0	5.9	護岸	住宅地, 商業地, その他	-	●アクセシビリティの確保 ●ハブリングアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造	
								護岸				
								護岸				
鯨崎海岸 (貝香)	港湾局	62	1	大崎上島町東野生野島貝香	248	3.6	5.5	護岸	その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造		
								護岸				
鯨崎海岸 (福浦)	港湾局	63	1	大崎上島町東野生野島福浦	38	3.6	5.5	護岸	その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造		
								護岸				
								護岸				
鯨崎海岸 (生野)	港湾局	64	1	大崎上島町東野生野島鹿老渡	154	3.6	5.5	護岸	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造		
								護岸				
								護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に算出することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (28) 施設整備の内容 (竹原・大崎上島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	区域	配置			受益地域		整備の方向性		
		海岸	区域			延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
							(T, P, m)	代表防波高 (C, D, L, m)					
鯉崎港海岸 (船場)	港湾局	65	1	大崎上島町東野船島		869	3.6	5.5	大崎上島町東野船島	農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> 生態系に配慮した海岸の整備 干潟・砂浜の維持・回復 景観に配慮した海岸の整備 自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> アクセスしやすい海岸の整備 バリアフリー化の確保 多額に利用できない海岸の整備 海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 海岸利用の増進 観光資源や他のレクリエーション施設との連携 	
			2			161	3.6	5.5					護岸

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (29) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配座		施設の種類	受益地域		状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項																					
					延長 (m)	規模 代表堤防高 (T.P.m)		地域	整備の方向性																								
									代表堤防高 (C.D.L.m)				地域																				
三原海岸 (久津)	水国局	1	1	三原市幸崎町濃瀬久津	696	5.0	6.9	堤防 護岸 堤防 護岸	三原市幸崎町能地 その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-																						
												三原海岸 (大衝)	水国局	2	1	三原市幸崎町濃瀬久津	700	5.1	7.0	護岸	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-											
																							能地魚港海岸 (能地)	水産庁	3	1	三原市幸崎町能地	1,661	4.3	6.2	胸壁 護岸 護岸	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-
尾道魚港海岸 (須波)	水産庁	6	1	三原市須波町	820	4.6	6.5	護岸	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリアックアークアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海浜レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	-																							
											尾道糸崎海岸 (貝野)	港湾局	7	1	三原市貝野町	720	3.9	5.8	胸壁 護岸 胸壁	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-												
																						尾道糸崎海岸 (円一)	港湾局	8	1	三原市円一町	920	3.7	5.6	胸壁	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリアックアークアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	-	
																																	尾道糸崎海岸 (三原)
尾道糸崎海岸 (三原)	港湾局	4	1	三原市木原町赤石	1,000	4.3	6.2	護岸 護岸	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリアックアークアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	-																							
											尾道糸崎海岸 (三原)	港湾局	5	1	三原市木原町内蘆	940	3.8	5.7	胸壁	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリアックアークアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造	-												
																						尾道糸崎海岸 (三原)	港湾局	6	1	三原市須波町久登 志川	238	4.6	6.5	護岸	●アクセスしやすい海岸の整備 ・ハブリアックアークアセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ・海浜レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	-	

※ 整備の方向性については、下線を引いている配座事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用美観等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配座事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の基施設階においては、「整備の方向性」を基に、配座を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (30) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配座			施設の種類	受益地域			整備の方向性				
					延長 (m)	規模			地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項				
						(T.P.m)	(C.D.L.m)									
尾道糸崎港海岸 (福地)	港湾局	10	尾道市正徳町	尾道市正徳町	805	3.6	5.5	護岸	尾道市正徳町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	-	-			
														尾道市正徳町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出
尾道糸崎港海岸 (尾道)	港湾局	12	尾道市新浜1丁目～西御所 尾道市西御所町	尾道市新浜2丁目～新浜1丁目	1,930	3.3	5.2	胸壁, 植栽 護岸 胸壁, 植栽	尾道市古浜町～尾 崎本町	住宅地, 商業地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	-	-			
														尾道市久保3丁目	住宅地, 工業地	●生體系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復
尾道糸崎港海岸 (山波)	港湾局	13	尾道市山波町～東尾道 尾道市東尾道	尾道市山波町～東尾道	3,168	3.7	5.6	胸壁 護岸	尾道市尾崎本町～ 山波町	住宅地, 工業地	●生體系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-	-			
														尾道市向島町青井	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出
尾道糸崎港海岸 (向島北)	港湾局	14	尾道市向島町中菅浜 尾道市向島町小歌島 尾道市向島町兼吉	尾道市向島町中菅浜	410	3.3	5.2	胸壁 護岸	尾道市向島町道越 ～兼吉	住宅地, 工業地, 農用地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	-	-			
														尾道市向島町小歌島	住宅地, 工業地	●生體系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復
尾道糸崎港海岸 (向島)	港湾局	15	尾道市向東町箱石 尾道市向東町小干浜 尾道市向東町	尾道市向東町箱石	1,363	3.6	5.4	胸壁 護岸	尾道市向東町落ノ 上二区～向東町	住宅地, 工業地	●生體系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-	-			
														尾道市向東町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出
尾道糸崎港海岸 (高西)	港湾局	16	福山市高西町南 福山市南今津	福山市高西町南	1,440	4.2	6.1	堤防	福山市高西町南～ 今津町	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生體系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-	-			
														福山市南今津	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出
尾道糸崎港海岸 (機織)	港湾局	17	福山市南松永4丁目 福山市南松永3丁目	福山市南松永4丁目	3,300	4.2	6.1	護岸, 胸壁 堤防	福山市南松永町	住宅地, 工業地, その他	●生體系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-	-			
														福山市南松永3丁目	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・配座を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に届出することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (31) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配座				受益地域			整備の方向性			
			区域	区域	規模		施設の種別	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項		
					延長 (m)	(T.P.m)						代表堤防高 (C.D.L.m)	
尾道糸崎港海岸 (柳津)	港湾局	19	1	福山市柳津町1丁目	3.8	5.6	護岸	福山市柳津相生島 ～柳津町安永浜	住宅地, 商業地, 工業地, その他	-	-		
				1	福山市金江町	3.8	5.7	護岸					
				2	福山市有丘	4.1	6.0	護岸					
				3	福山市藤江町岡組	100	6.0	護岸	福山市柳津町慶心 浜～藤江町須頭	工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保 ●多層に利用できる海岸の整備 ●植生に役立つ海岸の創設	
				4	福山市藤江町地浜	220	5.6	護岸					
尾道糸崎港海岸 (浦崎)	港湾局	21	5	福山市浦崎町	197	4.1	6.0	護岸					
				1	尾道市浦崎町	150	3.6	5.5	護岸				
				2	尾道市浦崎町	130	3.6	5.5	護岸	尾道市浦崎町末田 ～浦崎町戸崎	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復	-
				3	尾道市浦崎町	250	3.6	5.5	護岸				
串浜漁港海岸 (串浜)	水産庁	22	1	尾道市浦崎町串浜	1,480	4.1	6.0	護岸	尾道市浦崎町末田 ～浦崎町青木	住宅地, 農用地, その他	-	-	
				2	尾道市浦崎町高尾～青木	20	4.9	6.8	護岸				
				3	尾道市浦崎町	120	4.9	6.8	護岸				
尾道海岸 (高松)	水国局	24	1	尾道市浦崎町	58	4.2	6.1	消波工	尾道市浦崎町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創設	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保	
				2	尾道市浦崎町	110	4.2	6.1	消波工				
尾道海岸 (浦崎高松)	農振局	25	1	尾道市浦崎町	204	4.0	5.9	消波工	尾道市浦崎町	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創設	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保	
				2	尾道市浦崎町	160	3.8	5.7	護岸				
				3	尾道市浦崎町浦越	400	3.6	5.5	護岸	尾道市浦崎町浦越	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創設	●アクセスしやすい海岸の整備 ●パブリックアクセスの確保
海老漁港海岸 (海老)	水産庁	27	1	尾道市浦崎町浦越	100	4.1	6.0	護岸					
				2	尾道市浦崎町浦越	400	3.6	5.5	護岸				
				3	尾道市浦崎町浦越	100	4.1	6.0	護岸				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用美態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況等を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (32) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	配座			受益地域			整備の方向性	
		海岸	区域		延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表防高 (C.D.L.m)					
尾道海岸(浦崎新田)	農振局	28	1	尾道市浦崎町	340	3.9	5.8	消波工 消波工	尾道市浦崎町浦越 ～浦崎町間谷	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリー化
			2		715	3.9	5.8	消波工 消波工 消波工				
尾道海岸(浦崎)	水国局	29	1	尾道市浦崎町大吹	993	4.2	6.1	護岸	尾道市浦崎町大吹 ～浦崎町山下	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・バリアフリー化
泊漁港海岸(吉ノ浜)	農振局	31	1	尾道市百島町泊	170	4.5	6.4	消波工	尾道市百島町泊	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-
泊漁港海岸(泊)	水産庁	32	1	尾道市百島町泊	450	4.4	6.3	胸壁 護岸 護岸	尾道市百島町泊	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-
尾道海岸(泊)	水国局	33	1	尾道市百島町	256	4.8	6.7	護岸	尾道市百島町泊	住宅地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-
尾道海岸(海老香)	農振局	35	1	尾道市百島町海老香	436	4.6	6.5	消波工	尾道市百島町海老 香	住宅地, 農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-
			2		532	4.6	6.5	消波工				

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用実態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (33) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号		区域	区域	配座			受益地域			整備の方向性	
		海岸	区画			延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
							(T.P.m)	代表防波高 (C.D.L.m)					
福田港海岸 (波戸)	港湾局	36	1	尾道市百島町福田	磯岸	170	3.6	5.5	尾道市百島町福田	住宅地, 工業地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●アクセスしやすさの確保 ・バリアフリー化の確保	
			2			1,150	3.3	5.2					
向東海岸 (古江浜)	農振局	39	1	尾道市向東町古江浜	消波工	389	4.6	6.5	尾道市向東町歌〜 向東町古江浜	住宅地, 農用地, 森林	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
			2			180	4.6	6.5					
向東海岸 (小水)	農振局	40	1	尾道市向東町大水	磯岸	560	5.0	6.9	尾道市向東町古江 浜〜向東町大水	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
大町魚港海岸 (大町)	水産庁	41	1	尾道市向東町大町	磯岸	320	4.1	6.0	尾道市向東町大町 その他	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
尾道海岸 (大町)	水産庁	42	1	尾道市向東町大町	磯岸	350	5.3	7.1	尾道市向東町大町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
千沙漁港海岸 (箱根)	農振局	44	1	尾道市向島町	磯岸	35	3.6	5.4	尾道市向島町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
千沙漁港海岸 (干沙)	水産庁	45	1	尾道市向島町	磯岸	1,030	4.2	6.1	尾道市向島町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	-	
向島海岸 (立花)	水産庁	46	1	尾道市向島町立花沖条	磯岸, 養浜, 養浜	456	5.8	7.7	尾道市向島町立花 沖条	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすさの確保 ・バリアフリー化の確保 ●各棟に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
立花漁港海岸 (立花)	水産庁	47	1	尾道市向島町立花沖条	磯岸	2,220	5.6	7.5	尾道市向島町沖条 〜江の浦	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすさの確保 ・バリアフリー化の確保 ●各棟に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造	
尾道糸崎港海岸 (船越)	農振局	51	1	尾道市向島町岩子島下条	消波工	932	3.8	5.7	尾道市向島町岩子 島下条	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●各棟に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための 施設整備	

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせさせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (34) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配置				受益地域			整備の方向性	
			区域	区域	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
					延長 (m)	(T.P.m)					
向島海岸 (因石)	農振局	53	尾道市向島町若子島郷条～思砂郷	尾道市向島町若子島郷条	300	4.2	6.1	消波工	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
					88	4.2	6.1				
向島海岸 (浜ノ浦)	農振局	54	尾道市向島町若子島郷条	尾道市向島町若子島郷条	340	4.2	6.1	堤防, 突堤, 養浜	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備
					76	4.2	6.1				
因島海岸 (深浦大浜)	水国局	55	尾道市因島重井町後側	尾道市因島重井町後側	409	4.2	6.1	護岸	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
					670	5.8	7.6				
因島海岸 (三池)	農振局	57	尾道市因島重井町瀬口	尾道市因島重井町瀬口	443	4.5	6.4	消波工	農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系の保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ・健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
中浜港海岸 (大浜)	港湾局	59	尾道市因島大浜町	尾道市因島大浜町	120	3.8	5.7	護岸	工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
					230	3.8	5.7				
中浜港海岸 (中庄)	港湾局	60	尾道市因島中庄町油屋新開～徳永	尾道市因島中庄町油屋新開～徳永	240	3.7	5.6	護岸	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造
中浜港海岸 (外浦)	農振局	61	尾道市因島中庄町	尾道市因島中庄町	340	3.5	5.3	護岸	商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ・パブリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ・健康に役立つ海岸の創造

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の環境要素、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施設等については、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施設階級での時点の外力などの条件を考慮して詳細に照準することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (35) 施設整備の内容(尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			施設の種類			受益地域			整備の方向性		
					延長 (m)	規模 (T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)	施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項				
													延長 (m)	規模 (T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)	
土生港海岸(三庄)	港湾局	64	1	尾道市因島三庄町	尾道市因島三庄町	1,280	4.8	6.7	消波工	尾道市因島三庄町 1区～三庄町1区	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携			
				2	尾道市因島三庄町	199	4.8	6.7	護岸	尾道市因島細島	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復	—			
因島海岸(細島)	農政局	68	1	尾道市因島細島	尾道市因島細島	185	3.4	5.3	護岸	尾道市因島細島	住宅地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
				1	尾道市因島土生町	650	3.6	5.5	護岸	尾道市因島土生町 長崎～田原町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
				2	尾道市因島土生町	500	3.6	5.5	護岸	尾道市因島土生町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
土生港海岸(土生)	港湾局	70	3	尾道市因島田原町	尾道市因島田原町	750	3.6	5.5	消波工	尾道市因島田原町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
				1	尾道市因島田原町	890	4.2	6.1	護岸	尾道市因島田原町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
因島海岸(竹長)	水国局	71	1	尾道市因島田原町	尾道市因島田原町	890	4.2	6.1	護岸	尾道市因島田原町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
因島海岸(重井)	水国局	72	1	尾道市因島重井町掃磨	尾道市因島重井町掃磨	1,474	4.2	6.1	護岸	尾道市因島重井町掃磨	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
重井港海岸(西浜)	港湾局	74	1	尾道市因島重井町北浜	尾道市因島重井町北浜	400	3.3	5.2	護岸	尾道市因島重井町 掃磨～北浜	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
重井港海岸(伊浜西)	港湾局	75	1	尾道市因島重井町	尾道市因島重井町	320	3.4	5.3	護岸	尾道市因島重井町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
重井港海岸(馬神・宮沖)	農政局	76	1	尾道市因島重井町	尾道市因島重井町	410	4.5	6.4	消波工	尾道市因島重井町 小林	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
重井港海岸(伊浜東)	港湾局	77	1	尾道市因島重井町長串	尾道市因島重井町長串	1,260	3.7	5.5	護岸	尾道市因島重井町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
				2	尾道市因島重井町本郷沖新開	660	3.7	5.6	護岸	尾道市因島重井町	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
瀬戸田港海岸(中野)	港湾局	78	2	尾道市瀬戸田町中野	尾道市瀬戸田町中野	400	3.5	5.4	護岸, 胸壁	尾道市瀬戸田町中野	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
				1	尾道市瀬戸田町中野	1基	—	—	非水機場	尾道市瀬戸田町中野 町～沢	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
				3	尾道市瀬戸田町沢	800	3.5	5.4	護岸	尾道市瀬戸田町中野	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
瀬戸田海岸(名荷)	水国局	79	1	尾道市瀬戸田町名荷	尾道市瀬戸田町名荷	740	4.2	6.0	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
瀬戸田海岸(西浦坂田)	水国局	80	4	尾道市瀬戸田町大阪田	尾道市瀬戸田町大阪田	400	4.2	6.1	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
				1	尾道市瀬戸田町名荷	130	4.2	6.1	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
				2	尾道市瀬戸田町西来縁	80	4.2	6.1	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
				3	尾道市瀬戸田町西来縁	60	4.2	6.1	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
				4	尾道市瀬戸田町名荷	80	4.2	6.1	護岸	尾道市瀬戸田町名荷	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			
因島海岸(田原)	水国局	81	1	尾道市因島洲江町	尾道市因島洲江町	500	4.2	6.1	護岸	尾道市因島洲江町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセシビリティの向上 ●パブリックアクセスの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●健康に役立つ海岸の創造			

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件を考慮して詳細に位置することとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (36) 施設整備の内容 (尾道・因島ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	配置				受益地域			整備の方向性		
			区域	区域	規模		施設の種別	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項	
					延長 (m)	(T.P.m)						代表堤防高 (C.D.L.m)
生口港海岸(原)	港湾局	82	1	尾道市因島洲江町	280	3.3	5.2	護岸	尾道市因島洲江町・尾道市因島原町	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハフリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ●体験学習・学習活動等への活用 ●健康に役立つ海岸の創造
			2	尾道市因島洲江町	100	3.3	5.2	護岸				
			3	尾道市因島洲江町	380	3.3	5.2	護岸				
			4	尾道市因島原町	150	3.3	5.2	護岸				
生口港海岸(高原)	港湾局	85	1	尾道市瀬戸田町宮原	280	3.7	5.6	護岸	尾道市瀬戸田町宮原	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハフリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ●体験学習・学習活動等への活用 ●健康に役立つ海岸の創造
生口港海岸(田高根)	港湾局	87	1	尾道市瀬戸田町萩	900	4.1	6.0	護岸	尾道市瀬戸田町萩	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハフリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ●体験学習・学習活動等への活用 ●健康に役立つ海岸の創造
瀬戸田海岸(垂水早瀬)	農政局	88	1	尾道市瀬戸田町萩田高根	850	4.5	6.4	消波工	尾道市瀬戸田町萩田高根～五本松	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハフリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
			2	尾道市瀬戸田町萩五本松	240	4.5	6.4	消波工				
瀬戸田港海岸(垂水)	港湾局	89	1	尾道市瀬戸田町垂水	940	4.0	5.8	護岸	尾道市瀬戸田町垂水	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハフリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
瀬戸田海岸(高根)	農政局	92	1	尾道市瀬戸田町高根	672	4.5	6.4	消波工	尾道市瀬戸田町高根	住宅地, 農用地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハフリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●歴史・文化資源と調和した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携
瀬戸田港海岸(向田)	港湾局	95	1	三原市鷺浦町向田野浦	740	3.4	5.3	護岸	三原市鷺浦町向田野浦	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●アクセスしやすい海岸の整備 ●ハフリックアクセスの確保 ●多様利用できる海岸の整備 ●海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●健康に役立つ海岸の創造 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用実態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種別については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (37) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			受益地域		整備の方向性		
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T.P.m)	代表防波高 (C.D.L.m)					
福山港海岸 (神浦)	港湾局	2	福山市引野町	福山市引野町	526	3.5	5.5	胸壁	福山市引野町	住宅地, 工業地	●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 ●海水・海況の浄化 ●水質・底質の改善	—
福山港海岸 (手城)	港湾局	3	福山市港町2丁目	福山市港町2丁目	925	4.0	5.9	護岸	福山市港町	住宅地, 商業地, 工業地	●アクセシビリティ・海岸の整備 ●パブリックアクセシビリティの確保 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	—
福山港海岸 (一文字)	港湾局	4	福山市東川口町～新浜町	福山市東川口町～新浜町	2,755	4.7	6.7	護岸	福山市曙町～箕沖町	住宅地, 商業地, 工業地, 農用地	●アクセシビリティ・海岸の整備 ●パブリックアクセシビリティの確保 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	—
福山港海岸 (田尻)	港湾局	6	福山市田尻町	福山市田尻町	760	5.5	7.4	護岸	福山市田尻町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	—
田尻漁港海岸 (田尻)	水産庁	7	福山市田尻町	福山市田尻町	250	5.4	7.4	護岸	福山市田尻町	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	—
福山港海岸 (みゆき)	港湾局	8	福山市朝町白茅	福山市朝町白茅～朝町後地	1,450	4.5	6.4	護岸	福山市朝町白茅～朝町後地	住宅地, 商業地, 工業地	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	—
福山港海岸 (江の浦)	港湾局	9	福山市焚場町	福山市焚場町	360	3.5	5.5	胸壁	福山市焚場町	住宅地, 商業地	●アクセシビリティ・海岸の整備 ●パブリックアクセシビリティの確保 ●多様に利用できる海岸の整備 ●海岸性レクリエーションの増進のための施設整備 ●歴史・文化資源と連携した施設整備 ●海岸利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携	—
平瀬港海岸 (平)	水産庁	10	福山市朝町平	福山市朝町平	410	3.5	5.5	護岸, 胸壁	福山市朝町平	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	—

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件を考慮して詳細に見直しこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (38) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			受益地域			整備の方向性	
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T. P. m)	代表堤防高 (C. D. L. m)					
福山海岸 (室浜)	水国局	11	1	福山市朝町後地堂浜	190	7.1	9.0	護岸	福山市朝町後地堂浜	住宅地, 商業地, 農用地	●アカスリや小規模の整備 ●フルクリックアスファルトの設置 ●名刺に利用できるようにするための整備 ●遊歩道の整備 ●遊歩道の増設 ●海岸利用の増進 ●野鳥資源や地のレクリエーション施設との連携	●アカスリや小規模の整備 ●フルクリックアスファルトの設置 ●名刺に利用できるようにするための整備 ●遊歩道の整備 ●遊歩道の増設 ●海岸利用の増進 ●野鳥資源や地のレクリエーション施設との連携
					220	7.1	9.0					
走漁港海岸 (唐船)	水産庁	12	1	福山市走島町唐船	170	4.3	6.2	護岸	福山市走島町唐船	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造
					85	6.6	8.6					
					65	6.6	8.6					
福山海岸 (本浦)	水国局	13	2	福山市走島町	450	5.3	7.3	護岸	福山市走島町	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造
					295	3.6	5.5					
					489	3.8	5.8					
阿内垂港海岸 (能登原)	港湾局	16	1	福山市沼隈町能登原	590	3.8	5.8	護岸, 胸壁	福山市沼隈町能登原	住宅地, 商業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造
					1,000	4.0	5.9					
千年港海岸 (松)	港湾局	17	1	福山市沼隈町松	680	3.6	5.6	護岸	福山市沼隈町松	住宅地, 農用地, 商業地, 工業地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造
					1,030	4.8	6.8					
千年港海岸 (岩)	港湾局	18	1	福山市沼隈町横引	380	3.6	5.6	護岸	福山市沼隈町横引	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造
					1,295	3.6	5.6					
千年港海岸 (敷名)	港湾局	20	1	福山市沼隈町敷名	380	3.6	5.6	護岸	福山市沼隈町敷名	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造
					1,295	3.6	5.6					
千年港海岸 (常石)	港湾局	21	1	福山市沼隈町常石	380	3.6	5.6	護岸, 胸壁	福山市沼隈町常石	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造	●生態系に配慮した海岸の整備 ●生態系の保全 ●干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造
					1,295	3.6	5.6					

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用形態等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直しとし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (39) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

地区海岸名	所管	番号	区域	区域	配置			受益地域			整備の方向性	
					延長 (m)	規模		施設の種類	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
						(T, P, m)	代表堤防高 (C, D, L, m)					
内海海岸 (馬場崎)	水国局	22	1	福山市内海町馬場崎	150	6.3	8.2	護岸	福山市内海町馬場崎	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
						110	8.2					
内海海岸 (大畑)	水国局	25	1	福山市内海町高山	690	6.6	8.5	消波工	福山市内海町高山	住宅地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	-
						405	6.4					
横田漁港海岸 (南)	水産庁	26	2	福山市内海町南	260	4.5	6.4	護岸, 胸壁	福山市内海町南	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系保全 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
						610	5.9					
横田漁港海岸 (入双)	水産庁	28	1	福山市内海町入双	471	4.5	6.4	離岸堤	福山市内海町入双	住宅地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・干潟・砂浜の維持・回復	●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
						950	7.5					
内海海岸 (横山)	農振局	31	1	福山市内海町横山		5.5	4.8	7.5	福山市内海町横山	農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携
内海海岸 (横島)	水国局	32	1	福山市内海町釜戸～小脇	1,210	4.8	6.7	護岸, 遊歩, 美浜	福山市内海町釜戸～小脇	住宅地, 工業地, 農用地, その他	●生態系に配慮した海岸の整備 ・生態系保全 ・干潟・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ・自然景観や海岸景観の保全・創出	●多様に利用できる海岸の整備 ・海洋性レクリエーションの増進のための施設整備 ●海岸利用の増進 ・観光資源や他のレクリエーション施設との連携

※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該当地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種類については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に照直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

表Ⅱ-2-1 (40) 施設整備の内容 (福山・内海ゾーン)

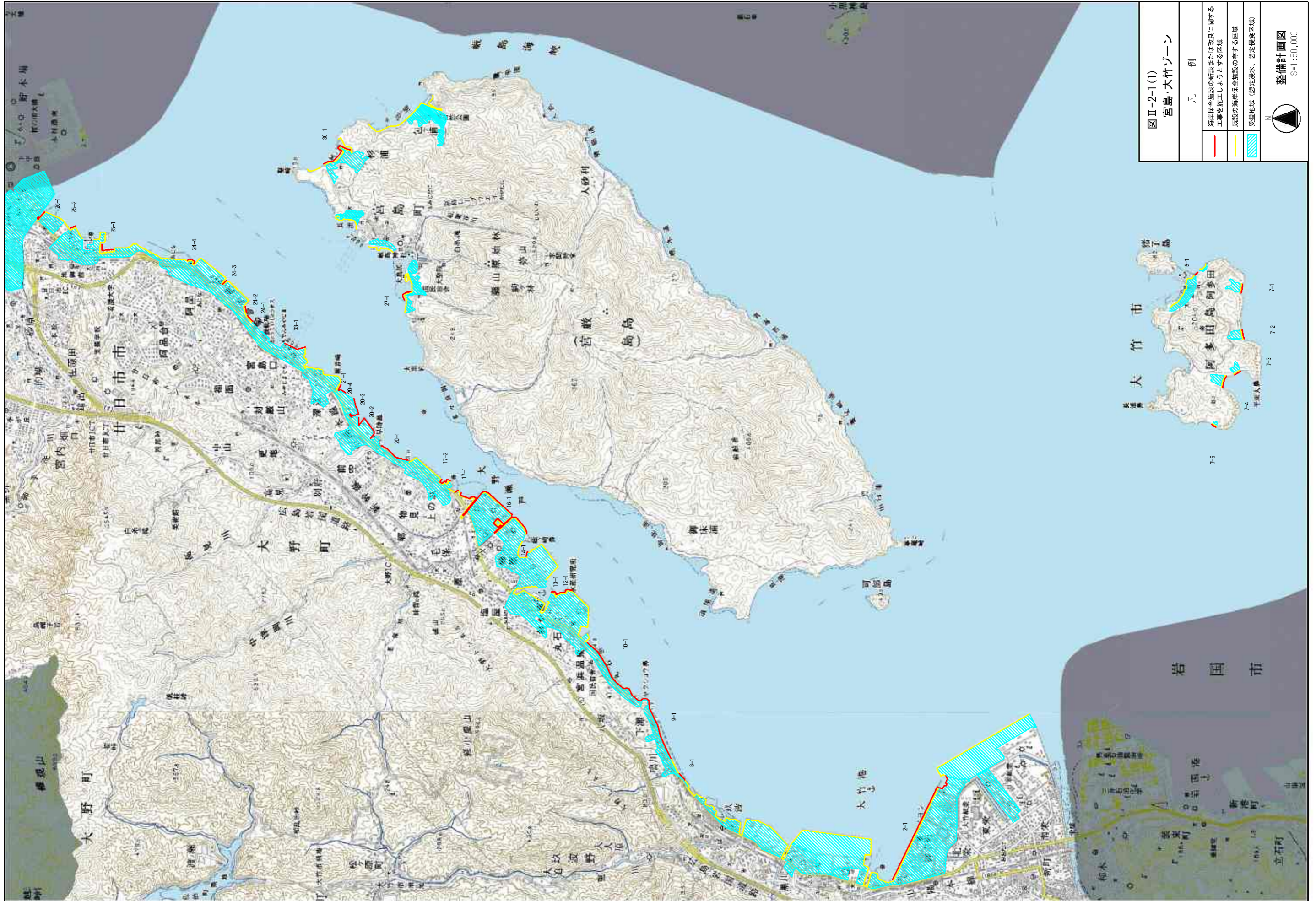
地区海岸名	所管	番号		区域	区域	配直			受益地域			整備の方向性	
		海岸	区域			延長 (m)	規模		施設の種別	地域	状況	環境面に対する配慮事項	利用面に対する配慮事項
							(T.P.m)	代表堤防高 (C.D.L.m)					
箱崎漁港海岸 (阿伏見)	水産庁	40	1	福山市内海町阿伏見	福山市内海町阿伏見	148	3.3	5.3	護岸	福山市内海町阿伏見 その他	農用地, その他	<ul style="list-style-type: none"> ●生機系に配慮した海岸の整備 ●土質・砂浜の維持・回復 ●景観に配慮した海岸の整備 ●自然景観や海岸景観の保全・創造 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様に利用できる海岸の整備 ●遊歩道・レクリエーションの増進のための施設整備 ●遊歩道の増進 ●遊歩利用の増進 ●観光資源や他のレクリエーション施設との連携

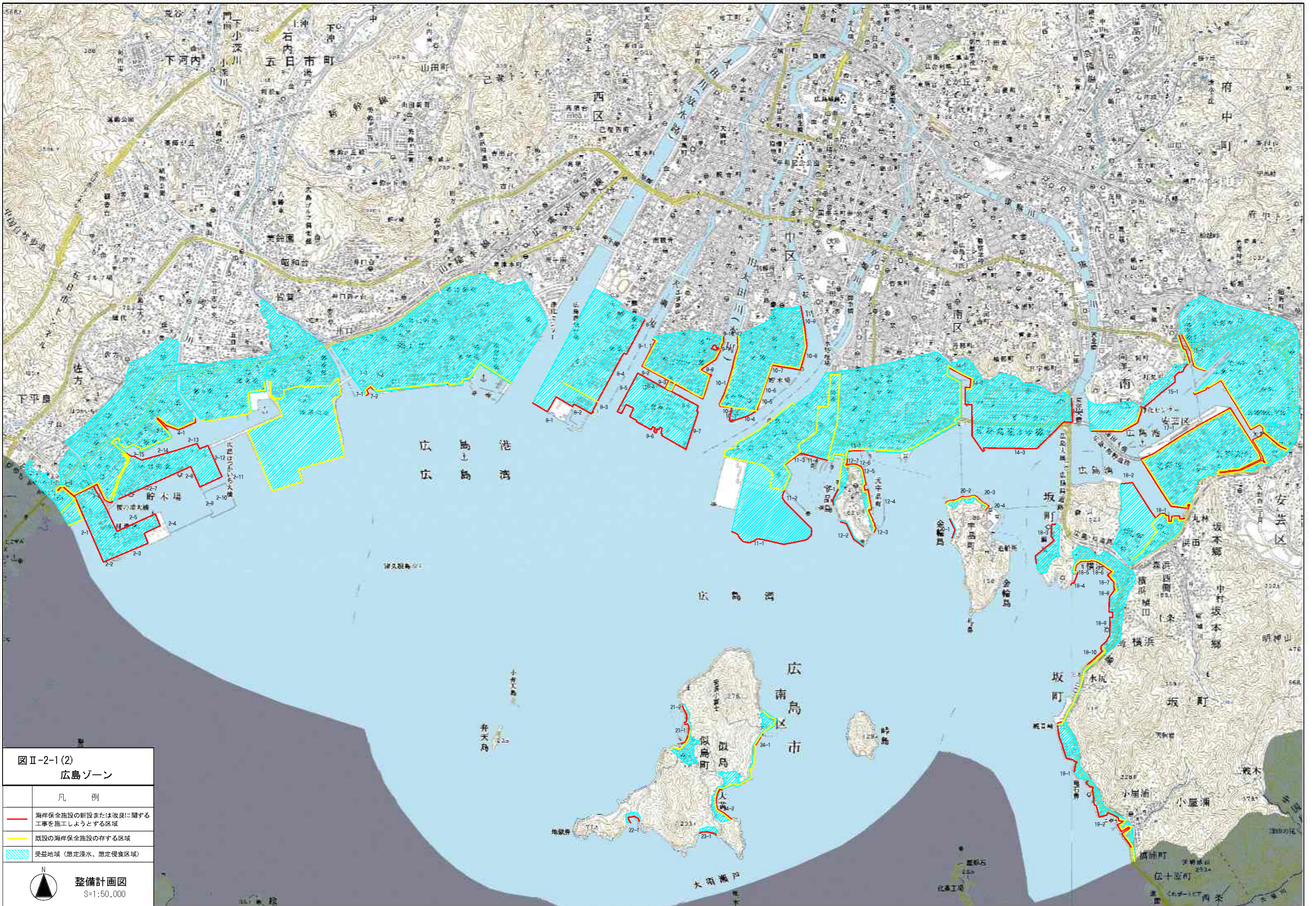
※ 整備の方向性において、下線を引いている配慮事項は、該地区海岸の現状の環境要素、利用形態等や地域の要請、将来計画等を考慮して示したもので、特に配慮する事項である。

※ それ以外の配慮事項は、隣接する地区海岸の持ち合わせる海岸要素を考慮して示したもので、整備の方向性において一定範囲の連続性をもたせるために配慮する事項である。

※ 整備の実施段階においては、「整備の方向性」を基に、配慮を必要とする項目について検討し、計画・整備を行うこととする。

※ 施設規模や種別については、整備の実施段階でその時点の外力などの条件や海岸の状況を考慮して詳細に見直すこととし、計画で示した値と異なってくる場合もある。

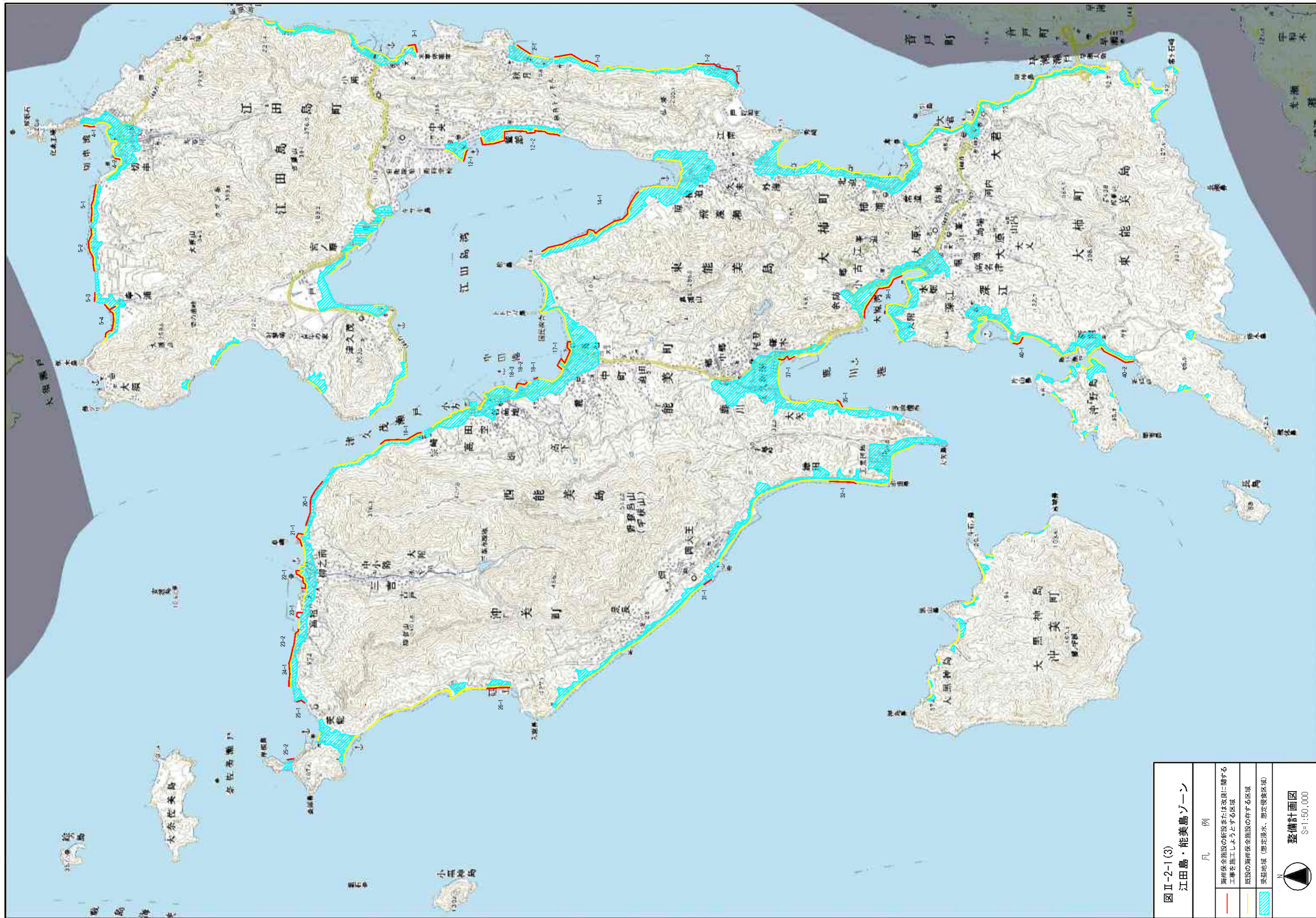




図Ⅱ-2-1(2)
広島ゾーン

凡 例	
	海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受益地域(想定浸水、想定侵食区域)

整備計画図
 S=1:50,000



図Ⅱ-2-1(3)
江田島・能美島ゾーン

凡例

- 海岸保全施設の施設または改良に関する工事を施工しようとする区域
- 既設の海岸保全施設の存する区域
- 要基地域 (潮位浸水、潮定管理区域)

整備計画図
S=1:50,000

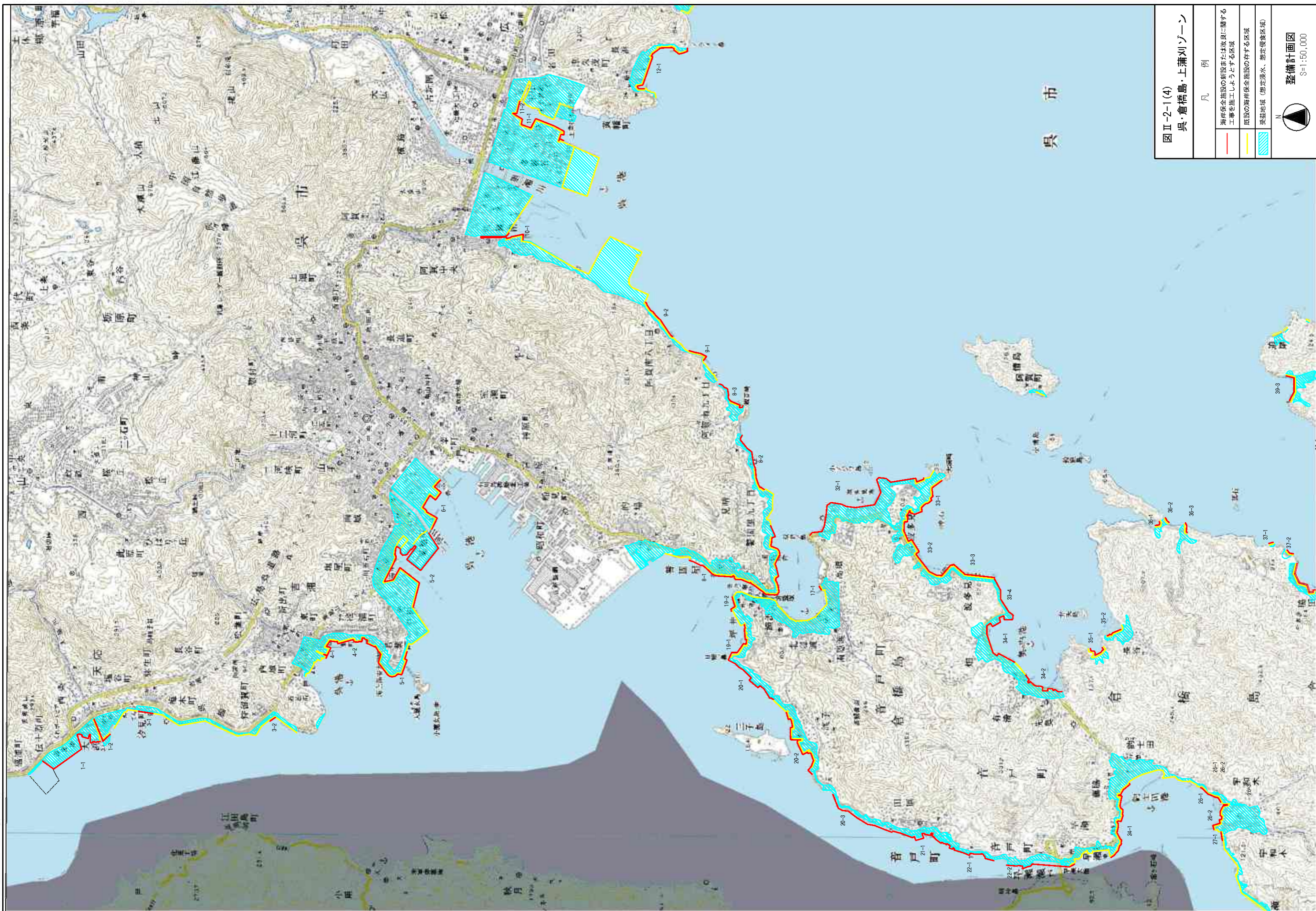


図 II-2-1(4)
県・倉橋島・上蒲刈ゾーン

凡 例	
	海岸保全施設の新設または改良に関する 工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	築港地域 (想定浸水、想定浸水区域)

整備計画図
 S=1:50,000

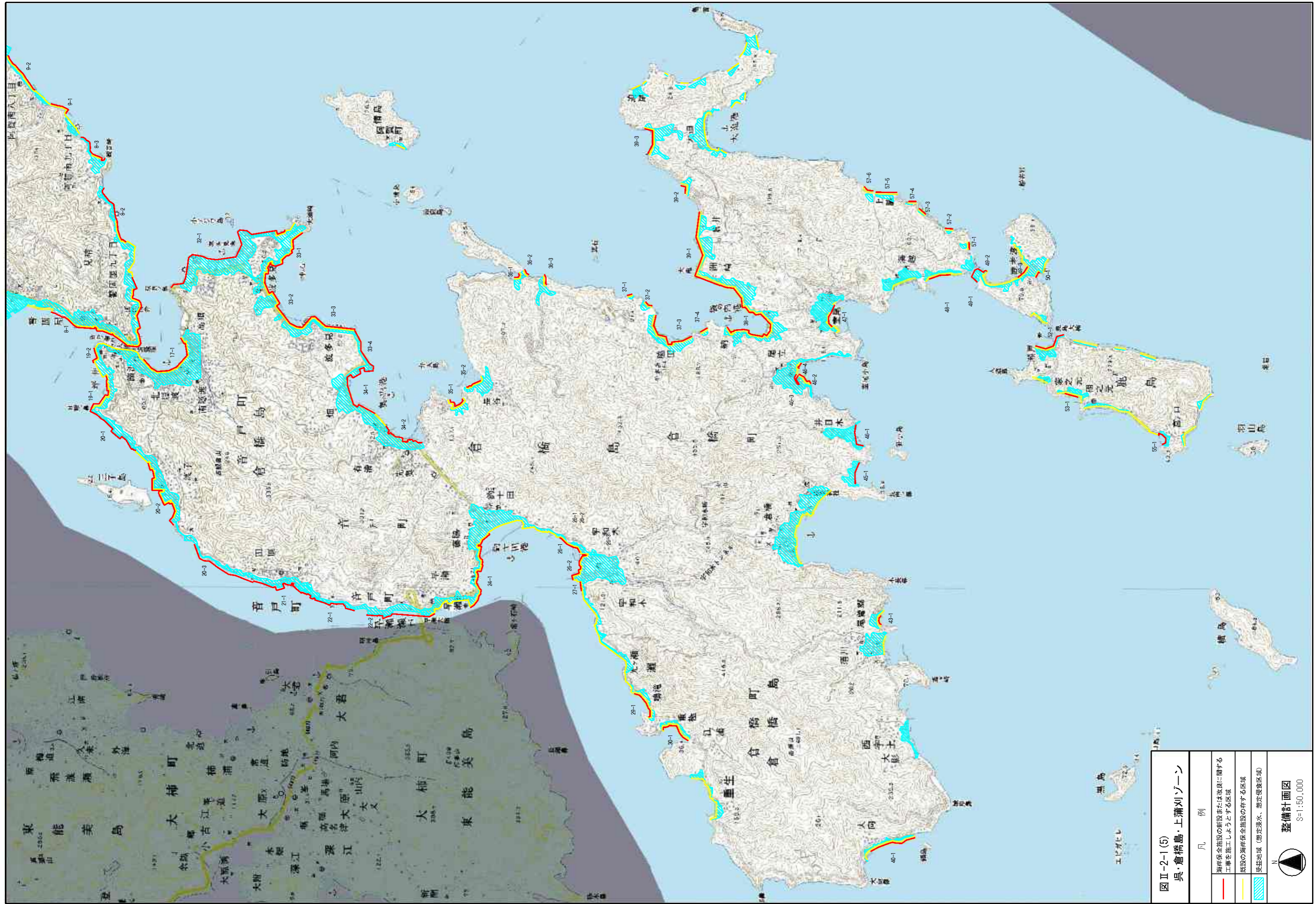
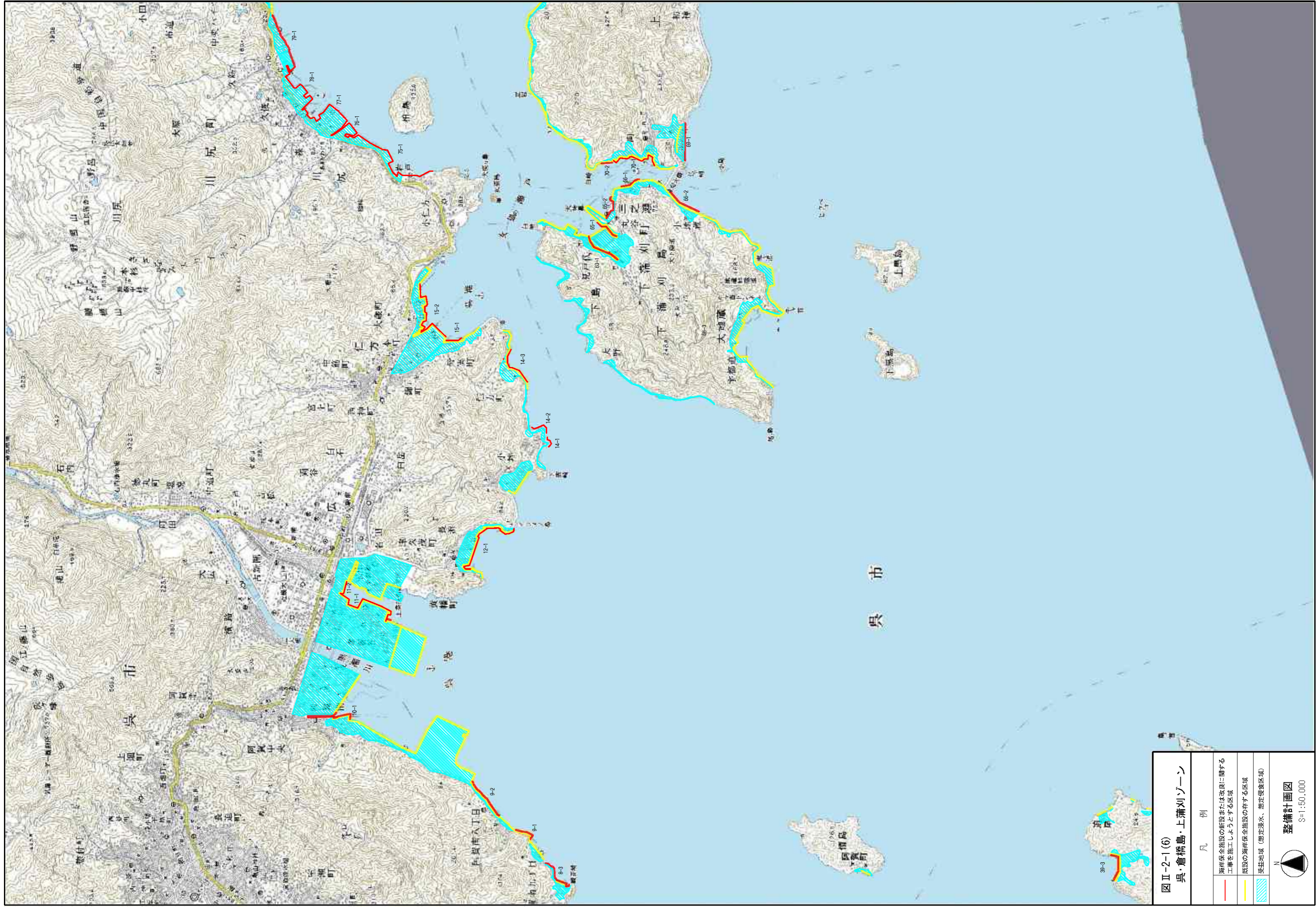


図 II-2-1(5)
 員・倉橋島・上蒲刈ゾーン

凡 例	
	海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の有する区域
	浸水地域（想定浸水、想定浸水区域）

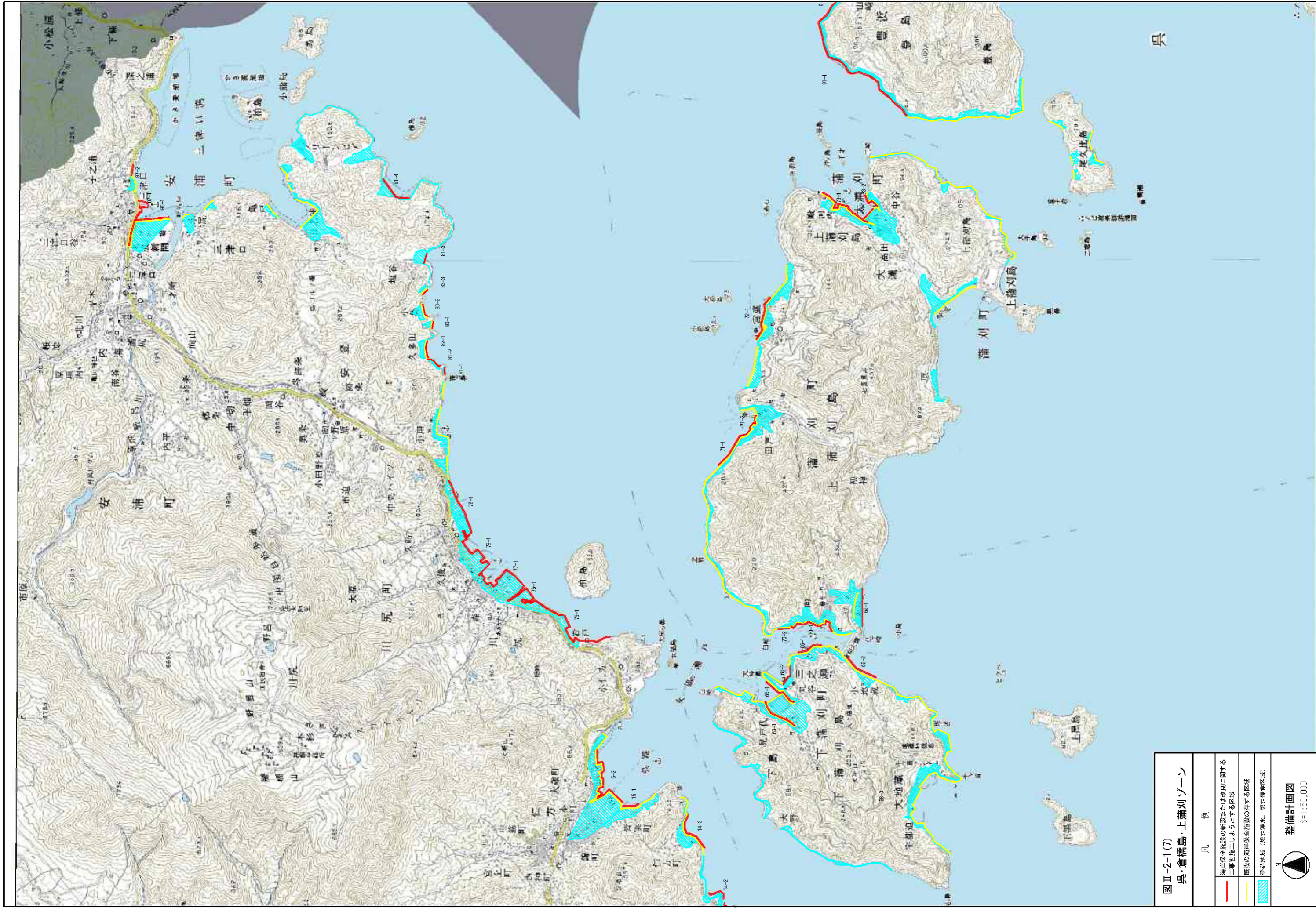
整備計画図
 S=1:50,000



図Ⅱ-2-1(6)
 奥・倉橋島・上蒲刈ゾーン

凡 例	
	海岸保全施設の新設または改良に関する工事施工しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	受基地域（想定浸水、想定浸食区域）

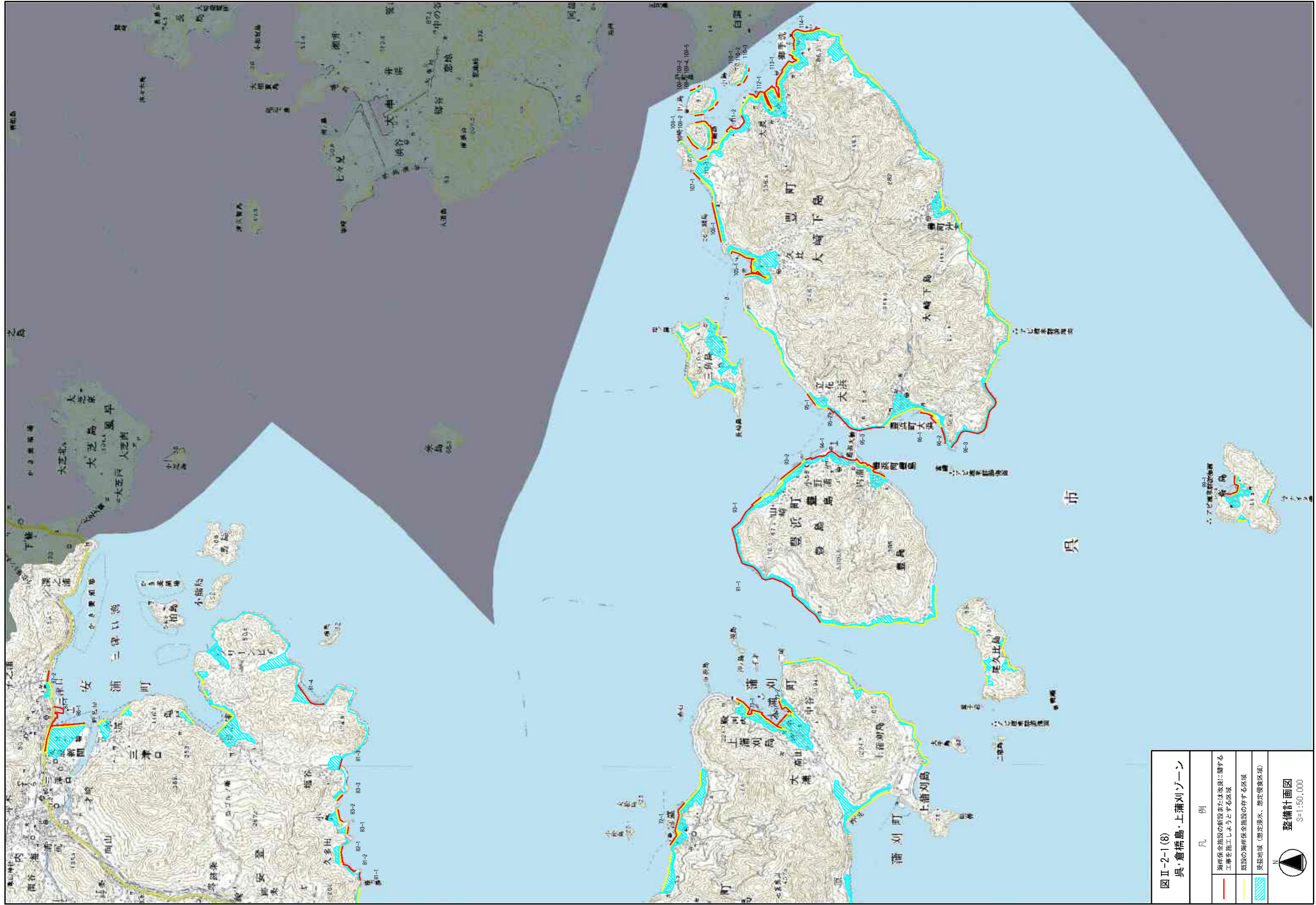
整備計画図
 S=1:50,000

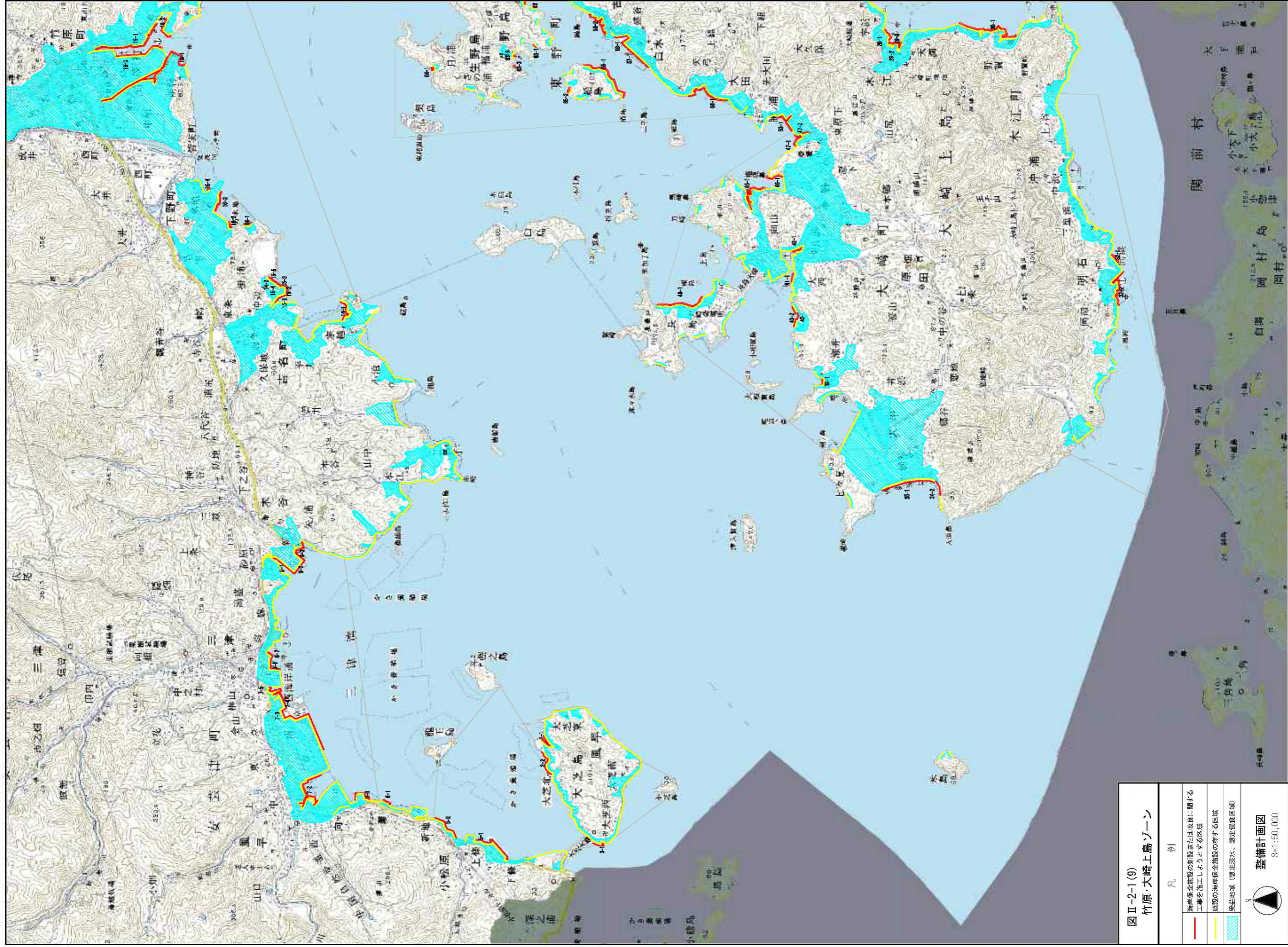


図II-2-1(7)
 奥・倉橋島・上蒲刈ゾーン

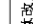
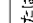
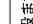
凡 例	
—	海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
—	既設の海岸保全施設の存する区域
—	要基地域（想定浸水、想定便溺区域）

整備計画図
 S=1:50,000



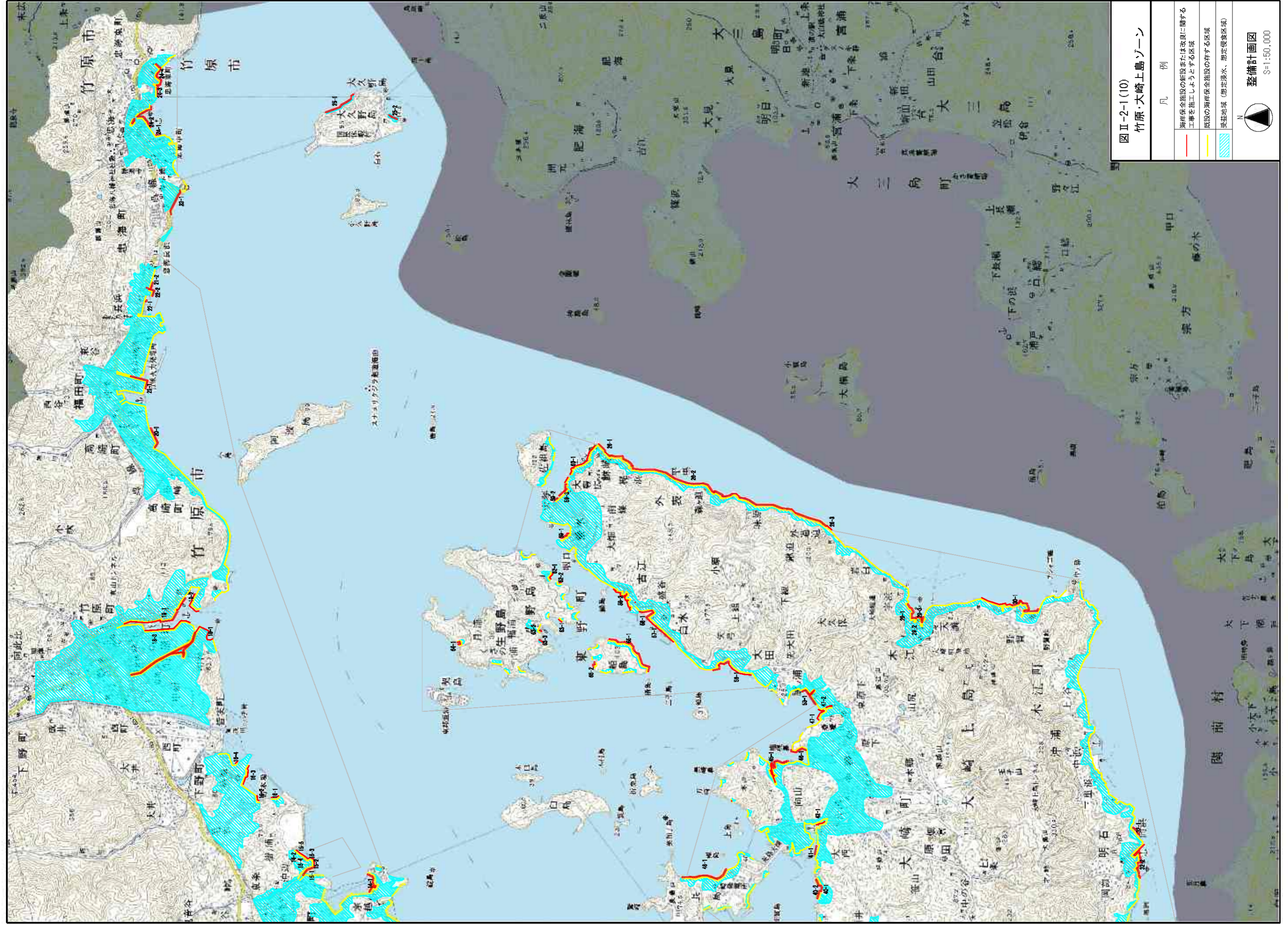


図Ⅱ-2-1(9)
竹原・大崎上島ゾーン

凡 例	
	海岸保全施設の建設または改良に関する工事を施工しよとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	密着地域(想定海水、想定浸食区域)



整備計画図
S=1:50,000



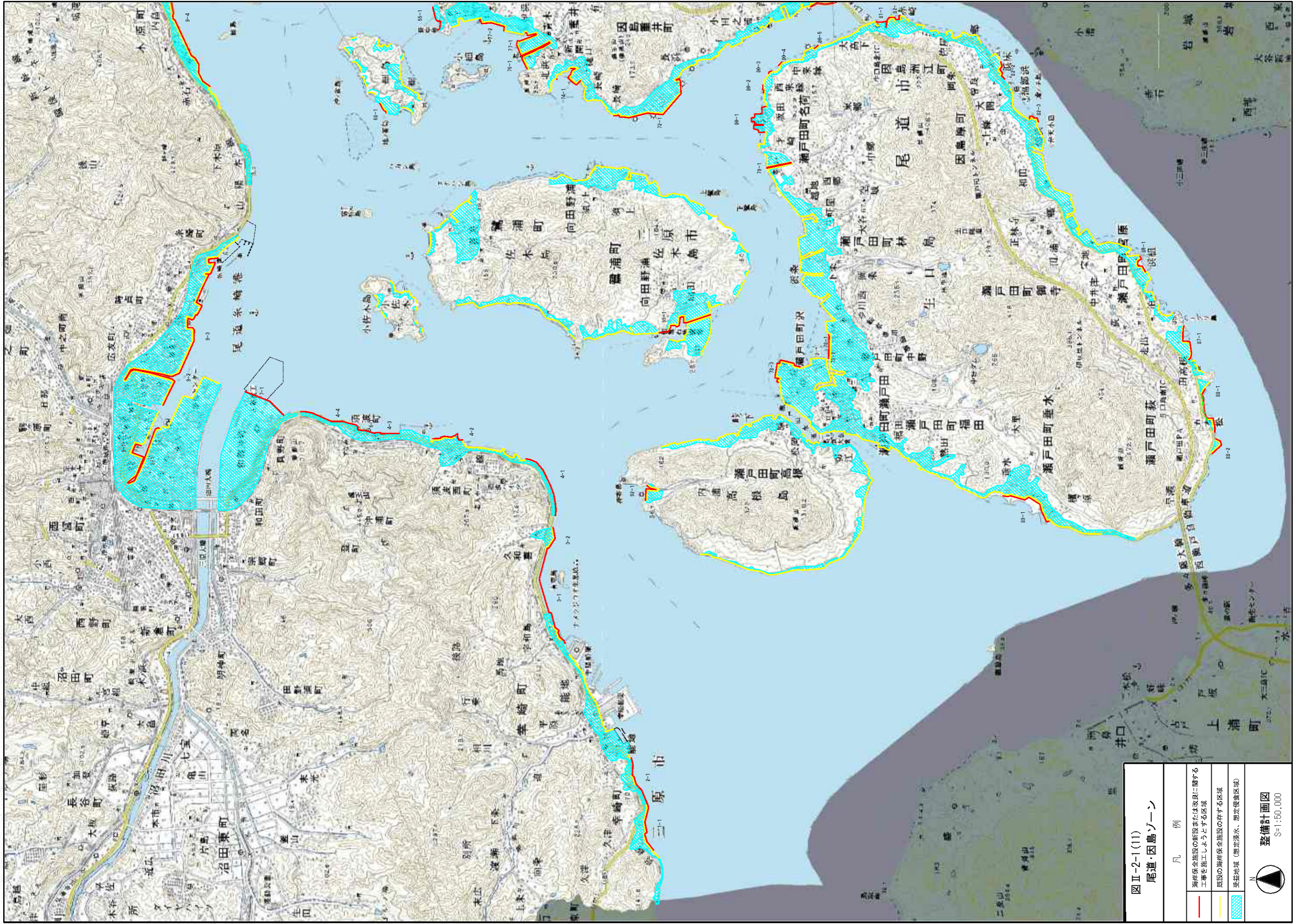
図Ⅱ-2-1(10)
竹原・大崎上島ゾーン

凡 例

- 海岸保全施設の修設または改良に関する工事を施工しようとする区域
- 既設の海岸保全施設の存在する区域
- 潜在地域（想定湧水、想定優良区域）



整備計画図
S=1:50,000

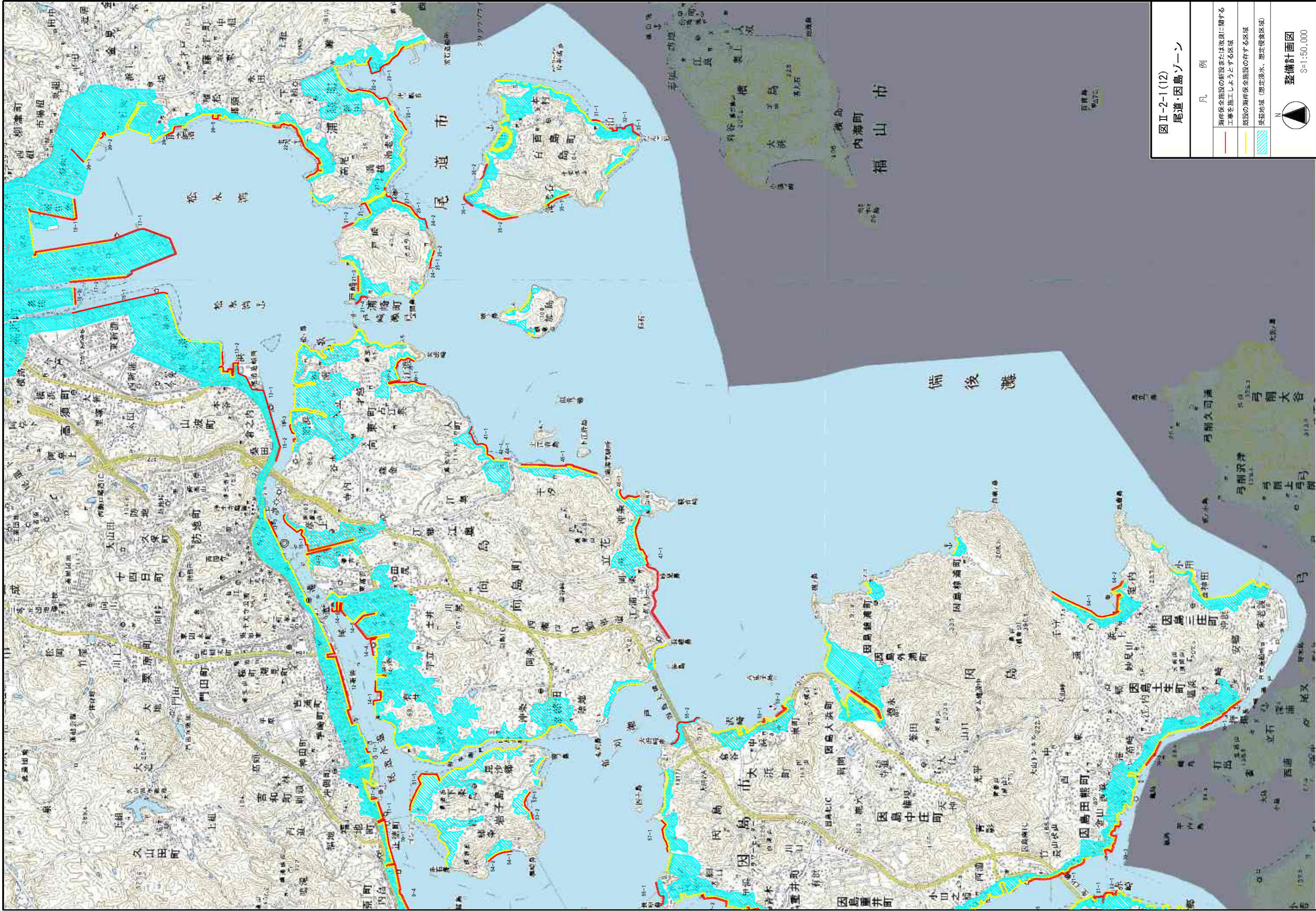


図Ⅱ-2-1(11)
尾道・因島ゾーン

凡 例	
	海岸防衛施設の建設または改良に関する 工事を施工しようとする区域
	既設の海岸防衛施設の存する区域
	受益地域 (潮干浸水、想定危険区域)



整備計画図
S=1:50,000

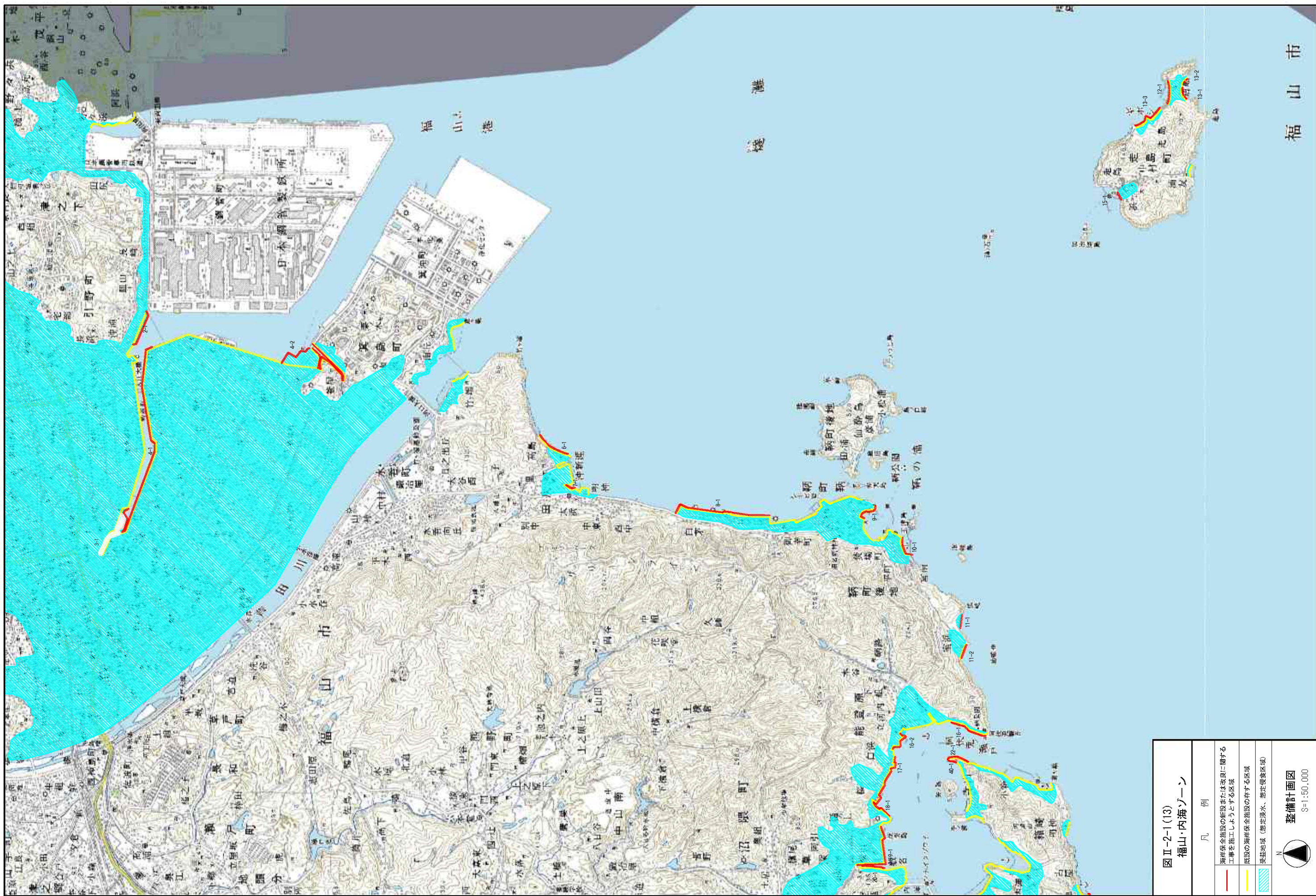


図Ⅱ-2-1(12)
尾道・因島ゾーン

凡 例

- 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
- 既設の海岸保全施設が存在する区域
- 築港地域（潮止浸水、潮定浸水区域）

整備計画図
S=1:50,000



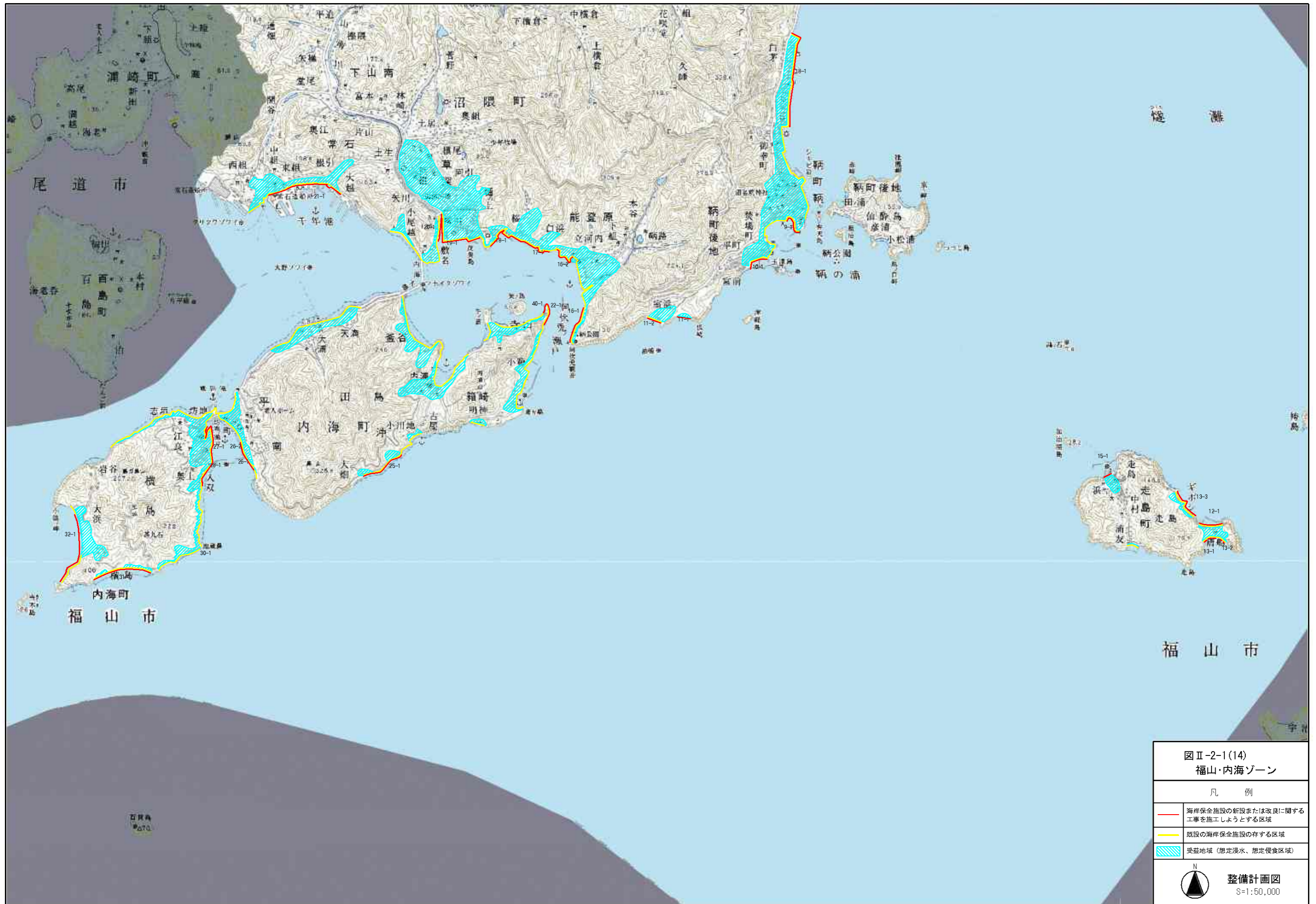
図Ⅱ-2-1(13)
福山・内海ゾーン

凡 例

- 海岸保全施設の新設または改良に関する工
事を施工しようとする区画
- 既設の海岸保全施設の存する区画
- 変基地域（想定浸水、想定危険区域）



整備計画図
S=1:50,000



図Ⅱ-2-1(14)
福山・内海ゾーン

凡 例

- 海岸保全施設の新設または改良に関する工事を施工しようとする区域
- 既設の海岸保全施設の存在する区域
- 受益地域（想定浸水、想定侵食区域）

整備計画図
 S=1:50,000